

総務財政委員会 案件一覧

(令和 8 年 7 月 15 日開催分)

○所管事務報告 9 件

部 局	報 告 順	件 名	資 料 番 号	説 明 者 (所管課長名等)
各部	1	令和 8 年度 企画経営部事業概要	1	臼井 企画課長
		令和 8 年度 総務部事業概要	1	鈴木 総務課長
		令和 8 年度 区民部事業概要	1	吉澤 戸籍住民課長
企画経営部	2	おおたの窓口 2.0 の進捗（駅ナカ窓口サービス拠点の開設等）について	2	臼井 企画課長 吉澤 戸籍住民課長
	3	令和 8 年 9 月 1 日付け組織改正について	3	古川 経営改革担当課長
総務部	4	令和 8 年度第 1 回大田区総合教育会議の開催について	2	鈴木 総務課長
	5	土地の取得について（平和島五丁目）	3	武藤 経理管財課長
	6	工事請負契約の報告について ①道路舗装改良工事（美原通り）その 4 ②稲荷橋塩害対策工事（その 2） ③大田区大森南二、三丁目付近管渠改良工事（下水道） ④主要 94 号線整備工事その 6（電線共同溝） ⑤大森第六中学校便所（棟番号①－3）全面改修その他工事 ⑥羽田中学校照明改修工事 ⑦千鳥さくら保育園空調設備改修工事 ⑧本庁舎中央監視装置更新工事	4	武藤 経理管財課長
区民部	7	令和 7 年度 収納状況報告	2	土屋 納税課長 鈴木 国保年金課長 森田 後期高齢者医療担当課長

令和8年度 企画経営部 事務事業概要

I 部の目標及び重点項目・課題

1 令和8年度 部の目標

令和8年度は、区制80周年を迎える節目の年であり、区の豊かな暮らしの価値を次世代へ確実に継承するため、創意と熱意をもって新たな価値創造に挑む必要がある。

一方で、不透明な経済情勢、複雑・多様化する地域課題、社会保障・投資的経費の増大、激化する人材獲得競争など、区を取り巻く環境の変化は激しく、区の経営資源は極めて厳しい状況にある。

この難局を乗り越えるため、職員力に基づく組織力の向上と業務の効率化、多様な主体との連携・協働の推進、公共施設マネジメントの推進など、持続可能な自治体経営の実践を通じて経営の質を一段と高めていかなければならない。

あわせて、おおたの窓口2.0やDX推進など、部局横断的な対応を要する施策をはじめ、企画経営部が全庁を牽引し、総合調整機能を遺憾なく発揮する。

持続可能な自治体経営の実践と全体最適の視点による総合調整を徹底し、区民が誇りと愛着を持ち、真に「住み続けたいまちNo.1」と実感できる区政の実現に邁進する。

2 令和8年度 重点項目・課題

(1) 総合計画の推進及び総合調整機能の発揮

令和8年度は、令和7年度に構築に着手した「総合計画推進プロジェクト」を本格始動させる重要な年である。不透明な経済情勢や社会保障・投資的経費の増大など区を取り巻く環境が厳しさを増す中、本プロジェクトによる行政評価（施策評価・事務事業評価）と経営資源点検を通じて施策・事業の成果を客観的に検証し、限られた経営資源を効果の高い施策に集中させる「選択と集中」の発想を組織全体に定着させる。

このため、企画経営部は総合計画推進プロジェクトを軸とした行政評価の仕組みの定着を図りながら、総合計画と個別計画の計画間調整を行い、各部との緊密な連携体制を深め、全庁を挙げて基本構想で掲げた将来像の実現を目指す。

(2) 持続可能な自治体経営の推進

総合計画を下支えするものとして、区の経営資源を最適化し、最大限に活用することで持続可能性を確保する「大田区持続可能な自治体経営実践戦略」の具体的な取組を実践していく。

更なる取組の推進に向けて、全庁横断的な視点で経営改革の方向性を検討する「持続可能な自治体経営実践戦略推進委員会」の下、各柱に紐づく取組を専門的に検討する「人材・生産性部会」、「広報・連携部会」、「財務・施設・環境部会」を活用し、進捗状況の把握を行うとともに、部局横断的な検討を進めていく。

	(3) SDGs・公民連携の推進 区は、令和5年に「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定され、より一層のSDGsや公民連携の推進を通じて、地域課題の解決に取り組んでいる。 その中で、SDGsに取り組む事業者を区が認定する「大田区SDGs認定制度」を実施している。また、民間企業・学術機関などの多様な主体と地域課題の解決に向けたアイデアや行動を議論する場として区が設置した「大田区公民連携SDGsプラットフォーム」を活用している。 今後も、こうした仕組みを通じて、多様な主体との連携をさらに広げ、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを着実に進めていく。
	(4) 窓口サービスの向上・窓口DXの推進 区は、将来的な「行かない、書かない、待たない、回らない窓口」の実現を目指す「おおたの窓口2.0」を推進しており、オンライン化と併せて行政手続き環境を刷新することで、誰もがストレスなく利用できるスマートな窓口サービスを提供していく。 令和8年度は、その第一歩として、駅ナカ窓口サービス拠点の開設、本庁舎1階の窓口機能拡充、蒲田東地区の地域力推進体制の強化、窓口受付時間の見直しなど、デジタル技術等を活用した様々な取組を段階的に実施する。 企画経営部は、全庁のけん引役として、全体最適の視点からおおたの窓口2.0の取組を一体的に推進し、経営資源の適正化と区民サービスの質の向上が両立した新たな窓口体制の構築を目指す。
	(5) 持続可能な自治体経営を支える財政運営の推進 社会経済が不透明な状況にあっても、区が直面する課題に時機を逸することなく迅速かつ的確に対応する必要がある。 総合計画に基づき、未来志向の戦略的な投資を着実に進め、施策の新陳代謝や執行努力による財政対応力の確保など、強靱な財政基盤を堅持する取組を推し進めるとともに、選ばれるまちとして都市力を磨く自治体経営を推進する。
	(6) 広聴及び広報活動の推進 広聴においては、行政の取組や福祉サービスの提供等についてのご意見及びご相談に丁寧に対応するとともに、区民参画を促し、住民の福祉の向上を図る。 広報については、区民のニーズをとらえ、施策や地域資源の発信を行うとともに、広報の専門所管として各所管課が行う発信を支援する。 特に令和8年度は、区民が利用しやすく、検索性に優れ、生成AI等の技術革新に柔軟に対応できる区公式ホームページの再構築を実施し、正確で確実な情報発信とともに、区の魅力や特色を効果的に発信していく。あわせて、再構築後の新たな管理システムの円滑な運用のため、職員向けの操作研修等の支援を実施する。 また、区制80周年を迎える機会を通じて、大田区で暮らすことの価値をあらためて区民に感じてもらい、区への愛着度を高め、その結果として「住み続けたいまちNo.1」を実現するため、大田区シティプロモーション戦略にもとづき、具体的な取組を示すアクションプランを着実に推進していく。

(7) 次世代へつなぐ情報システムの整備と維持管理 地方公共団体情報システム標準化法に基づく各システムの標準化対応については、移行が延期された3件のシステムの円滑な移行を支援する。 また、本年7月の予算編成機能から順次稼働予定の財務会計システム及び令和9年1月本稼働予定の文書管理システムの更改を完了する。さらに、本更改を契機として業務改善を実現し、職員の生産性の向上とコスト削減による経営資源を生み出す。 情報システムの整備と維持管理に当たっては、引き続きセキュリティを確保しつつ最新の技術動向等も踏まえて働きやすい環境整備を進め、区民サービスの向上を目指す。
(8) DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進 策定2年目となる「大田区DX推進計画（令和7年度～10年度）」に基づき、DX推進本部のもと、庁内の連携を一層強化し、窓口DXの推進、行政手続のオンライン化の推進及びDX人材の育成などの取組を着実に進める。これらの取組を通じて、デジタル技術を最大限に活用した質の高い区民サービスの提供し、本計画が掲げる「一人ひとりの幸せをかなえる～人にやさしく変革を続ける大田区～」の実現を図る。
(9) 将来を見据えた持続可能な公共施設整備と計画的修繕の推進 「総合計画」及び「持続可能な自治体経営実践戦略」との整合を図るとともに、公共施設マネジメントの着実な推進に向けて、前回改訂から5年が経過した「大田区公共施設等総合管理計画」の一部改訂を行う。 また、「総合管理計画」の一部改訂に合わせて、個別施設の具体の対応方針を定めた「大田区公共施設個別施設計画」についても、改訂を行う。 これらの取組により、効果的・効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持・向上の実現を目指す。 地区整備計画については、「馬込地区公共施設整備」に係る基本計画、「矢口地区公共施設整備」に係る基本方針の検討など、各地区における整備計画を着実に推進する。 施設の建築及び維持修繕については、社会情勢の変化による影響や建設業界の人材不足が深刻化しており、工事価格や工期など著しい影響が生じた場合には、各部局と緊密に連携し、迅速に対応していく。 また、デジタルツールを積極的に活用することにより、業務におけるDX化を推進するとともに、限られた人員配置の中、増加する工事に的確に対応するため、ASP（工事情報共有システム）の運用や設計及び監理等の包括的業務委託を活用することなどによって、業務全体の効率化を図る。

Ⅱ 組織及び職員数（令和8年7月1日現在・再任用職員含む）

企画経営部長 梅崎 修二 (193)	企画課 企画課長事務取扱／企画経営部副参事（SDG s 未来都市推進担当）／こども未来部副参事（こども政策調整担当）兼務 臼井 正一 経営改革担当課長／総務部人事企画担当課長兼務 古川 雅章 (24)	政策・企画担当係長 20 (行政実務派遣研修) 2
企画経営部参事 臼井 正一		
企画経営部施設整備担当部長／教育総務部参事（教育施設担当）兼務 河原田 光 (1)		
地域未来創造部長／企画経営部参事（計画調整担当）兼務 田村 彰一郎 (1)	財政課 財政課長 高野 恭子 (15)	財政担当係長 12 (特別区長会事務局派遣) 1 (行政実務派遣研修) 1
地域未来創造部スポーツ・文化芸術担当部長／企画経営部参事（スポーツ・文化調整担当）兼務 中村 誠 (1)	広聴広報課 広聴広報課長 阿部 大輔 (28)	広聴担当係長 11 福祉オンブズマン担当係長 3 広報・シティプロモーション担当係長 13
	情報政策課 情報政策課長 清水 隆司 (41)	情報政策担当係長 38 (行政実務派遣研修) 2
	施設整備課 施設整備課長 宮本 知明 (14)	施設計画担当係長 13
	施設保全課 施設保全課長 小池 武道 施設調整担当課長／教育総務部副参事（教育施設調整担当）兼務 西山 徹 (65)	施設保全担当係長 63
	副参事（調整担当）／教育総務部副参事（教育地域力担当）兼務 齋藤 恵介 副参事（デジタル改革担当）／副参事（ウェブ戦略担当）兼務 稲葉 和弘 (2)	

Ⅲ 各課の事務分掌及び主な事務事業

1 企 画 課

(1)事務分掌

【政策・企画担当】

- ・部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
- ・部の事務事業の改善に関すること。
- ・行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
- ・部の事業に係る調査研究に関すること。
- ・議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。
- ・部の庶務に関すること。
- ・予算及び決算に関する部の統括に関すること。
- ・他部及び部内他課との連絡調整に関すること。
- ・危機管理に関すること。
- ・議会に関する部の総括に関すること。
- ・行政計画に関すること。
- ・進行管理に関すること。
- ・区行財政の総合的な企画及び調整に関すること。
- ・公民連携の推進に係る調整に関すること。
- ・行政組織に関すること。
- ・職員の定数に関すること。
- ・事務の能率及び改善に関すること。
- ・社会経済情勢の情報収集・分析及び政策研究に関すること。
- ・自治体経営及び政策に係る調査研究に関すること。
- ・特命事項に関すること。
- ・部内他課に属しないこと。

(2)主な事務事業と予算・執行済額（単位:千円、予算額は令和8年7月1日現在）

	事務事業名/概要	8年度予算額	7年度執行済額
1	総合計画の推進 基本構想で掲げた将来像の実現のため、行政評価制度を定着させ、総合計画を推進する。 (庁内研修、行政評価制度の改善)	343	343
2	調査研究・企画機能の充実 EBPMの推進や各種計画・事業の推進等に必要な調査研究を行う。	16,518	15,554
3	SDGs・公民連携の推進 持続可能な社会の実現に向けて、SDGsの気運醸成及び公民連携を推進する。 (大田区SDGs認定制度、学校法人東邦大学や京浜急行電鉄(株)との連携事業等)	14,172	31,292
4	窓口サービスの向上・窓口DXの推進 おおたの窓口2.0の第一弾として、駅ナカ窓口サービス拠点の開設、本庁舎1階の窓口機能拡充等、デジタル技術を活用した取組を段階的に実施する。	94,439	0

2 財 政 課

(1)事務分掌

【財政担当】

- ・ 予算の編成及び配当に関すること。
- ・ 財政計画に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。

(2)主な事務事業と予算・執行済額（単位:千円、予算額は令和8年7月1日現在）

	事務事業名/概要	8年度予算額	7年度執行済額
1	社会経済状況の的確な把握と財政見通しを踏まえた財政運営の推進 社会経済状況等の中長期的な視点に基づく財政見通しを踏まえた持続可能な財政運営を推進する。	0	0
2	令和8年度予算の執行管理 物価高騰等による、区民生活への影響を柔軟かつ的確に対応するとともに、予算に計上した施策の効果を最大限に発揮できるよう、部局と連携し執行を管理する。	0	0
3	令和9年度予算(案)の編成 事業評価等の結果を反映し、区政を取り巻く重点課題に優先的かつ積極的に取り組む予算編成を進める。	0	0
4	財務書類の活用 国や他自治体の動向・事例を分析し、区におけるマネジメントツールとしての活用策を検討する。	7,271	5,583

3 広 聴 広 報 課

(1)事務分掌

【広聴担当】

- ・区政に関する情報の収集、分析等に関すること。
- ・区政に対する提案受付に関すること。
- ・法律相談その他の一般区民相談に関すること。
- ・行政相談委員の推薦に関すること。
- ・区政資料の収集、提供及び保管に関すること。
- ・区政情報コーナーの管理運営に関すること。
- ・区政参画制度に関すること。
- ・その他広聴及び相談に関すること。
- ・課の庶務に関すること。
- ・課内他係に属しないこと。

【福祉オンブズマン担当】

- ・福祉オンブズマンに関すること。

【広報・シティプロモーション担当】

- ・広報活動の総合調整に関すること。
- ・広報紙その他の広報に係る印刷物の編集及び発行に関すること。
- ・ホームページの管理及び運営に関すること。
- ・広報番組による区政情報の提供に関すること。
- ・区政関連資料の収集、提供及び保管に関すること。
- ・報道機関等への情報提供に関すること。
- ・シティプロモーションの推進に関すること。
- ・その他区政の普及に関すること。

(2) 主な事務事業と予算・執行済額（単位: 千円、予算額は令和8年7月1日現在）

	事務事業名/概要	8年度予算額	7年度執行済額
1	区民相談	15,513	15,210
	区民生活の安定に資するために、法律、登記、行政、税務、不動産取引、公証、社会保険労務等の各専門家による無料相談を実施する。		
2	区政参画制度	133	97
	区をもっと暮らしやすく住みやすいまちにするための区民からのアイデアを、区の施策の運営や業務の見直しに活用するため、区長との懇談会を実施する。		
3	福祉オンブズマン制度	6,416	6,278
	区が行い、又は関与する福祉サービスへの苦情等を福祉オンブズマンが調査し、処理することにより、福祉サービスの一層の向上を図る。福祉オンブズマンは4人で、毎年、区長に運営状況を報告し、これを公表する。		
4	区報の発行	210,808	195,354
	令和8年度から、毎月2回、1日及び15日に発行とし、更なる紙面の充実を図る。1日号は、タブロイド版8頁約37万部を自治会・町会等が全戸配付、15日号は、タブロイド版8頁約11万部を新聞折込で配付する。 広報紙配架場所: 駅広報スタンド、区施設、公衆浴場、セブン-イレブンなど		
5	区政PR刊行物の発行	9,383	8,240
	くらしのガイド(29,000部/年)、統合ポスター(1,210枚/月)を作成する。		
6	大田区ホームページの提供	118,443	17,927
	大田区ホームページ(昨年度閲覧数延べ約1,463万件)の管理運営を行う。		
7	シティプロモーション推進事業	35,415	18,691
	大田区シティプロモーションサイトの管理運営、SNSでの発信等を行う。また、大田区シティプロモーション戦略に基づき、アクションプランを着実に推進する。		

4 情報政策課

(1) 事務分掌

【情報政策担当】

- ・ 情報化に関すること。
- ・ 電子計算組織の企画及び調整に関すること。
- ・ 電子計算組織に係る個人情報の保護に関すること。
- ・ その他電子計算組織に関すること。
- ・ 情報政策に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- ・ 課の庶務に関すること。

(2) 主な事務事業と予算・執行済額（単位：千円、予算額は令和8年7月1日現在）

	事務事業名/概要	8年度予算額	7年度執行済額
1	情報システムの運営 マイナンバー関連業務を含む情報システム全体の安全で安定した稼働を着実に進めるため、関連システムを構築、保守、改修する。	3,867,990	3,348,333
2	他自治体とのシステム共同運営 東京都内の地方公共団体が共同して電子自治体を実現することにより、行政サービスの向上及び行政運営の高度化を図る。	18,052	16,529
3	総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営 地方公共団体を相互に接続する行政専用の通信網である「総合行政ネットワーク」へ参加し、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による高度利用を図る。	13,289	29,974
4	DXの推進 デジタル技術の活用による、多様化・高度化する区民ニーズへの対応や行政手続の利便性向上、業務効率化と合わせたデジタル人材育成など、区におけるDXを推進する。	75,082	55,107

5 施 設 整 備 課

(1)事務分掌

【施設計画担当】

- ・ 公共施設マネジメントに関すること。
- ・ 公共施設整備計画に関すること。
- ・ 未利用地等の利活用に関すること。
- ・ 建築基準法に基づく区有施設の建築物及び建築設備の定期点検に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。

(2)主な事務事業と予算・執行済額（単位:千円、予算額は令和8年7月1日現在）

	事務事業名・概要	8年度予算額	7年度執行済額
1	公共施設整備計画の推進 大田区公共施設等総合管理計画に基づき、人口構成や地域変化を捉えつつ、施設の適正配置及び整備構想・計画を推進することで、効果的・効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持・向上の実現を図る。	30,140	21,729
2	建築物・設備の定期点検 区有施設の建築物と設備の定期点検を実施し、その劣化状況等を的確に把握し、緊急対策及び計画的な改修工事に反映させ区民・利用者に安全な施設を提供する。	46,656	44,703

6 施 設 保 全 課

(1)事務分掌

【施設保全担当】

- ・ 区有施設に係る次の事務
 - 建築及び維持修繕に関すること。
 - 建築及び維持修繕に係る技術管理及び基準の整備に関すること。
 - 保全システムに関すること。
 - コストの管理に関すること。
 - バリアフリーに関すること。
 - アスベスト対策に関すること。
 - 執行委任工事のとりまとめに関すること。
 - 維持管理に係る相談及び助言に関すること。
- ・ 工事成績評価のとりまとめに関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。

(2)主な事務事業と予算・執行済額（単位:千円、予算額は令和8年7月1日現在）

	事務事業名・概要	8年度予算額	7年度執行済額
1	施設保全システムの運用管理 区有施設の長寿命化と維持管理費削減のため、システムを全庁的に活用して予防保全の充実を図る。	9,312	6,577
2	アスベスト対策 改修工事前にアスベスト飛散防止対策の必要性を確認するため、施設の外壁仕上塗材、床、及び天井部材等のアスベスト含有分析調査を行い、含有されていた場合には適正に除去等の処理を行うことで工事の安全性を確保する。	24,174	15,985

※ 各部局からの執行委任事業

令和8年度予算額 : 34,899,197千円（設計15件、工事216件を含む）

令和7年度執行済額 : 23,175,225千円（設計19件、工事241件を含む）

令和8年度

総務部 事務事業概要

I 部の事務事業概要

部目標

各部局の事務事業を下支えすることで、庁内の部局間連携を強めるとともに、スピード意識をもって全庁における適正な行政運営の実現に取り組む。併せて、変化する社会ニーズに素早く対応するため、職員の能力開発を促進するとともに、職員が安心して働くことができる環境づくりに取り組む。また、災害リスク等に迅速に対応できる危機管理体制をより強化し、区民の安全・安心を確保する。

重点項目

1 内部統制の着実な推進について

リスクコントロール表等を活用し、情報セキュリティ事故や事務誤り等の振返りと再発防止に取り組むとともに、リスク管理票による未然防止の観点を取り入れたマネジメントサイクルの定着を目指す。これにより各所属における主体的なリスク管理体制の強化を図り、内部統制の更なるレベルアップを推進する。

2 区制80周年事業の推進について

令和9年3月に「区制80周年記念式典」を開催し、区民の皆様や関係団体等と共に区制80周年を祝う。また、80年の軌跡や未来への思いを込めた記念誌を作成し、区施設や記念式典で配布する。さらに、機運醸成を図るため、区内各所やイベント等で周知し、懸垂幕・横断幕・のぼり旗を作成する。

3 人材育成について

限られた時間の中でより効率的・効果的な研修を実施するとともに、自己啓発とOJT等を支援することで職員・職場の主体的な人材育成を推進する。また、心理的安全性の高い職場環境づくりを促進し、学びの実践と振り返りが定着する体制を整えることで、組織力強化を図る。

4 カスタマーハラスメント対策の推進について

カスタマーハラスメント対応専門員の体制強化により、巡回指導、出前講座、職員研修、各所属の相談対応等を推進する。併せて、各部局が所管する指定管理施設におけるカスハラ実態調査、委託事業者の相談対応についても、各所属と連携を図る。

5 大田区における災害対策について

「大田区地域防災計画」について、想定される最大規模の災害に備えた実効性の高い計画へ改訂する。また、避難所DXの運用開始に伴い、地域への普及啓発を行うほか、在宅避難を前提とした備蓄や水害対策に係る自助意識向上のための啓発等を推進する。

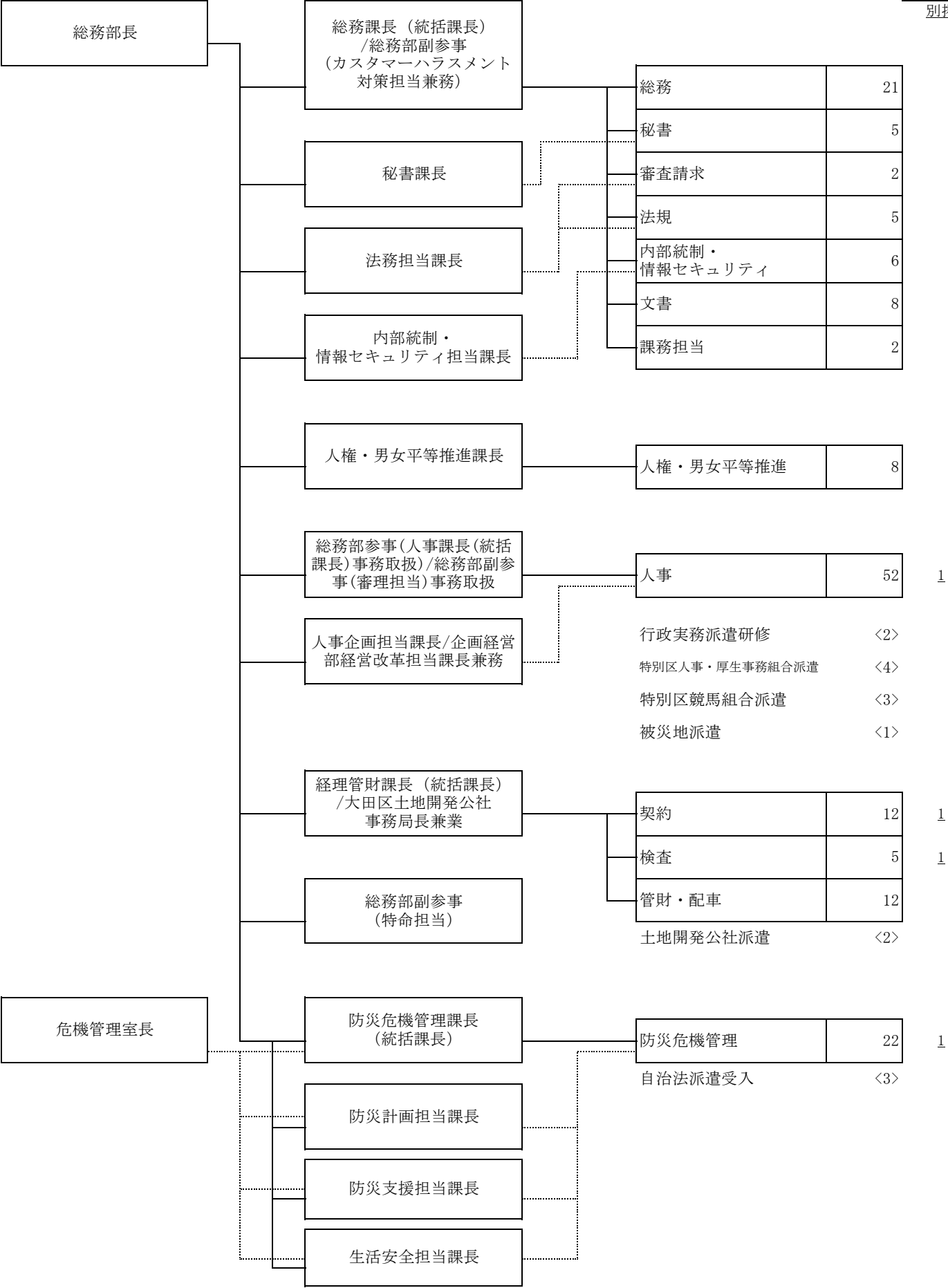
6 大田区における防犯対策について

特殊詐欺被害の防止、自転車盗難対策、住まいの防犯対策の3点を重点課題とし、効果的な啓発を行い、安全・安心なまちづくりを推進する。

II 組織及び職員配置状況

1 組織及び職員数（令和8年5月1日現在）

再任用
＜短時間＞
別掲



2 職員配置状況（令和8年5月1日現在） ※（ ）は令和7年7月1日現在

		部長	課長	係長	その他の職員	合計	(別掲) 再任用 ＜短時間＞
総務課	配置数	1 (1)	5 (5)	16 (15)	33 (31)	55 (52)	0 (2)
	定数	1 (1)	5 (5)	14 (14)	26 (26)	46 (46)	
人権・男女平等推進課	配置数	0 (0)	1 (1)	2 (2)	6 (6)	9 (9)	0 (0)
	定数	0 (0)	1 (1)	2 (2)	4 (4)	7 (7)	
人事課	配置数	0 (0)	1 (2)	8 (8)	44 (43)	53 (53)	1 (1)
	定数	0 (0)	1 (2)	9 (8)	32 (32)	42 (42)	
経理管財課	配置数	0 (0)	1 (1)	11 (11)	18 (19)	30 (31)	2 (3)
	定数	0 (0)	1 (1)	10 (11)	18 (17)	29 (29)	
防災危機管理課	配置数	1 (1)	2 (2)	6 (5)	17 (19)	26 (27)	0 (0)
	定数	1 (1)	2 (2)	6 (5)	14 (15)	23 (23)	
合計	配置数	2 (2)	10 (11)	43 (41)	118 (118)	173 (172)	3 (6)
	定数	2 (2)	10 (11)	41 (40)	94 (94)	147 (147)	

上記表において

- 配置数、定数に含めるもの … 暫定再任用フルタイム
- 配置数に含めないもの … 会計年度任用職員（行政サービス支援員を含む）、派遣職員

定数算定管理職

令和8年度

総務課

… 総務部長、総務課長、秘書課長、
法務担当課長、内部統制・情報セキュリティ担当課長、
総務部副参事（特命担当）

人権・男女平等推進課

… 人権・男女平等推進課長

人事課

… 総務部参事（人事課長（統括課長）事務取扱）、

経理管財課

… 経理管財課長

防災危機管理課

… 危機管理室長、防災危機管理課長、防災計画担当課長、
防災支援担当課長（派遣）、生活安全担当課長（派遣）

令和7年度

総務課

… 総務部長、総務課長、秘書課長、
法務担当課長、内部統制・情報セキュリティ担当課長、
総務部副参事（特命担当）

人権・男女平等推進課

… 人権・男女平等推進課長

人事課

… 総務部参事（人事課長（統括課長）事務取扱）、
人事企画担当課長

経理管財課

… 経理管財課長

防災危機管理課

… 危機管理室長、防災危機管理課長、防災計画担当課長、
防災支援担当課長（派遣）、生活安全担当課長（派遣）

III 各課の事務事業概要

総務課

1 主な課題

- (1) 大田区らしいふるさと納税返礼品の拡充について
区の魅力ある取組や資源を活用した返礼品を段階的に拡充していく。
寄附手法も拡充することで、地場産業の発展や交流人口の増加につなげる。
- (2) 情報セキュリティ体制の整備について
情報セキュリティ委員会において情報共有と全体統括を行うとともに、「セキュリティ事故対応マニュアル」に基づき事故対応の徹底を図る。また、発生した事故の傾向やセルフチェックの結果を踏まえた具体的な対策案の提示や各種研修など、事故の抑止を図る。
- (3) 文書管理システムの再構築について
令和9年1月の新システム稼働に向けて、要件を整理しスムーズな移行を目指す。また、文書事務の手引の見直しやマニュアル等の整備により、職員の文書事務への理解や操作の習熟を支援することで、適正な文書事務のより一層の推進を図る。

2 主な事務事業と予算・執行済額

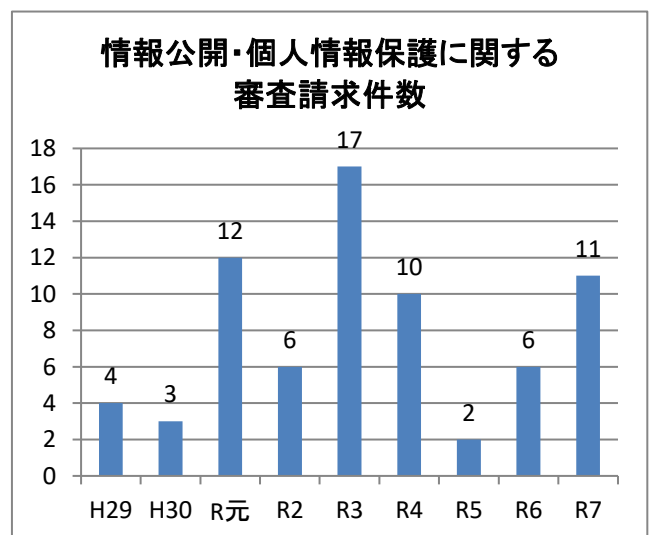
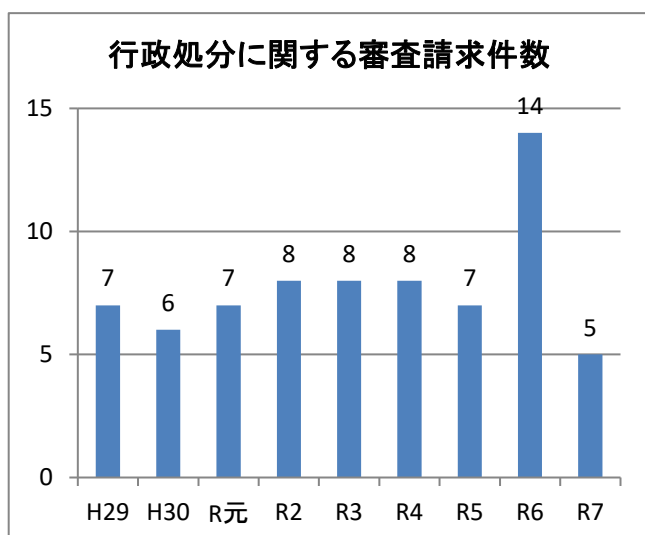
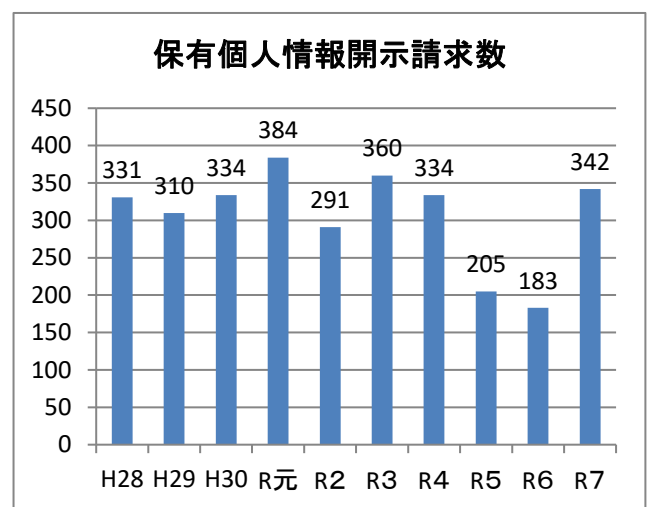
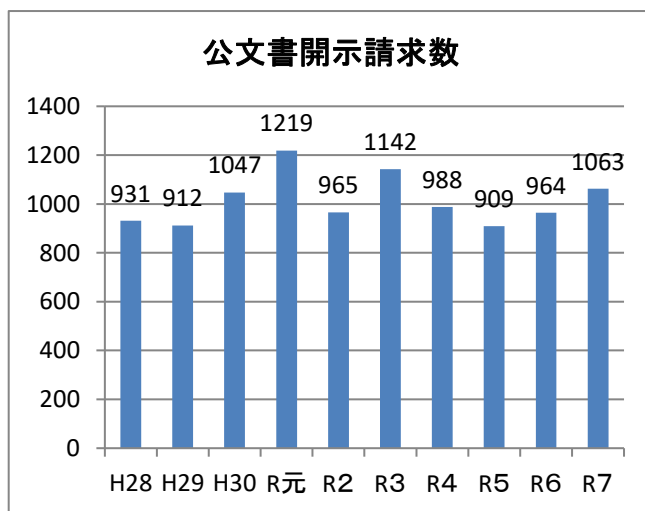
【新】8年度新規事業
【計】基本計画・実施計画
【主】主要事業

	事務事業名・概要	8年度予算額 ＜単位：千円＞	7年度執行済額 ＜単位：千円＞
1	本庁舎（分室等を含む） ☐ 新規 ☐ 基本(実施)計画 ☐ 主要事業	3,943,941	1,317,170
	本庁舎は、竣工より30年が経過しており、経常的な庁舎管理経費等のほか、工事請負費を増額して対応すると共に、庁舎機能回復を目的とした改修工事に向け関係各所と情報共有しながら工事内容の精査を行い対応する。		
2	一般廃棄物等処理及び資源回収委託事業 ☐ 新規 ☐ 基本(実施)計画 ☐ 主要事業	323,254	276,620
	区施設から排出される廃棄物の収集運搬・廃棄を委託により行っている。令和5年度から令和7年度において段階的に電子マニフェストを導入したことで、令和8年度は全ての産業廃棄物と資源物のマニフェストをペーパーレスで運用・管理していく。引き続き、作業の効率化を図りつつ、業務の適正化を推進する。		

	事務事業名・概要	8年度予算額 ＜単位：千円＞	7年度執行済額 ＜単位：千円＞
3	文書事務 ☐ 新規 ☐ 基本(実施)計画 ☐ 主要事業	119,030	102,871
	文書事務を適正に実施するため、文書物品交換業務委託・印刷室管理業務委託・公文書外部書庫委託・公文書廃棄処理業務委託・例規集システム等運用委託等を行う。また、令和9年1月に文書管理システムを更改し、業務の効率化を推進する。		

その他の事務事業

保護司会等、社会を明るくする運動経費、区政運営費、特別区長会事務局分担金等、
区政功労者表彰等、特別職報酬等審議会経費、職員表彰
原付自転車及び自転車集中管理等、総務事務費、外部監査制度、
情報公開・情報セキュリティ対策事務、特定個人情報保護評価事務



人権・男女平等推進課

1 主な課題

(1) 第9期大田区男女共同参画推進プランの推進及び相談事業の拡充

第9期プランの初年度にあたり、庁内外での連携を図り、誰もが性別等で差別されことなくお互いを尊重しあえる社会に向けて取組を進める。特に、配偶者暴力被害者などの相談体制についてチャット相談を新設し、体制の拡充を図る。

(2) 男女平等推進センターの管理運営

男女平等推進センターにおいて、男女共同参画推進事業を実施するとともに、複合施設化による効果的・効率的な施設運営を図る。

(3) 様々な人権問題に関する啓発

近年、多様化・複雑化している様々な人権問題に関して、関係機関と連携し区民や事業者、職員等を対象に、人権講演会をはじめとした様々な啓発を行い人権意識の向上を図る。

2 主な事務事業と予算・執行済額

【新】 8年度新規事業
【計】 基本計画・実施計画
【主】 主要事業

	事務事業名・概要	8年度予算額 ＜単位：千円＞	7年度執行済額 ＜単位：千円＞
1	男女平等推進センター管理運営費 ☐ 新規 ☒ 基本(実施)計画 ☒ 主要事業 男女平等推進センターにおいて、男女共同参画推進事業を実施するとともに、複合施設化による効果的・効率的な施設運営を図る。	79,229	69,690
2	配偶者等暴力被害者支援事業 ☐ 新規 ☒ 基本(実施)計画 ☒ 主要事業 大田区配偶者暴力相談支援センターの事務局として、相談事業を実施するとともに、配偶者暴力被害者支援のため周知啓発を行う。	24,934	7,009

	事務事業名・概要	8年度予算額 ＜単位：千円＞	7年度執行済額 ＜単位：千円＞
3	【計】 人権啓発事業 ☐ 新規 ☒ 基本(実施)計画 ☐ 主要事業 人権啓発事業として、人権啓発パネル展の実施、区報人権特集号の発行、人権啓発冊子の作成、人権講演会等を行う。	15,923	13,419

その他の事務事業

男女共同参画推進事業

◆主な実績【令和7年度】

◇啓発事業

おおた区報、啓発冊子等の作成・配布	
●区報	
男女共同参画特集号	6月発行（115,000部）
人権特集号	12月発行（115,000部）
1日号啓発記事	年間3回掲載
●啓発冊子等	
男女共同参画のための情報誌「パステル」	年2回（各7,000部）発行
人権全般の啓発冊子	2種（各5,500部）発行
パネル展	
●男女共同参画、様々な人権啓発に関するパネル展示及び冊子等の配布	19回開催
人権啓発ポスター作成・配布	2月
●児童・生徒による人権啓発作品（ポスター、標語）を用いてポスターを作成・配布	880枚作成 145か所配布
人権講演会	12月
講演＆ミニコンサート 自分も周りも大切に生きること 講師：木山 裕策（歌手）	参加者数：331人
ワーク・ライフ・バランス普及事業	
●ワーク・ライフ・バランスセミナー	参加者数：15事業者・23人

◇相談事業

●女性のためのたんぽぽ相談	743件
●DV相談ダイヤル	256件
●男性相談ダイヤル	73件

◇男女平等推進センター「エセナおおた」事業実績

エセナフォーラム	10月（2日間）
講演会・展示・ワークショップ等を実施	参加者数：270人
morimoriスマイルフェスタへのワークショップ等の出展及び企画運営協力	2月（1日間）
区民団体による発表・交流等	参加者数：1,609人
男女共同参画に関する意識啓発事業	
●男女共同参画に関する講座	21講座（参加者：延1,168人）
●男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに関するパネル展	7回

人事課

1 主な課題

(1) 人材（人財）育成

職員相互のつながり形成を図る集合研修と、時間や場所に制約されないeラーニング研修のさらなる最適化・効率化を推進する。また、心理的安全性の高い職場づくりを促進し、職員が安心して仕事に取り組むことができる組織風土の醸成を図る。

(2) 多様な職員が活躍できる職場環境の整備

令和8年4月に策定した「2026-2030職員のワーク・ライフ・マネジメントプラン」に掲げた取組を着実に推進し、職員が性別・ライフステージ等に関わらず、それぞれの能力と個性を活かせる職場環境づくりにつなげる。

(3) 採用活動の強化

厳しい採用環境が継続する中、従来型の採用説明会・インターンシップ等の充実に加え、民間主催の転職フェアへの参加や効果的な広報等を通じて、大田区で働く魅力や働きがいにより幅広い層にPRすることでさらなる人材確保につなげる。

2 主な事務事業と予算・執行済額

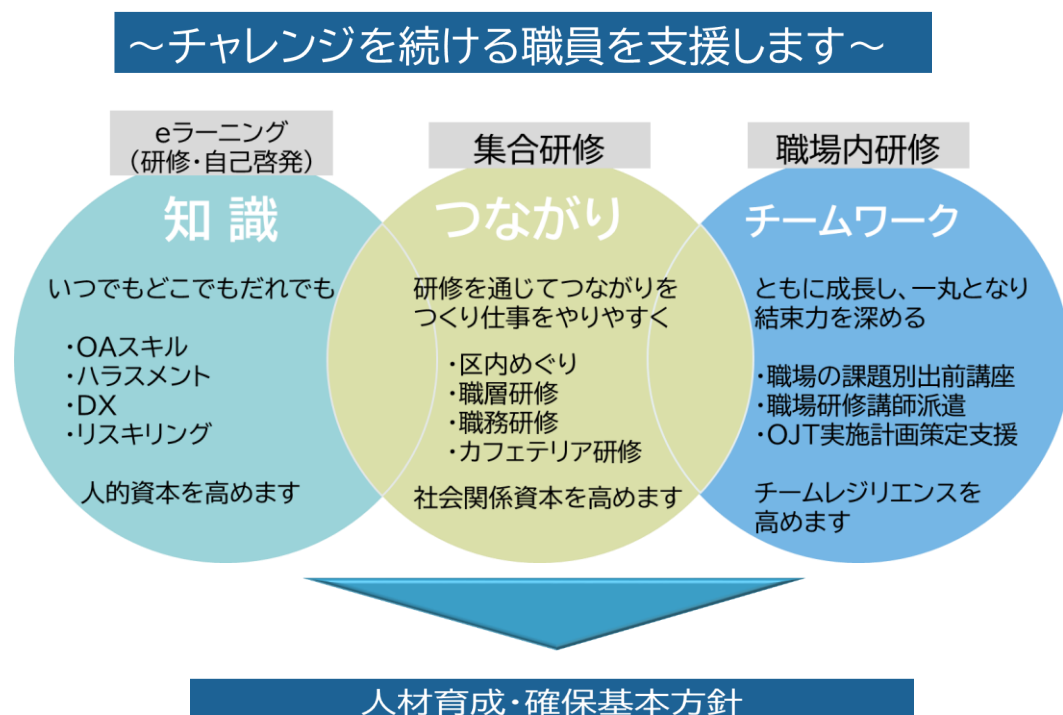
【新】8年度新規事業
【計】基本計画・実施計画
【主】主要事業

	事務事業名・概要	8年度予算額 ＜単位：千円＞	7年度執行済額 ＜単位：千円＞
1	職場外研修 ☐ 新規 ☐ 基本(実施)計画 ☐ 主要事業	19,413	14,931
	区政を取り巻く環境変化を踏まえた職層研修や、時代の潮流を捉えた職務研修を効果的に実施することにより、職員が自ら考え、挑戦しようとする意欲を最大限に引き出すとともに、職員相互の連携強化、組織力強化を図る。		
2	職員住宅の維持・管理 ☐ 新規 ☐ 基本(実施)計画 ☐ 主要事業	63,643	51,538
	民間住宅の借上げにより、新規採用職員や若手職員に安定した住環境を提供する。これにより、職員の意欲向上及び災害・緊急時の防災力強化を図るとともに、修繕対応等に係る財政負担の軽減を図る。		

	事務事業名・概要	8年度予算額 ＜単位：千円＞	7年度執行済額 ＜単位：千円＞
3	一般健康診断 ☐ 新規 ☐ 基本(実施)計画 ☐ 主要事業	73,977	67,462
	労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施する。 職員の健康状況を把握し、適切な就業上の措置や保健指導を行い、職員の健康の保持増進を図る。 区内病院へ業務を委託し、健診センターと病院との連携により、健診の充実と職員のより一層の健康管理に努める。		

その他の事務事業

給与事務、特殊健康診断、その他の健康診断、
公務災害事務、福利厚生事業、職員被服、職員住宅の維持管理、
職員システムの運営管理、自己啓発支援



経理管財課

1 主な課題

(1) 入札不調防止対策

J V 要綱や指名基準、総合評価方式による評価基準等を適切に運用するほか、工事の発注時期の分散化・平準化に努めるなど、技術者不足等公共工事を取り巻く環境も考慮した入札を実施することで、入札不調防止を図る。

(2) 未利用地の管理

普通財産としての未利用地を適切に管理するとともに、企画経営部及び所管部局における利活用の方針が定まった際には、これに沿った所要の措置を講じる。

(3) 計画的な用地取得

行政需要に応じ、公共用地の計画的な取得を目指す。その際、財産価格審議会を通じた適正な価格評価に基づくとともに、対象地の土壌汚染調査、対策を徹底するなどし、瑕疵のない状態での取得に努める。

2 主な事務事業と予算・執行済額

【新】 8 年度新規事業
【計】 基本計画・実施計画
【主】 主要事業

	事務事業名・概要	8 年度予算額 ＜単位：千円＞	7 年度執行済額 ＜単位：千円＞
1	庁有車維持管理 ☐ 新規 ☐ 基本(実施)計画 ☐ 主要事業	69,450	55,840
	庁有車の運行業務に当たり、安全運転の徹底を図るとともに適切な配車を行う。		
2	公有財産の管理経費 ☐ 新規 ☐ 基本(実施)計画 ☐ 主要事業	32,817	38,777
	区の公有財産について、財産台帳の必要な資料を整理配備し、適正な管理を行う。 不動産鑑定評価及び財産価格審議会に適正な価格評価を受け、公共用地の取得を行う。		

	事務事業名・概要	8年度予算額 ＜単位：千円＞	7年度執行済額 ＜単位：千円＞
3	土地開発公社関係費 ☐ 新規 ☐ 基本(実施)計画 ☐ 主要事業	2,091,150	770,769
	土地開発公社へ区が必要とする土地の先行取得を依頼し、計画的な買取を行うことで地域の秩序ある整備を進める。		

その他の事務事業

契約事務費 検査事務費 普通財産撤去工事
借地料〔総務費(池上会館)、教育費(池上小学校)〕
積立基金〔公共施設整備資金積立基金、福祉事業積立基金、自転車等駐車場整備資金積立基金、新空港線整備及びまちづくり資金積立基金、羽田空港対策積立基金、地域力応援基金、勝海舟基金、防災対策基金、文化振興基金、子ども生活応援基金、大学等進学応援基金、産業のまち未来基金、みどり基金〕

令和8年度 普通財産(土地)リスト

(経理管財課所管:令和8年4月1日現在)

No.	土地名称	地番	登記地積(㎡)	取得年月日
1	(旧) 研修施設用地	那須塩原市板室字白湯山1173-774 外5筆	11,567.00	昭和49年9月27日
2	旧中央二丁目自転車駐車場	中央二丁目510-2 外1筆	197.83	昭和59年3月7日
3	(旧) 本庁舎第二分室	中央二丁目573-1 外1筆	203.03	昭和63年8月4日
4	(旧) 大田区教職員仲池上住宅	仲池上二丁目500	772.01	昭和36年11月15日

令和8年度 普通財産(建物)リスト

(経理管財課所管:令和8年4月1日現在)

No.	建物名称	住居表示	構造	階層	延床面積(㎡)	経過年数
1	(旧) 大田区教職員仲池上住宅	仲池上二丁目5-6	鉄筋コンクリート造	地上3階	923.73	56

防災危機管理課

1 主な課題

(1) 「大田区地域防災計画」の改訂

都心南部直下型地震発生時の想定被害に対応しうる危機管理体制の構築や避難所環境の改善及び在宅避難支援体制の構築、富士山大規模噴火時の降灰対策等、これまでの各種検討及び訓練での検証成果を反映し、実効性の高い計画へ改訂を行う。

(2) 避難所環境向上と在宅避難、水害対策の推進

避難所DXの運用開始に伴い、地域への普及啓発を行い、スムーズな避難者の受け入れを実現し、待ち時間の短縮や事務処理の効率化を図る。在宅避難を前提とした備蓄や水害対策に係る自助意識向上のための情報発信を行う。

(3) 防犯対策の強化

特殊詐欺被害の防止、自転車盗難対策、住まいの防犯対策の3点を重点課題とし、効果的な啓発を行い、安全・安心なまちづくりを推進する。

2 主な事務事業と予算・執行済額

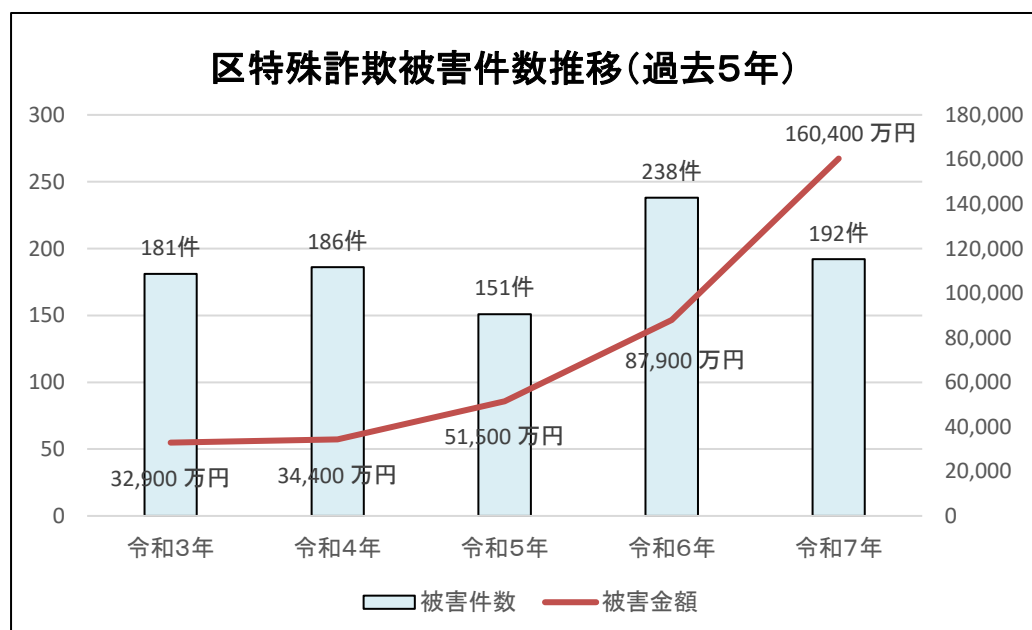
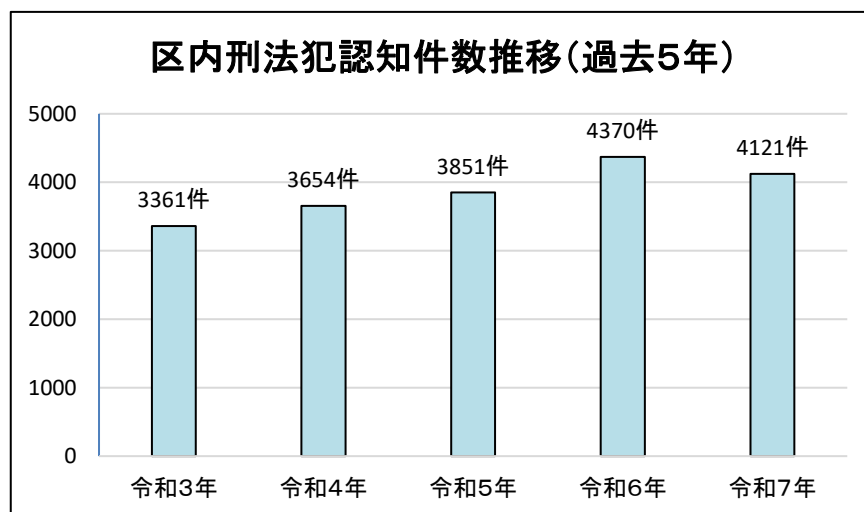
【新】8年度新規事業
【計】基本計画・実施計画
【主】主要事業

	事務事業名・概要	8年度予算額 ＜単位：千円＞	7年度執行済額 ＜単位：千円＞
1	防災会議 【計】【主】 ☐ 新規 ☒ 基本(実施)計画 ☒ 主要事業	15,359	1,124
	災害対策基本法16条に基づき、大田区地域防災計画の作成及び計画に基づく取組を推進するほか、区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。		
2	災害時用情報システム及び伝達手段の維持管理 【計】 ☐ 新規 ☒ 基本(実施)計画 ☐ 主要事業	236,394	153,642
	避難所DXの運用開始に伴い、発災時に円滑な運用ができるよう、チラシや動画による周知を実施するほか、学校防災活動拠点訓練等において受付訓練を実施し、操作の習熟を図っていく。		

	事務事業名・概要	8年度予算額 ＜単位：千円＞	7年度執行済額 ＜単位：千円＞
3	生活安全事務 【計】【主】 ☐ 新規 ☒ 基本(実施)計画 ☒ 主要事業	278,344	300,362
	自動通話録音機の無料貸与等による特殊詐欺被害防止、区内高校生へのロック錠の配布等による自転車盗難防止、区公式SNS等による大田区住まいの防犯対策緊急補助事業の実施・周知等、犯罪を未然に防ぐ活動を行う。		

その他の事務事業

総合防災訓練、防災意識の高揚及び防災行動力の向上、防災市民組織・消火隊の充実、消防団に対する助成、災害時における要支援者対策の推進、本部体制備蓄物品の維持管理、消火設備の設置及び井戸水の運用、防犯カメラ・地域安全安心パトロール活動等に対する助成、青色回転灯パトロール、客引き・客待ち防止等指導員によるパトロール、区民安全・安心メール



総務財政委員会
令和8年7月15日

区民部 資料1番

所管 戸籍住民課

区民部

2026
(令和8年度)

事業概要



©大田区

令和8年7月発行

目 次

1	区民部組織図	1
2	区民部の事務分掌	2
3	令和8年度 区民部の取組について	7
4	令和8年度 当初予算額	11
5	令和7年度 重要事業の取組成果	12
6	各課の事務事業	18
(1)	戸籍住民課	18
I	戸籍関係事務	18
II	住民基本台帳、印鑑証明等関係事務	18
III	住居表示関係事務	24
IV	郵送請求関係事務	24
V	外国人住民関係事務	25
VI	統計調査関係事務	26
VII	おくやみコーナー	29
VIII	大田区生活支援給付金	30
IX	おおたの窓口 2.0 (区民部)	31
X	参考資料	32
(2)	課税課	39
I	特別区民税・都民税(住民税)事務	39
II	軽自動車税(環境性能割)事務	40
III	軽自動車税(種別割)事務	41
IV	特別区たばこ税事務	43
V	入湯税事務	43
VI	税証明発行事務	44
VII	減免に関する事務(特別区民税・都民税・森林環境税ならびに軽自動車税(種別割))	45
VIII	その他の事務	46
IX	参 考	47
(3)	納税課	49
I	収納事務	49
II	納税意識の啓発	50
III	特別区民税の収納状況	51
(4)	国保年金課	52
I	管理事務	52
II	国保保健事業担当事務	53
III	国保資格事務	53
IV	国保給付事務	54
V	国保料収納事務	56
VI	後期高齢者医療資格事務	57
VII	後期高齢者医療給付事務	58
VIII	後期高齢者医療収納事務	60
IX	国民年金事務	61
7	区民部におけるマイナンバー法等への対応	63
*トピックス	・戸籍氏名の振り仮名法制化について	36
	・国民年金手続きの電子申請(LoGo フォーム)を拡大(対象手続及び令和7年度実績)	62

1 区民部組織図

令和8年6月1日現在

部 名	課 名	係名・担当係長名 及び 職員配置数
区民部 353人 (再任短時間・行政サービス支援員含む総計) 390人	戸籍住民課 111人	経営計画担当係長 2人
		戸籍住民担当係長 92人 (16人)
	副参事 (給付金担当) 1人	統計調査担当係長 9人 (1人)
		管理係 7人
	課税課 74人	課税担当係長 73人 (5人)
	納税課 72人	収納推進担当係長 71人 (8人)
	国保年金課 93人	国保料収納担当係長 17人
		国保年金システム担当係長 3人 (1人)
	後期高齢者医療担当課長 1人	後期高齢者医療担当係長 23人 (1人)
		管理係 7人
		国保資格係 14人 (1人)
		国保給付係 11人 (2人)
		国民年金係 17人 (2人)
		(37人)

※部名、課名の数字については、部課長を含む。

※ () 内の人数は、再任用短時間、行政サービス支援員の人数で外数。

2 区民部の事務分掌

戸籍住民課

経営計画担当係長

- (1) 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
- (2) 部の事務事業の改善に関すること。
- (3) 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
- (4) 部の事業に係る調査研究に関すること。
- (5) 議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。

戸籍住民担当係長

- (1) 戸籍及びその他付帯事務の調整及び専門的指導に関すること。
- (2) 戸籍の届出に関すること。
- (3) 埋火葬許可及びその総括に関すること。
- (4) 人口動態統計に関すること。
- (5) 身分登録等の記録に関すること。
- (6) 戸籍の附票に関すること。
- (7) 戸籍の記録事項証明等の交付に関すること。
- (8) 住民基本台帳、印鑑及びその付帯事務の調整及び専門的指導に関すること。
- (9) 住民基本台帳の届出の処理及び住民票の写し等の交付に関すること。
- (10) 印鑑の登録及び証明に関すること。
- (11) 身分証明その他の証明に関すること。
- (12) 税証明に関すること。
- (13) 郵送請求による戸籍、住民基本台帳等の証明に関すること。
- (14) 住民異動に伴う児童生徒の就学に関すること。
- (15) 住民異動に伴う国民健康保険被保険者の資格並びに資格確認書及び資格情報通知書に関すること。
- (16) 住民異動に伴う後期高齢者医療保険被保険者の届け書の受付に関すること。
- (17) 住民異動に伴う国民年金被保険者の届け書の受付に関すること。
- (18) 住民異動に伴う介護保険被保険者の届け書の受付に関すること。
- (19) 平日夜間、日曜日及び土曜日の窓口業務に関すること。
- (20) 区民部保有の区民情報系システム更改及び部の情報化推進に関すること。
- (21) 戸籍住民課保有システム全般の運営及び保守に関すること。
- (22) 住民基本台帳ネットワークに関すること。
- (23) 通知カード及び個人番号カードに関すること。
- (24) 公的個人認証に関すること。
- (25) 大田区マイナンバーカードセンターの管理運営に関すること。
- (26) 住居表示に関すること。
- (27) 新たに生じた土地の確認並びに町区域・街区の新設及び変更に関すること。
- (28) 特別永住許可及び特別永住者証明書に関すること。

- (29) 在留カードに関すること。
- (30) 外国人住民に係る事務の調整及び指導に関すること（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に関する事務に限る。）。
- (31) 外国人住民に係る法務省との情報連携に関すること。

統計調査担当係長

- (1) 統計調査に関すること。

管理係

- (1) 部の庶務に関すること。
- (2) 予算及び決算に関する部の総括に関すること。
- (3) 他部及び部内他課との連絡調整に関すること（他係に属するものを除く。）。
- (4) 危機管理に関すること。
- (5) 議会に関する部の総括に関すること。
- (6) 部内他課及び課内他係に属しないこと。

課税課

課税担当係長

- (1) 特別区民税・都民税（個人）に係る次の事務
 - ア 課税に関すること。
 - イ 検税に関すること。
 - ウ 再調査に関すること。
 - エ 更正に関すること。
- (2) 区税の財源調査及び統計に関すること。
- (3) 特別区民税・都民税（個人）及び軽自動車税の減免に関すること。
- (4) 都民税（個人）徴収取扱費に関すること。
- (5) 原動機付自転車等の登録及び廃車に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (7) 税証明に関すること。
- (8) 手数料収納（弁償金を含む。）に関すること。
- (9) 当初賦課に関連する事務に関すること。
- (10) 軽自動車税の賦課に関すること。
- (11) 特別区たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課徴収に関すること。
- (12) 税制に関すること。
- (13) 税務システムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (14) 税務情報に係る連絡調整に関すること。
- (15) 課税事務の企画及び調整に関すること。
- (16) 当初賦課事務に係る計画調整に関すること。
- (17) その他課税事務全般に関すること。
- (18) 課の庶務に関すること。

納税課

収納推進担当係長

- (1) 収納事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 納付案内センターに関すること。
- (3) 税務システム及び収納支援システムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 税務情報に係る連絡調整に関すること。
- (5) 課の統計事務に関すること。
- (6) 納税貯蓄組合に関すること。
- (7) 徴収金の検収及び払込みに関すること。
- (8) 受託証券管理に関すること。
- (9) 郵送分収受に関すること。
- (10) 窓口収納に関すること（国保料に関することを含む。）。
- (11) 納税証明に関すること。
- (12) 手数料収納に関すること。
- (13) 徴収嘱託及び受託に関すること。
- (14) 欠損処分に関すること。
- (15) 特別区民税・都民税（個人）及び軽自動車税に係る次の事務
 - ア 収納及び消込に関すること。
 - イ 特別徴収分の過不足調査に関すること。
 - ウ 口座振替に関すること。
 - エ 督促及び催告に関すること。
 - オ 過誤納金の充当及び還付に関すること。
 - カ 特別徴収から普通徴収への異動に関すること。
 - キ 特別徴収分の納期の特例に関すること。
 - ク 退職分離課税分の徴収に関すること。
 - ケ 滞納処分に関すること。
 - コ 徴収の猶予に関すること。
 - サ 執行停止に関すること。
- (16) 現年度収納対策に関すること。
- (17) 国民健康保険料、後期高齢者医療の保険料、介護保険料及び保育料に係る特別滞納整理業務に関すること（他部課に属するものを除く。）。
- (18) 差押財産の公売に関すること。
- (19) 交付要求（更生会社及び破産会社を含む。）に関すること。
- (20) 課の庶務に関すること。

国保年金課

国保料収納担当係長

- (1) 国民健康保険料に係る次の事務
 - ア 収納及び消込みに関すること。
 - イ 口座振替に関すること。
 - ウ 督促及び催告に関すること。
 - エ 過誤納金の充当及び還付に関すること。
 - オ 徴収猶予に関すること。
 - カ 執行停止に関すること。
 - キ 財産の差押え及び差押財産の公売に関すること。
 - ク 交付要求に関すること。
 - ケ 欠損処分に関すること。
 - コ 徴収嘱託及び受託に関すること。
 - サ 特別療養費の通知に関すること。
- (2) その他徴収金に関すること。

国保年金システム担当係長

- (1) 国民健康保険・国民年金システムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。

後期高齢者医療担当係長

- (1) 後期高齢者医療の被保険者の資格に係る届出の受付に関すること。
- (2) 後期高齢者医療の資格確認書及び資格情報通知書に関すること。
- (3) 後期高齢者医療の被保険者の個人番号カードの健康保険証利用登録（利用登録の解除を含む。）に関すること。
- (4) 後期高齢者医療の特定疾病療養受療証の交付に関すること。
- (5) 後期高齢者医療被保険者の特別療養費に関すること。
- (6) 後期高齢者医療被保険者の一部負担金の減免及び徴収猶予に係る申請の受付並びに一部負担金減免等証明書の引渡しに関すること。
- (7) 後期高齢者医療の保険給付に係る申請の受付に関すること。
- (8) 後期高齢者医療の葬祭費に関すること。
- (9) 後期高齢者医療の健康保持推進事業に関すること。
- (10) 後期高齢者医療の保険料の賦課及び減免に係る届出及び申請の受付に関すること。
- (11) 後期高齢者医療保険料の収納に関すること。
- (12) 後期高齢者医療保険料の督促及び催告に関すること。
- (13) 後期高齢者医療保険料の過誤納金の充当及び還付に関すること。
- (14) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予の申請の受付に関すること。
- (15) 後期高齢者医療保険料の執行停止に関すること。
- (16) 後期高齢者医療保険料に係る財産の差押え及び差押財産の公売に関すること。
- (17) 後期高齢者医療保険料の交付要求に関すること。
- (18) 後期高齢者医療システムに関すること。

- (19) 後期高齢者医療の収入(保険料の徴収に関する事務を除く。)及び支出に関すること。
- (20) 後期高齢者医療担当事務の庶務に関すること。

管理係

- (1) 国民健康保険の企画及び統計に関すること。
- (2) 国民健康保険事業に係る収入及び支出に関すること。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (4) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (5) 国民健康保険の証明に関すること。
- (6) 課内他係に属しないこと。

国保資格係

- (1) 国民健康保険の被保険者の資格に関すること。
- (2) 国民健康保険の資格確認書及び資格情報通知書に関すること。
- (3) 国民健康保険の被保険者の個人番号カードの健康保険証利用登録(利用登録の解除を含む。)に関すること。
- (4) 国民健康保険料に係る次の事務
 - ア 賦課に関すること。
 - イ 減免に関すること。

国保給付係

- (1) 国民健康保険の保険給付に関すること。
- (2) 国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。
- (3) 国民健康保険高額療養費資金貸付基金に関すること。
- (4) 国民健康保険出産費資金貸付基金に関すること。

国民年金係

- (1) 国民年金の資格、給付及び保険料に係る届出、請求、申請等の受理、審査及び報告に関すること。
- (2) 特別障害給付金の支給に係る届出、請求、申請等の受理、審査及び報告に関すること。
- (3) 年金生活者支援給付金の支給に係る届出、請求、申請等の受理、審査及び報告に関すること。

3 令和8年度 区民部の取組について

1 基本姿勢及び考え方

区民部は、区民生活の基盤となる戸籍、住基、税務、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金といった重要な業務を担っている。そのため、常に区民から信頼され、安心して仕事を任せられる、まさに区民の付託に応えるプロフェッショナル集団としての自覚と誇りを持って業務に取り組んでいく。

(職員・委託を問わず。それぞれの立場でプロフェッショナルに)

- ★正確かつ公正な業務遂行を徹底する
- ★情報セキュリティには細心の注意を払い職務に当たる
- ★大田区 DX 推進計画に基づく更なる DX の推進に取り組む

区民との直接的な接点となる窓口等においては、一人ひとりの区民の立場を尊重し寄り添うと同時に、法令・制度等の趣旨に沿った毅然とした対応を徹底することで、安全・安心な区民生活を確保すると共に一層の区民サービス向上に全力で取り組む。

2 重点的な取組

(1) 安定した窓口サービスの提供 ～窓口は区役所の顔～

- 迅速・正確・丁寧な事務処理
- 個人情報保護の徹底
- 常に笑顔を忘れない（困った時こそ笑顔で）
- ※『おおたの窓口 2.0』の実施～検証～改善のサイクルを積極的に進める

(2) わかりやすい事務執行

- 区民（主に当事者）に寄り添った丁寧な事務執行
- 区民（全区民）に誤解なき公平・公正・適正な事務執行

(3) 将来を見据えた制度の見直しへの不断の努力

- 前例や法律等を十分理解するとともに、それだけに捉われることなく、区民本位の制度見直し（利便性・効率性向上）を検討
- 特別区、東京都、国への提言の検討

※上記を徹底するとともに、常に個人スキルの底上げ・組織力の強化を図るための人材育成にもより一層注力する。

3 重点事業

事業名	区民部における「おおたの窓口 2.0」及び行政手続オンライン化の着実な推進（重点事務事業）
事業概要	デジタル技術を活用し、区民ニーズに即した行政サービスを提供する「おおたの窓口 2.0」の実施にあたり、区民部における様々な取組を段階的に実施し、窓口サービスのアップデート及びストレスフリーな行政手続き環境を提供する。また、大田区DX推進計画に基づき、行政手続のオンライン化を推進する。
今年度の目標	1 証明書自動交付機における一部減額適用の確実な実施。 2 「(仮)おおたスマート行政ステーション」及び産業プラザバックオフィスの設置計画に基づく着実な開設及び安定的な業務運用体制の確立。 3 本庁舎 1 階窓口のオフィス整備、窓口拡充の完遂及びバックオフィス等との相互連携に基づく安定運用基盤の確立。 4 「行かない」窓口サービスの実現に向けて、各種証明書の発行をはじめ、行政手続のオンライン化推進。

事業名	歳入確保の推進（重点事務事業）
事業概要	【特別区民税】 1 取組方針 特別区民税の歳入確保のため、これまで徹底した収納対策を行うことで、累積滞納繰越額の大幅な縮減を実現してきました。 滞納者の生活状況に応じた滞納処分を進める中で、歳入確保の取組を進めてきましたが、令和 8 年度においても中東情勢の影響や物価高騰などによる生活状況の厳しさは続いており、納付が困難な方に対しては制度上様々な手法を活用しての細やかな対応が必要となることが予想されます。 これらを踏まえ、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取組を進めます。 2 方法・手段 ・課の事務運営方針を定め、課全体で区税の収納率向上のための意識を共有するとともに、納税者の生活状況に応じた納付相談を目指す。 ・収納対策として、現年度分は、早期納付に向けた取組を滞納整理のスキルを生かし、滞納繰越分は、財産調査の徹底と差押処分、搜索など、あらゆる滞納整理の知識や手法を駆使して滞納繰越額の縮減を図る。 ・納付機会の拡充と利便性向上のため、スマートフォン決済や地方税お支払サイトを利用した各種キャッシュレス納付、口座振替などの利用を促進する。

【国民健康保険料】

1 取組方針

国民健康保険料収納対策として、制度の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を担保するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率の目標達成を目指します。

平成 30 年度の制度改革により法定外繰入を段階的に削減・縮小していくとされたため、東京都国保運営方針を踏まえ、目標値は毎年見直していきます。

生活困窮のため納付が困難な方に対しては、様々な手法の活用を検討して、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取組みを進めます。

2 方法・手段

- ・収納対策として、口座振替、コンビニ収納、金融機関、モバイルレジ（インターネットバンキング、クレジット収納）、年金特徴等に加え、コード決済収納（PayPay、au PAY 等利用）など様々な納付機会の周知、納付案内センターの電話による納付勧奨、口座振替の推進などにより歳入確保に取り組む。

- ・滞納繰越分については計画的な財産調査（預金、生命保険、給与等）を行い、滞納世帯の納付能力を的確に把握して、滞納整理を進める。

【後期高齢者医療保険料】

1 取組方針

後期高齢者医療保険料収納対策として、制度の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を担保するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率の目標達成を目指します。特に、年金生活者の多くは、滞納に陥ると支払いの継続が困難になるため、早期に収納対策に取り組み、滞納を繰り越さないよう、現年度分の徴収を重点的に行います。

生活困窮のため納付が困難な方に対しては、様々な手法の活用を検討して、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取組みを進めます。

国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行が大部分を占める 75 歳到達者へ、わかりやすい制度の周知を進めます。

2 方法・手段

- ・保険料改定及び子ども・子育て支援金開始に対応し、新制度と保険料納付の重要性を広く周知し、適正な納付につなげていく。

- ・収納対策として、利便性が高く確実な収納につながる口座振替を推進する。特に 75 歳到達時を中心に、口座振替の勧奨を積極的に行う。またネットバンキング、クレジット収納やコード決済といった多様な

	納付方法の周知を進め、納付しやすい環境づくりを進める。 ・滞納額が多額になることを未然に防ぐため、納付案内センターを活用した納付勧奨や口座振替の勧奨を推進する。また、生活困窮等の申し出に対しては、丁寧な納付相談を行っていく。 ・滞納者に対しては、財産・収入状況の変化を把握したうえで、分納をはじめとして計画的な納付を進める。また、財産調査により滞納者の納付能力を把握し、滞納整理を進める。
今年度の 目標	【特別区民税】 ○収納率 現年度分 98.88%、滞納繰越分 52.36% 【国民健康保険料】 ○収納率 現年度分 90.11%、滞納繰越分 28.64% 【後期高齢者医療保険料】 ○収納率 現年度分 99.00%、滞納繰越分 41.50%

4 令和8年度 当初予算額

<一般会計歳入>

単位：千円

款	8年度	7年度	増 減
特別区税	91,612,247	84,965,041	6,647,206
特別区民税	85,992,047	79,471,178	6,520,869
軽自動車税	400,828	398,998	1,830
特別区たばこ税	5,159,048	5,040,511	118,537
入湯税	60,324	54,354	5,970
使用料及び手数料	220,960	224,557	-3,597
総務手数料	220,960	224,557	-3,597
国庫支出金	1,445,510	1,570,168	-124,658
福祉費負担金	831,824	899,244	-67,420
総務費補助金	605,035	665,057	-60,022
総務費委託金	8,651	5,867	2,784
都支出金	4,489,359	4,823,035	-333,676
福祉費負担金	2,884,250	2,920,545	-36,295
総務費委託金	1,605,109	1,902,490	-297,381
繰入金	1	1	0
国民健康保険高額療養費資金貸付基金繰入金	0	0	0
国民健康保険出産費資金貸付基金繰入金	0	0	0
後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	0
諸収入	33,707	35,556	-1,849
延滞金、加算金及び過料	28,587	34,470	-5,883
特別区預金利子	2	2	0
滞納処分費	1	1	0
弁償金	32	33	-1
納付金（保険料）	0	0	0
福祉費受託収入	0	0	0
雑入	5,085	1,050	4,035
合 計	97,801,784	91,618,358	6,183,426

<一般会計歳出>

単位：千円

款	8年度	7年度	増 減
総務費	2,627,821	3,436,497	-808,676
総務管理費	87,271	447,302	-360,031
区民費	1,310,364	1,733,266	-422,902
徴税費	1,230,186	1,255,929	-25,743
福祉費	15,225,596	15,065,247	160,349
社会福祉費	5,701,227	5,854,025	-152,798
高齢福祉費	9,524,369	9,211,222	313,147
合 計	17,853,417	18,501,744	-648,327

※職員人件費・時間外勤務手当は含んでいない。

5 令和7年度 重要事業の取組成果

1 基本姿勢及び考え方

区民部は、区民生活の基盤となる戸籍、税務、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金といった重要な業務を担っている。そのため、常に区民から信頼され、安心して仕事を任せられる、まさに区民の付託に応えるプロフェッショナル集団としての自覚と誇りを持って業務に取り組んでいく。

(職員・委託を問わず。それぞれの立場でプロフェッショナルに)

★正確かつ公正な業務遂行を徹底する

★情報セキュリティには細心の注意を払い職務に当たる

★システム標準化への万全な対応を行った上で、大田区 DX 推進計画に基づく更なる DX の推進に取り組む

以上により、安全・安心な区民生活を確保すると共に一層の区民サービス向上に全力で取り組む。

2 重点的な取組

(1) 安定した窓口サービスの提供 ～窓口は区役所の顔～

- 迅速・正確・丁寧な事務処理
- 個人情報保護の徹底
- 常に笑顔を忘れない（困った時こそ笑顔で）

(2) わかりやすい事務執行

- 区民（主に当事者）に寄り添った丁寧な事務執行
- 区民（全区民）に誤解なき公平・公正・適正な事務執行

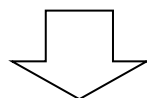
(3) 将来を見据えた制度の見直しへの不断の努力

- 前例や法律等を十分理解するとともに、それだけに捉われることなく、区民本位の制度見直し（利便性・効率性向上）を検討
- 特別区、東京都、国への提言の検討

※上記を徹底するとともに、常に個人スキルの底上げ・組織力の強化を図るための人材育成にも注力する。

3 重要事業

事業名	システム標準化等、区民部におけるDXの着実な推進 (部局重要事務事業)
事業概要	自治体DX推進計画及び大田区DX推進計画等に基づき、区民部におけるシステム標準化を着実に推進する等、デジタル化の更なる推進に取り組みます。
7年度の目標	1 システム標準化の着実な推進 ○区民部の戸籍・住民記録・保険・年金・税務といった各業務システムの標準化を着実に推進すると共に安定した業務運用に取り組む。 2 窓口サービスの更なる向上 ○窓口業務のデジタル化を推進し、更なる窓口サービスの向上に取り組む。 3 法改正への適切な対応 ○戸籍、住基フリガナ等法制化対応業務の確実な進捗管理。



取組結果 (7年度実績)	1 システム標準化の着実な推進 戸籍システム及び税務システムは令和7年1月にシステム更改後、令和7年度に予定していた標準仕様への対応は予定通り進めることができた。引き続き標準仕様への対応を進めていく。(戸籍住民課、課税課) 情報システムの標準化に伴い、国が示した標準仕様に準拠した催告書を発出するため、一斉催告発送業務を再構築した。再構築までの間は、職員が催告書を印刷・封入・発送を行う事で催告業務を中断する事なく実施した。(納税課) 過誤納による還付件数が年々増加しているため、還付処理にAI-OCR及びRPAを導入し、事務の効率化を図るよう取り組んでいる。(納税課) 国保システムは令和7年1月に、年金システムは令和7年3月にシステム更改した後、令和7年度中にも一部標準化仕様への対応を進め、完了させた。 後期高齢者医療システムも令和7年度中に標準化仕様の対応を完了させた。(国保年金課)
-----------------	--

**取組結果
(7年度実績)**

2 窓口サービスの更なる向上

令和8年下半期からの各種証明書のオンライン申請に向けて、予算の確保や庁内の調整を進めた。（戸籍住民課）

おくやみコーナーのオンライン予約について事業者との調整、予算の確保を行った。（戸籍住民課）

マイナンバーカードセンター移転に併せて申請書作成システム「Caora」を導入し、区民の方の負担軽減、待ち時間短縮を図る運用を行っている。（戸籍住民課）

令和8年下半期からの税証明書のオンライン申請に向けて、予算の確保や庁内の調整を進めた。（課税課）

納税者からの申請に必要な書類の提出について、LoGo フォームを活用した。また、キャッシュレス納付の案内チラシを通知に同封、来庁者へモバイル納付のための操作手順を案内するなど、区民への広報も実施した。（納税課）

令和9年度中にオンライン申請を予定していた5手続きに対し、8年度からのオンライン申請の実装化が完了した。（国保年金課）

令和8年度下半期からの賦課額・納付額証明書等のオンライン申請（LoGo フォーム）によるキャッシュレス決済の実現にむけて庁内調整を進めた。（国保年金課）

3 法改正への適切な対応

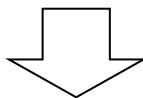
令和7年5月26日に法律が施行され、氏名の振り仮名記載が開始された。

8月に全ての大田区本籍人（約63万人）に対し、「戸籍に記載される予定の振り仮名の通知」を郵送した。

振り仮名の届出を令和8年5月25日まで受付しており、令和7年度は約5,800件の届出を受理し、正確かつ迅速に戸籍に記載した。（戸籍住民課）

事業名	歳入確保の推進（部局重要事務事業）
事業概要	【特別区民税】 1 取組方針 特別区民税の歳入確保のため、これまで徹底した収納対策を行うことで、累積滞納繰越額の大幅な縮減を実現してきました。 滞納者の生活状況に応じた滞納処分を進める中で、歳入確保の取組を進めてきましたが、令和7年度においても物価高騰などによる生活状況の厳しさは続いており、納付が困難な方に対しては制度上様々な手法を活用しての細やかな対応が必要となることが予想されます。これらを踏まえ、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取り組みを進めます。 2 方法・手段 ・課の事務運営方針を定め、課全体で区税の収納率向上のための意識を共有するとともに、納税者の生活状況に応じた納付相談を目指す。 ・収納対策として、現年度分は、早期納付に向けた取組を滞納整理のスキルを生かし、滞納繰越分は、財産調査の徹底と差押処分、搜索などあらゆる滞納整理の知識や手法を駆使して滞納繰越額の縮減を図る。 ・納付機会の拡充と利便性向上のため、地方税お支払サイト、コード決済などキャッシュレス納付の利用を促進する。 【国民健康保険料】 1 取組方針 国民健康保険料収納対策として、制度の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を担保するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率の目標達成を目指します。 平成30年度の制度改革により法定外繰入を段階的に削減・縮小していくとされたため、東京都国保運営方針を踏まえ、目標値は毎年見直していきます。 生活困窮のため納付が困難な方に対しては、様々な手法の活用を検討して、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取り組みを進めます。 2 方法・手段 ・収納対策として、口座振替、コンビニ収納、金融機関、モバイルレジ（インターネットバンキング、クレジット収納）、年金特徴等に加え、コード決済収納（PayPay、au PAY 等利用）など様々な納付機会の周知、納付案内センターの電話による納付勧奨、口座振替の推進などにより歳入確保に取り組む。 ・滞納繰越分については計画的な財産調査（預金、生命保険、給与等）を行い、滞納世帯の納付能力を的確に把握して、滞納整理を進める。

	【後期高齢者医療保険料】 1 取組方針 後期高齢者医療保険料収納対策として、制度の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を担保するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率の目標達成を目指します。特に、年金生活者の多くは、滞納に陥ると支払いの継続が困難になるため、早期に収納対策に取り組み、滞納を繰り越さないよう、現年度分の徴収を重点的に行います。 生活困窮のため納付が困難な方に対しては、様々な手法の活用を検討して、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取組みを進めます。 国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行が大部分を占める 75 歳到達者へ、わかりやすい制度の周知を引き続き検討します。 2 方法・手段 ・収納対策として、利便性が高く確実な収納につながる口座振替を推進する。特に 75 歳到達時を中心に、口座振替の勧奨を積極的に行う。またネットバンキング、クレジット収納やコード決済は、窓口に行かずに納付可能で利便性の高い納付方法である。これら多様な納付方法の周知を進め、納付しやすい環境づくりを進める。特にコード決済については、令和 6 年 4 月開始から順調な伸びを示していることから、令和 7 年度は 6 年度実績の約 1.5 倍、2,400 件を目標として更なる普及を目指す。 ・多額の滞納を未然に防ぎ、正しい納付へ導くために、納付案内センターを活用した納付勧奨や口座振替の勧奨を推進する。また、生活困窮等の申し出に対しては、丁寧な納付相談を行っていく。 ・滞納者に対しては、財産・収入状況の変化を把握したうえで、分納をはじめとして計画的な納付を進める。また、財産調査により滞納者の納付能力を把握し、滞納整理を進める。
7 年度の 目標	【特別区民税】 ○特別区民税の収納率 現年度分 98.86%、滞納繰越分 53.70% 【国民健康保険料】 ○国民健康保険料の収納率 現年度分 89.73%、滞納繰越分 30.00% 【後期高齢者医療保険料】 ○後期高齢者医療保険料の収納率 現年度分 99.00%、滞納繰越分 41.98%



取組結果 (7年度実績)	現年分収納率		滞納繰越分収納率	
	特別区民税	:	99.26%	52.50%
	国民健康保険料	:	90.76%	33.08%
	後期高齢者医療保険料	:	99.25%	43.47%
取組内容 (7年度実績)		区民税	国保料	後期保険料
	○業務委託による納付勧奨			
	・電話催告件数	56,629	39,553	10,994
	・訪問勧奨件数	-	-	-
	○口座振替登録			
	・7年度新規登録件数	2,367	4,322	4,239
	○差押件数(以下主なもの)	4,613	469	25
	・預貯金	3,659	255	10
	・生命保険	71	169	4
	・給与	525	33	0
	○夜間窓口実施(17時~19時)			
	・実施回数	25	24	-
	・納付相談件数	22	69	-
	・電話催告件数	648	(納付相談に含む)	
	○休日実施事業			
	・実施回数	6	2	-
	・臨戸実施件数	299	-	-
	・納付相談件数	12	12	-
	・電話催告件数	80	(納付相談に含む)	
	○モバイルバンキング収納			
	・利用件数	4,409	4,716	689
	○クレジット収納			
	・利用件数	6,874	7,323	448
	○コード決済			
	・利用件数	25,449	42,642	2,325
	○地方税お支払サイト(共通納税)			
	・利用件数	52,820	-	-

6 各課の事務事業

8年度予算額は当初予算額で表しています。

(1) 戸籍住民課

I 戸籍関係事務 (根拠法令…戸籍法)

- 概要** ○戸籍に関する届出の受付及び各種証明書の発行事務を行う。
- 諸帳簿の管理及び法令等の研究・連絡調整を行う。
- 戸籍に関する統計、埋火葬許可等付帯事務を行う。
- 平成 19 年 1 月から新戸籍システムを稼働させ、戸籍事務等を行っている。

◆戸籍とは

戸籍とは親子、夫婦など個人の身分関係を登録・公証するもので、一組の夫婦とこれと氏を同じくする子が記載されている。この戸籍のある場所を本籍という。登録は戸籍に関する届出等により、公証は戸籍全部・個人事項証明書等の発行により行われる。戸籍全部・個人事項証明書等の発行は、本籍地の役所で発行することとなっているが、大田区に本籍のある大田区の住民は、平成 30 年 2 月からマイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストア等で取得できるようになった。令和 3 年 10 月からは、住所地在区内・区外に関わらず、大田区に本籍があれば、全国のコンビニエンスストア等で取得できるよう対象者の拡充を行った。令和 6 年 3 月 1 日より戸籍証明等の広域交付の運用が始まり、本籍地以外の市区町村においても請求できるようになった。大田区では、戸籍住民窓口で取り扱っている。

戸籍の証明手数料

証明の種類	内容	手数料	請求者
戸籍全部・個人事項証明書 (謄本・抄本)	戸籍記載者全員(一部)の写し	450円	戸籍に記載されている本人かその家族(父母、子、孫、祖父母)それ以外の方が請求する場合は問合せが必要
除籍全部・個人事項証明書 (謄本・抄本)	除籍記載者全員(一部)の写し	750円	
改製原戸籍謄(抄)本	改製された戸籍の全部(一部)の写し	750円	
戸籍全部・個人事項証明書 (コンビニ交付、現在戸籍のみ)	戸籍記載者全員(一部)の写し	400円	マイナンバーカードを所持し、大田区に本籍のある住民 ※大田区外の住民は、事前に「利用登録申請」が必要
戸籍届出書の受理証明書	戸籍が受理されたことの証明 ※上質紙	350円 ※1,400円	届出人
身分証明書		300円	本人 ※本人以外の場合は承諾書か委任状が必要

II 住民基本台帳、印鑑証明等関係事務 (根拠法令…住民基本台帳法、大田区印鑑条例)

- 概要** ○住民基本台帳、印鑑登録に関する申請等の受付、各種証明事務を行う。
- ・住民異動届、印鑑登録申請等の受付
 - ・住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、住所異動に伴う国民健康保険証(資格確認書)・就学通知書等の交付
- 諸帳簿の管理及び法令等の研究・連絡調整、住民基本台帳に関する統計等付帯事務を行う。
- 住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理を行う。
- ・広域交付住民票の交付等

- マイナンバーカード関連事務を行う。
- 公的個人認証サービス事務を行う。
 - ・官公庁に対する電子申請（国税申告、社会保険関係等）を行うためのマイナンバーカードに付帯する電子署名の提供
- DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー被害者等に対する支援措置事務を行う。
- 電子申請サービス事務を行う。
 - ・オンラインによる転出手続き、転出届の作成及び窓口予約、転居届の作成及び窓口予約
住民票の写しの及び印鑑登録証明書、税関係証明書の交付申請書の作成、建物その他の工作物新築届
- 平日夜間、日曜日窓口を開設する。
 - ・月、木曜日午後5時から午後7時まで（祝日及び12月29日から1月3日（以下、「年末年始」という。）を除く）、日曜日午前9時から午後5時まで（年末年始を除く）開設
 - ・現在戸籍全部・個人事項証明書（謄抄本）、住民票の写し、印鑑登録証明書、税関係証明書の交付及び住民票記載事項証明の認証、住民異動届書及び印鑑登録申請書の受領

◆住民票（住民基本台帳）

小学校への入学、選挙、国民健康保険や国民年金への加入、子どもの予防接種やワクチン接種などは、住民基本台帳に記録されることが必要。

住民票関係の届出：住所の異動や世帯の内容が変わったときは、すみやかに届出が必要

届出の種類・期間	ケース	届出に必要なものなど	届出人
転入届(*1) 引越から14日以内	区外から大田区に住所を移した	前住所の区市町村が発行した 転出証明書、マイナンバーカード	本人または世帯主または大田区で同一世帯となる方 (*2・3)
転出届(*1・4) 引越の14日前から	区外へ住所を移す	保険証(資格確認書)、介護保険証、乳幼児医療証、後期高齢者医療保険証(資格確認書)など。 転出・転居届の場合は、お持ちであればマイナンバーカード	
転居届 引越から14日以内	区内で住所を移した		
世帯変更届 変更があつてから14日以内	世帯主が変わった 世帯を別にした 世帯を一緒にした		

- （*1）マイナンバーカードの所有者が転出届の際に、マイナポータルでの手続もしくは「転入届の特例」を希望した場合、紙の転出証明書の発行を受けずに、カードを利用した転入届・転出届をすることができる。
- （*2）届出の際には、届出人本人の確認ができるものが必要。
- （*3）代理人本人による届出の場合は、「委任状」と代理人本人の確認ができる書類が必要。
上記（*2）、（*3）ともに本人の確認ができるものは、マイナンバーカード、運転免許証、保険証（資格確認書）、パスポートなど。
- （*4）マイナポータル及び郵送による届出も可能。

◆住民票の写し

就職、登記、運転免許証の申請などに使用する、住所に関する証明。

申請時に必要なもの	手数料	申請場所
申請人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証、保険証（資格確認書）、パスポートなど）	1通 300円	戸籍住民窓口 各特別出張所

＊代理人による申請も可。「委任状」と代理人の本人確認書類が必要。

＊日曜日や夜間（月、木）の申請（戸籍住民窓口のみ）、郵便での請求も可。

◆広域交付住民票

住所地以外の区市町村が発行する住民票の写しのことで、本人及び同じ世帯の方の広域交付住民票を取ることができる。

申請に必要なもの	手数料	申請・受取窓口	備 考
申請本人のマイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きの身分証明書	各 区 市 町 村 により異なる（大田区は 1通 300円）	戸籍住民窓口、各特別出張所 ※月～金曜（祝日、年末 年始除く）9時～17時	戸籍（本籍、筆頭者）、転出者などの 消除者、転居（区内の住所変更）事項 は記載されない。

◆印鑑登録

大田区で印鑑登録ができる方は、大田区に住民票がある方。ただし、15歳未満の方と成年被後見人は登録できない（注）。登録は1人1個に限る。印鑑登録証を紛失した場合は、「印鑑登録証亡失届」を提出し、改めて印鑑の登録が必要。

（注）成年後見人が同行した場合は、登録できる。

印鑑登録の手続き

手続きする人	登録する印鑑のほかに必要なもの	登録日	申請窓口	備考
本人	次のいずれかの書類 ①官公署発行の免許証、許可証、身分証明書で写真を特殊加工したものや写真にプレスの割印のあるもの（有効期間内のマイナンバーカード・運転免許証、パスポートなど） ②外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書 ③区内で印鑑登録している方の保証書（印鑑登録申請書の保証人欄に署名、登録印の押印など）	即日 （申請日）	戸籍住民窓口 各特別出張所	登録する印鑑には、 大きさや印刻文字等に制限がある。 登録した方には、印鑑登録証を渡す。
	上記①②③のいずれの書類もない場合は、 本人あてに郵便で回答書を送付。	回答書持参 の日		手数料 100円
代理人	委任状＊本人あてに郵便で回答書を送付。			

印鑑登録証明書

申請に必要なもの	手数料	申請、受取窓口
印鑑登録証	300円	戸籍住民窓口、特別出張所

＊代理人による申請も可。

＊日曜日や夜間（月、木）の申請可（戸籍住民窓口のみ）。

◆パソコン・スマートフォンから住民票の写し等の交付申請書の作成

区ホームページから、住民票の写し、印鑑登録証明書、住民異動届の申請書等をあらかじめ作成することができる。作成された申請書等情報は二次元コード化され、戸籍住民窓口にて提示することにより申請ができる。特別出張所では取り扱っていない。

◆パソコン・スマートフォンから住民異動届の来庁予約

区ホームページから、住民異動届の手続きで戸籍住民窓口に来庁する日時を予約することができる。予約完了後に受付番号が送信されるので、戸籍住民窓口で受付番号を提示する。

予約は、転出届は2週間先まで、転入届、転居届は引っ越しが終わった後の日付でできる。夜間休日窓口及び特別出張所では取り扱っていない。

※住民異動届は、区ホームページから作成することができる。

◆マイナンバーカードによる証明書の交付

マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しなど証明書を取得できる。利用する際には、有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードと暗証番号（数字4ケタ）が必要である。

注）マイナンバーカードに替えて移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたスマートフォンを用いることもできる。

交付できる証明書	利用対象者	証明書1通あたりの手数料	交付場所	利用可能時間 (システムメンテナンス日を除く)
戸籍証明書 全部事項証明書 個人事項証明書	大田区に本籍のある方*1	400 円	コンビニエンスストア等*2 大田区役所本庁舎1階	【平日月から金曜】（年末年始は除く。） 午前9時から午後5時まで
住民票の写し 印鑑登録証明書 税証明書 課税証明書 非課税証明書 納税証明書	大田区の住民 （印鑑登録証明書を取得するためには、事前に大田区の窓口で印鑑登録が必要）	250 円	コンビニエンスストア等*2 大田区役所本庁舎1階	【平日月から金曜及び土日祝日】 午前6時30分から午後11時まで 【平日月から金曜】 午前8時30分から午後5時まで 【平日夜間月曜・木曜】 午後5時から午後7時まで 【日曜】（年末年始は除く。） 午前9時から午後5時まで

*1 大田区外の方は、事前に「利用登録申請」が必要。また、利用登録申請及び交付は、コンビニエンスストア等に設置の多機能端末機に限る。

*2 多機能端末機を設置している店舗に限る。

◆個人番号通知書

出生・国外転入等によりマイナンバーが新規付番となった場合は、届出をした日から3週間程度で個人番号通知書が地方公共団体情報システム機構から世帯主宛てに簡易書留で発送される。

【参考】通知カード（紙製のカード）（令和2年5月25日廃止）

制度廃止後も通知カードに記載されている氏名、住所、性別、生年月日が住民票と一致している場合に限り、個人番号を証する書類として使用できる。

◆マイナンバーカード（顔写真付きのカード）

マイナンバーカードの申請は、郵送、パソコン、スマートフォン等で行う。

申請に必要な交付申請書は、戸籍住民課、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンターに本人確認できるものを持参し、受け取ることができる（住所・氏名等に変更があった場合は、変更後の住所・氏名等が記載された交付申請書を使用する。）。

マイナンバーカードの交付準備が整い次第、戸籍住民課から住所地宛に交付通知書（通知書兼照会書）を送付する。

交付通知書の案内に沿って事前に交付場所及び日時を予約の上、予約日に必要書類を持参して受け取ることができる。申請から受取までは、通常1～2か月程度要する。

マイナンバーカードの有効期限は、発行から10回目の誕生日（未成年者は5回目の誕生日）まで。外国籍の住民で在留期間に定めのある場合は、在留期間の満了日まで。

※令和4年4月1日以前に20歳未満で申請した場合は5回目の誕生日まで。

◆マイナンバーカード申請補助事業

本庁舎及び大田区マイナンバーカードセンターにて、マイナンバーカードの作成を希望する方を対象に、顔写真の撮影から申請までをお手伝いする申請補助事業（事前予約制）を実施している。

本庁舎は、平日及び日曜（第3土曜と翌日の日曜を除く）の午前9時から午後4時30分、大田区マイナンバーカードセンターは、平日及び土日（第3土曜と翌日の日曜を除く）の午前9時から午後4時30分（平日は午後6時30分）まで。

【予約先】大田区マイナンバーコールセンター

0570-03-3370（月曜日から日曜日午前9時から午後5時まで ※休日及び年末年始を除く）

◆マイナンバーカード特急発行事業

本庁舎及び大田区マイナンバーカードセンターにて、マイナンバーカードの速やかな交付が必要となる方を対象に、マイナンバーカードの特急発行事業を実施している。特急発行とは、1歳未満の方、国外からの転入者、カードの紛失等の方を対象に、カードの申請から交付まで通常より早い期間（1週間程度）でマイナンバーカードを交付する制度である。

出生届と同時に申請する場合は、本庁舎または各特別出張所で平日の午前8時30分から午後5時まで、出生届と同時に申請ではない1歳未満の方、国外からの転入者、カードの紛失等の方は、本庁舎またはマイナンバーカードセンターで平日の午前9時から午後3時まで。

◆その他のマイナンバーカードの手続き

※1 住民基本台帳用、券面事項入力補助用及び利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4ケタ）は3回連続、

届 出	手続きに必要なもの	申請窓口	備 考
紛失 （一時停止）	右記に連絡	マイナンバーカード総合フリーダイヤル （0120-95-0178）	自宅以外で紛失した場合は、警察へ遺失届を行う。
発見 （一時停止解除）	発見したマイナンバーカード	戸籍住民窓口、大田区マイナンバーカードセンター	
再交付	本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）	戸籍住民窓口、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンター	新しいマイナンバーカードの交付時に再交付手数料1,000円かかる。
電子証明書の新規発行・更新	マイナンバーカード	戸籍住民窓口、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンター	原則手続きできるのは本人のみ。代理人の場合は事前に問合せが必要。
暗証番号の再設定 （ロック解除） ※1	マイナンバーカード	戸籍住民窓口、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンター	原則手続きできるのは本人のみ。代理人の場合は事前に問合せが必要。
有効期限の変更 （外国人住民）	マイナンバーカードと新しい在留カード	戸籍住民窓口、大田区マイナンバーカードセンター	マイナンバーカードの有効期限までに来庁が必要。

署名用電子証明書の暗証番号（英数字6ケタ以上16ケタ以下）は5回連続で入力を誤った場合、ロックがかかる。

◆公的個人認証サービス

インターネットを使って官公庁等に電子申請をする際の本人確認の手段となる電子証明書を提供
するものである。電子証明書はマイナンバーカードのICチップに標準搭載され、有効期限は発行か
ら5回目の誕生日まで。電子証明書に係る手続きができるのは、原則、本人のみ（代理人の場合は事
前に問合せが必要）。

◆大田区マイナンバーカードセンター

区民へのマイナンバーカードの普及啓発による交付拡大と、増加するマイナンバーカード関連事務
へ迅速に対応することによる区民の利便性向上を目指し、平成30年7月4日にJR大森駅からほど
近い大森まちづくり推進施設（山王二丁目3番7号）1階に開設した。令和7年10月1日、マイナ
ンバーカード関連手続きの増加に伴う本庁窓口の混雑緩和を目的に、JR蒲田駅前へ移転した。JR
蒲田駅から徒歩1分という好立地に加え、平日夜間や土日も窓口を開くことで、より多くの区民の方
にマイナンバーカードを利用していただく環境を提供している。

- ・所在地：東京都大田区蒲田五丁目15番1号 VORT蒲田8階
- ・開庁時間：平日 午前9時から午後7時まで（受付は午後6時30分まで）
土日 午前9時から午後5時まで（受付は午後4時30分まで）
（第三土曜日とその翌日の日曜日、休日、年末年始を除く）
- ・サービス内容：
 - マイナンバーカードの交付等
 - マイナンバーカード申請補助事業等
 - その他のマイナンバーカードの手続き
 - マイナポータル手続の支援

Ⅲ 住居表示関係事務 (根拠法令…住居表示に関する法律)

概要 ○新築家屋の住居表示番号を付定し、住居番号表示板を交付する。

○住居表示変更証明書を交付する。

○街区符号表示板の整備を行う。

○街区の変更、街区案内板の管理を行う。

住居表示実施状況等 (令和8年4月1日現在)

全面積	61.86 k m ²
公有水面	0.65 k m ²
市街地面積	61.86 k m ²
住居表示実施面積	60.90 k m ²
住居表示未実施面積	0.96 k m ² (※注)
総町丁目数	218 町丁目
総街区数	6,172 街区

(※注) 住居表示未実施地域
羽田空港三丁目 (D滑走路)

街区案内板数 (令和8年4月1日現在)

街区案内板	6 基
-------	-----

令和7年度街区案内板・街区符号表示板設置状況等

街区案内板の増設・撤去	0 基
新築家屋の住居表示番号付定	1,697 件
住居表示変更証明書の交付	103 件

Ⅳ 郵送請求関係事務 (根拠法令…戸籍法、住民基本台帳法)

概要 ○郵送請求による戸籍謄抄本、住民票等の交付を行う。

*請求先 〒144-8621 蒲田5-13-14

大田区役所戸籍住民課郵送担当 電話 5744-1233 (戸籍関係)

電話 5744-1676 (住民票関係)

*請求方法 請求者の住所、氏名、続柄、日中の連絡先電話番号のほか、次の必要事項を明記の上、①手数料 (定額小為替又は現金書留) と②返信用封筒 (宛名を記入し切手を貼付したもの) ③本人確認書類 (免許証、マイナンバーカードなどの写し) を同封する。クレジットカードの使用を希望する場合は、申請書にメールアドレスを記載し、当課からの送信メールに記載された URL から期限内にオンライン決済を行う。

*大田区の戸籍で続柄が確認できない時は、関係戸籍 (写し) の添付が必要な場合がある。

また、別世帯の家族又は第三者が請求する場合は、委任状 (権利行使及び義務履行等の正当な利害関係のある場合は利害関係のわかる関係書類) の添付が必要となる。

なお、返送先は請求者の住所が原則となる。

請求するもの	必要事項
戸籍全部・個人事項証明書 (謄本・抄本)	①本籍 ②筆頭者 (戸籍の一番初めに記載されている方) ③全部・個人の別 (個人の場合は必要な方の氏名) ④通数 ⑤使用目的等
住民票	①住所 ②世帯主 ③世帯全員または一部 (必要な方の氏名) ④続柄、本籍地記載の有無 ⑤通数 ⑥使用目的等

V 外国人住民関係事務 （根拠法令…住民基本台帳法、出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法）

- 概要**
- 特別永住者に関する特別永住許可事務を行う。
 - ・特別永住許可の申請
 - 中長期在留者等に関する市区町村在留関連事務を行う。
 - ・特別永住者証明書の有効期間更新、再交付申請等の受付
 - ・特別永住者証明書の交付
 - ・中長期在留者等の住居地届出の受付
 - 法務省との情報連携を行う。
 - ・外国人住民の氏名、国籍等の変更や在留資格の変更等の住基法第 30 条の 50 通知の住民記録への反映
 - ・外国人住民の住居地届出に係る市町村通知の送付
 - 法務省との連絡調整を行う。
 - 特別出張所窓口との連絡調整を行う。

◆住民票が作成される外国人

在留の区分	備考
(1) 中長期在留者	在留期間が3か月を超える者に在留カードが交付される(*注)。 一例：永住者、技術・人文知識・国際業務等の就労資格、留学、日本人の配偶者等、定住者、特定活動 他 (*注)在留資格が短期滞在・外交・公用の者、3か月以下の在留期限が決定された者、仮放免者、在留資格の無い者は、中長期在留者に該当せず住民票の対象外となる。
(2) 特別永住者	終戦前から引き続き本邦に在留している者で、日本国との平和条約の発効により日本国籍を離脱した者及びその子孫として本邦で出生した者に対し、特別永住者証明書が交付される。
(3) 一時庇護対象者 又は仮滞在許可者	一時庇護許可書又は仮滞在許可書が交付される。
(4) 出生による経過滞在者 又は国籍喪失による経過滞在者	出生届・国籍喪失届出をした者は、その事由発生年月日から60日は在留資格を有することなく在留することができる。60日を超えて日本に在留する者は、事由発生年月日から30日以内に地方出入国在留管理局に在留資格の取得を申請しなければならない。

※外国人住民への住民基本台帳法の適用は、平成24年7月から

◆特別永住者証明書の更新

特別永住者証明書の有効期間が到来する特別永住者に対し、更新勧奨を行う。

申請期間	必要書類
有効期間満了日の3か月前から(旧様式の特永住者証明書で有効期間満了日が16歳の誕生日または誕生日の前日の場合は有効期間満了日の6か月前から)	特別永住者証明書、パスポート(ない場合は不要)、写真(縦4cm×横3cm、1歳未満は不要)

* 従前の外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされるのは、16歳未満のみ。

* 特別永住者証明書の交付は、申請から概ね2週間を要する。

◆住居地届出に関する手続き

本邦に在留する中長期在留者及び特別永住者は、住居地を定めてから14日以内に、市区町村に住居地の届出を行うこととされている。(出入国管理及び難民認定法第19条の7、第19条の8、第19条の9及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第10条)

届出の種類	届出期間	必要書類
入国したとき	大田区に住居地を定めた日から14日以内	在留カード等、パスポート
新たに中長期在留資格を得たとき	資格変更許可日または大田区に住居地を定めた日から14日以内	在留カード、パスポート
大田区から転出するとき	引越の14日前から	在留カード等
大田区に転入するとき	引越から14日以内	転出証明書、在留カード等
大田区内の転居	引越から14日以内	在留カード等

VI 統計調査関係事務 (根拠法令…統計法)

概要 ○統計法等に基づき、国で定めた基幹統計の作成を目的とする統計調査等を、それぞれ決められた周期に基づいて実施。

○調査結果は、国・地方公共団体の施策の基礎資料とされ、各方面で活用される。

<令和8年度予定及び令和7年度実施調査>

調査名	令和8年度予定	令和7年度実施	主 管
1 国勢調査		○	総務省
2 経済センサス調査区管理	○	○	総務省
3 経済センサスー基礎調査		○	総務省
4 経済センサスー活動調査	○		経済産業省・総務省
<計>	2 調査	3 調査	

◆国勢調査

<目 的>

人及び世帯に関する全数調査であり、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。最も基礎的な調査として大正9年以来5年ごとに実施しており、令和7年はその22回目となる。

<概 要>

令和7年度実績	
調査期日	令和7年10月1日
調査周期	5年
根拠	統計法（基幹統計）、国勢調査令
調査対象	調査時に日本国内に居住するすべての人。ただし、外交官、外国軍人とその家族を除く。
調査対象件数	推定418,000世帯、推定74万人
調査員数	2,990人
指導員数	397人
主要調査事項	世帯員に関する事項（13項目） 世帯に関する事項（4項目）
調査方法	(1) 調査員は、担当する調査区内を巡り、調査区要図と調査世帯一覧を作成する（9月17日～9月19日） (2) 調査員は全世帯にオンライン回答用IDと調査票を配布する（9月20日～9月30日） (3) 調査員は、全世帯に回答確認リーフレットを配布する（10月1日～10月8日） (4) 調査員は、全世帯に調査協力のお礼状を配布する（10月9日～10月16日） (5) 調査員は、区へ調査区要図、調査世帯一覧等を提出する（10月17日、20日、21日）

◆経済センサス調査区管理

<目 的>

経済センサスにおいて設定した調査区を管理し、必要な修正を行い、事業所又は企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料として利用する。

<概 要>

	令和8年度予定	令和7年度実績
調査期日	令和8年6月1日	令和7年6月1日
調査周期	毎年	毎年
根 拠	統計法（一般統計調査等）	同左のとおり
管理調査区数	1,189調査区	同左のとおり
事務の概要	(1) 調査区の同定 (2) 修正有無の確認 (3) 調査区管理関係書類の作成 (4) 都道府県への報告	同左のとおり

◆経済センサスー基礎調査

<目的>

我が国のすべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備する。

<概要>

令和7年度実績	
調査期日	【乙調査】令和7年6月1日現在※
根 拠	統計法（基幹統計）、経済センサス基礎調査規則
調査対象	【乙調査】国及び地方公共団体の事業所
調査対象件数	216事業所
主要調査事項	(1) 既存事業所 名称、所在地、電話番号、活動状態 (2) 新設事業所 名称、所在地、電話番号、活動状態、職員数、事業内容
調査方法	区市町村が電子メールにより調査票を事業所ごとに送付する。

※【甲調査】調査対象は民営事業所。（令和6年に国直轄にて、民間事業者を活用し実施）

◆経済センサスー活動調査

<目的>

全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにし、事業費及び企業を対象とする各種統計調査を行う際の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とする。

<概要>

令和8年度予定	
調査基日	令和8年6月1日
根 拠	統計法（基幹統計）、統計法施行令、経済センサス活動調査規則
調査対象	【甲調査】日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（※1） 【乙調査】国及び地方公共団体の事業所
調査対象件数	【甲調査】対象事業所数 約34,257件（準備調査名簿から） 【乙調査】対象事業所数 約215件
調査員数	362人（予定）
指導員数	28人（予定）
調査方法	【甲調査】 (1) 調査員調査：単独事業所（純粋持株会社及び資本金1億円以上等を除く）、新設事業所など ①調査員が担当調査区内を巡回、事業所の活動状態を確認し、調査票等の配布を行う。 ②事業所は、インターネット又は紙の調査票により回答。 (2) 直轄調査：支所等を有する企業、単独事業所（純粋持株会社及び資本金1億円以上）など ①国が直接調査票を郵送、調査員は活動状態の現地確認のみを行う。 ②企業及び事業所は、インターネット又は郵送により回答。 【乙調査】 区市町村が電子メールにより調査票を事業所ごとに送付。
経 費	予算額 60,519千円

（※1）農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業・外国公務に属する事業所を除く。

◆統計調査員確保対策事業

<目 的>

各種統計調査を円滑に実施するため、統計調査員を確保し、その資質の向上を図る。

(事業開始 平成23年3月)

<概 要>

	令和8年度予定	令和7年度実績
対象者	各種調査員経験者、公募による応募者	同左のとおり
主 管	総務省・東京都	同左のとおり
根 拠	統計調査員確保対策事業実施要領 登録者研修実施細則（総務省） 東京都統計調査員確保対策事業実施要綱	同左のとおり
登録者数※	480名（令和8年5月1日現在）	460名（令和7年5月1日現在）
事業内容	(1) 統計調査員希望者の台帳への登録 (2) 登録辞退・登録内容変更届の送付・受理 (3) 統計ニュースの送付 (4) 各所への啓発 ア 区報、ホームページ イ 区設掲示板への掲出 ウ 区施設への掲出 エ PTAへの啓発 オ 商店街連合会への啓発 カ シニアステーション・老人いこいの家への啓発 キ 地域包括支援センターへの啓発	同左のとおり

※登録者数には、自治会・町会推せんの方で、かつ、本事業にも継続登録している方を含む。

Ⅶ おくやみコーナー

概要 23区では初めてとなる「おくやみコーナー」を、令和2年10月1日から本庁舎1階戸籍住民窓口開設し、各種手続き窓口をご案内するほか、状況に応じたご相談をお受けすることで、ご遺族の負担の軽減につとめている。

身近な方が亡くなられたあとに必要な手続きは、多い方で30項目にもおよび、ご遺族の大きな負担となっている。ご遺族の方へ少しでもお役に立てることを願い、死亡届出後に必要な区役所での手続きの他、区役所以外も含めた各種手続き・窓口などの情報をまとめて、わかりやすくご案内する「ご遺族の方へ～おくやみ手続きガイド～」（冊子）を作成した。

「おくやみコーナー」では、このガイドブックを活用し、ご遺族の状況に応じた各種手続きについてのご相談をお受けしている。

○開設時間：午前9時から午後4時まで（土日祝、年末年始除く）

※事前予約制 おおむね30分程度

○予約受付：03-5744-1185（平日午前8時30分から午後5時まで）

○そ の 他：ガイドブックは、死亡届出の際に、窓口でご遺族に配布する他、ホームページからダウンロードしてもご利用いただける。

VIII 大田区生活支援給付金

<目 的>

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）の趣旨を踏まえ、食料品をはじめとする生活必需品の物価上昇が継続する中、大田区民への生活支援のため臨時的な措置として実施する。

<概 要>

大田区生活支援給付金		【臨時事業】
支給対象者	基準日（令和8年1月1日）時点で大田区に住民登録がある区民 ※支給対象者数：約74万5,000人 ※支給対象件数（世帯数）：約42万4,000世帯	
支給額	一人あたり5,000円 ※世帯ごとに支給	
申請方法	(1) 片道プッシュ通知方式（前回口座へ振込） →前回口座で良ければ手続き不要 (2) 片道プッシュ通知方式（公金受取口座へ振込） →公金受取口座で良ければ手続き不要 (3) 確認書方式 (4) 申請書方式 <申請媒体の種類> ①オンライン申請（大田区公式LINEアカウント経由で申請） ②紙申請（返信用封筒の返送により申請）	
事業スケジュール	(1) 片道プッシュ通知（前回口座） 令和8年1月30日発送 (2) 片道プッシュ通知（公金受取口座） 令和8年2月27日発送 (3) 確認書 令和8年3月10日発送 (4) 勸奨通知 令和8年5月21日発送	
申請期限	令和8年6月30日（当日消印有効）	
その他	本事業は国の「重点支援地方交付金」と合わせて、大田区の自主財源も活用して実施した事業になります。	

IX おおたの窓口2.0（区民部）

<目 的>

「おおたの窓口2.0」は、大田区DX推進計画における「窓口DX」や、大田区持続可能な自治体経営実践戦略における「区民サービスの向上」に関する施策を推進し、「行かない」「書かない」「待たない」「回らない」窓口を実現することを目指している。本プロジェクトの一環として、区民部において以下の取組を着実に進める。

<概 要>

証明書発行手数料の引き下げ	
内容	コンビニエンスストア等の多機能端末機では、マイナンバーカードを使って窓口よりも安く証明書を取得できるが、より多くの方々に利便性を提供していくために、発行手数料の更なる引き下げを行う。
対象	多機能端末機における住民票の写し、印鑑登録証明書、住民税証明書の発行
引き下げ額	250円（現行） → 150円（引き下げ後）
開始予定	令和8年9月
その他	戸籍証明書（謄本、抄本）は引き下げ対象外とする

駅ナカ窓口サービス拠点	
内容	駅構内の利便性に加え、事前予約や自動転記システム等のデジタル技術を活かした、「書かない」「待たない」窓口サービス拠点を設置する
施設名称	（仮称）おおたスマート行政ステーション京浜蒲田（略称 スマかま）
立地	大田区蒲田四丁目50番11号ウィングキッチン京急蒲田中2階
開設予定	令和8年10月
業務内容	転入、転出、転居、世帯変更の届出
その他	住民票等各種証明書の発行については実施しないため、駅構内はじめ近隣のコンビニエンスストアをご案内する。

バックオフィス設置	
内容	効率的な事務処理を進めるため、入力、照合、郵送等に注力するためのオフィスを新設する。各窓口拠点（本庁舎1階、駅ナカ拠点）とは専用のアプリを活用し、リアルタイムで進捗共有やステータス管理を行う。
立地	大田区南蒲田一丁目20番20号 産業プラザPi05階
開始予定	令和8年11月

本庁舎1階の窓口機能拡充	
内容	窓口の混雑緩和や利便性向上のために、本庁舎1階のレイアウトの見直しを図り、南口の住民担当窓口（異動届等）を5レーンから12レーンに拡充する。
開始予定	令和8年11月24日

X 参考資料

【戸籍住民窓口】

平日：午前8時30分～午後5時まで

平日夜間（月、木）：午後5時～午後7時まで

日曜：午前9時～午後5時まで

取扱窓口一覧

内 容		取扱い窓口など						料金
		戸籍住民窓口			本庁舎 宿直室 受付	特別出張所	郵送	
		通常	夜間 (月、木)	日曜		平日		
届出など	戸籍の届出 出生届、婚姻届、離婚届、離婚の際の氏を称する届、死亡届（埋火葬許可証の発行）転籍届など＊1	○	*2○	*2○	*2○	○		
	住民登録の届出 転入届、＊3転出届、転居届、世帯変更届など	○	*4○	*4○		○		
	印鑑登録	○	○	○		○		100円
	新築届＊10	○					○	
	特別永住者証明書交付申請など	○						
	外国人住民の住居地届出	○				○		
	マイナンバーカードの手続き	○	*7○	*8○		*9○		
証明書など	戸籍全部・個人事項証明書（謄本・抄本）	○	*5○	*5○		○	○	450円
	除籍謄（抄）本	○				○	○	750円
	改製原戸籍謄（抄）本	○				○	○	750円
	戸籍届書の受理証明	○				○	○	350円
	身分証明書	○	○	○		○	○	300円
	戸籍の附票の写し	○	*5○	*5○		○	○	300円
	住民票の写し	○	*6○	*6○		○	○	300円
	住民票記載事項証明	○	*6○	*6○		○	○	300円
	不在籍・不現住証明書	○				○	○	300円
	印鑑登録証明書	○	○	○		○		300円
	納課税等証明	○	○	○		○		300円
	転出証明書	○				○	○	

＊1 この他に、認知、養子縁組、養子離縁、氏・名の変更、入籍、分籍、死産などの届出がある。

＊2 届書のお預かりのみ。翌開庁日以降に届出内容の審査等を行う。

＊3 転出届については、マイナポータル、郵送でも取り扱う。

＊4 マイナンバーカードの住所変更は、翌日以降の取扱いになる。

＊5 本人、同一戸籍の方からの請求のみ取り扱う。

＊6 本人、同一世帯員（消除者を除く）からの請求のみ取り扱う。

＊7 マイナンバーカードの交付業務のみ取り扱う。

＊8 マイナンバーカードの交付業務のみ取り扱う。毎月第三土曜の翌日曜は業務を休止する。

＊9 マイナンバーカードの交付は、月～金曜で実施している。（ただし、蒲田西特別出張所を除く）

＊10 電子申請でも取り扱う。

表1

令和7年度手数料

単位：円

種 類	戸籍住民課	特別出張所	計	6年度計	5年度計	4年度計
戸籍証明	73,348,350	19,882,200	93,230,550	93,956,850	89,231,550	90,159,700
住民基本台帳証明・閲覧	45,000,300	33,984,600	78,984,900	86,657,100	91,741,500	103,500,900
印鑑証明	9,872,900	20,634,000	30,506,900	34,125,800	37,079,100	42,629,200
計	128,221,550	74,500,800	202,722,350	214,739,750	218,052,150	236,289,800

表2

令和7年度戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明等件数

種類		戸籍住民課			特別出張所			計			6年度	5年度
		有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計		
戸籍	謄抄本	54,283	16,191	70,474	26,016	3,631	29,647	80,299	19,822	100,121	112,280	123,110
	除籍謄抄本	62,488	20,359	82,847	9,703	1,566	11,269	72,191	21,925	94,116	92,993	88,134
	受理証明書	5,762	53	5,815	2,526	16	2,542	8,288	69	8,357	7,638	7,004
	小計	122,533	36,603	159,136	38,245	5,213	43,458	160,778	41,816	202,594	212,911	218,248
住民基本台帳	住民票等*	149,790	40,536	190,326	109,571	10,602	120,173	259,361	51,138	310,499	341,389	366,137
	広域交付住民票	211	0	211	171	0	171	382	0	382	606	501
	閲覧	0	0	0	354	459	813	354	459	813	885	833
	小計	150,001	40,536	190,537	110,096	11,061	121,157	260,097	51,597	311,694	342,880	367,471
印鑑	登録	11,720	15	11,735	14,439	41	14,480	26,159	56	26,215	26,311	25,612
	廃止届出等	0	1,490	1,490	0	2,667	2,667	0	4,157	4,157	4,238	4,578
	証明	29,003	45	29,048	63,967	189	64,156	92,970	234	93,204	105,213	115,295
	小計	40,723	1,550	42,273	78,406	2,897	81,303	119,129	4,447	123,576	135,762	145,485
計		313,257	78,689	391,946	226,747	19,171	245,918	540,004	97,860	637,864	691,553	731,204

*住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書等及び住居表示実施証明書等を含む

表3

本籍数、本籍人口数

	本籍数	本籍人口
令和8年4月1日	281,305	645,149
令和7年4月1日	280,998	646,672
令和6年4月1日	281,164	648,722

表4

令和7年度戸籍処理件数

種別	件数
新戸籍編製	5,642
戸籍全部消除	5,316
再製・補完	1
その他	72
人口動態調査*	18,176
計	29,207
6年度計	28,793
5年度計	27,828

*出生、死亡、婚姻、離婚、死産

表 5

令和 7 年度戸籍届出件数

種 類	受 理			送付	計
	本籍人	非本籍人	小計		
出生	2, 151	2, 462	4, 613	2, 018	6, 631
死亡	4, 711	2, 624	7, 335	3, 582	10, 917
婚姻	3, 064	2, 046	5, 110	3, 543	8, 653
離婚	775	239	1, 014	610	1, 624
転籍	1, 393	35	1, 428	1, 322	2, 750
その他	2, 051	461	2, 512	1, 184	3, 696
計	14, 145	7, 867	22, 012	12, 259	34, 271
6 年度計	14, 145	7, 548	21, 693	11, 961	33, 654
5 年度計	14, 213	6, 774	20, 987	11, 637	32, 624

表 6

住民基本台帳世帯、人口、印鑑登録数（令和 8 年 4 月 1 日現在 外国人住民含む）

特別出張所	世帯数	人 口			印鑑登録数 (件)
		男	女	計 (人)	
大森東	11, 084	10, 369	9, 289	19, 658	10, 668
大森西	37, 761	31, 463	30, 474	61, 937	31, 823
入新井	25, 663	22, 095	21, 313	43, 408	22, 430
馬込	32, 840	28, 653	29, 757	58, 410	30, 168
池上	25, 756	22, 714	23, 500	46, 214	25, 426
新井宿	12, 101	10, 972	11, 034	22, 006	12, 211
嶺町	14, 472	12, 501	14, 085	26, 586	14, 465
田園調布	10, 839	10, 014	11, 637	21, 651	12, 943
鵜の木	15, 587	12, 758	14, 351	27, 109	14, 581
久が原	14, 195	14, 092	15, 031	29, 123	16, 831
雪谷	32, 548	29, 904	32, 493	62, 397	34, 002
千束	14, 371	11, 782	13, 330	25, 112	13, 313
糀谷	24, 460	19, 719	20, 836	40, 555	21, 014
羽田	23, 042	19, 695	19, 285	38, 980	20, 865
六郷	37, 805	34, 953	33, 472	68, 425	37, 795
矢口	24, 482	21, 499	23, 042	44, 541	24, 932
蒲田西	39, 170	33, 608	30, 838	64, 446	33, 617
蒲田東	31, 022	24, 587	22, 278	46, 865	23, 748
計	427, 198	371, 378	376, 045	747, 423	400, 832
令和7年4月1日	421, 922	369, 460	373, 382	742, 842	400, 219
令和6年4月1日	414, 304	366, 388	370, 264	736, 652	400, 174

表 7

令和7年度住民基本台帳届出、処理件数

窓 口	届 出					職 権 処 理					計
	転入	転居	世帯変更	転出	小計	記載	消除	修正	転入通知	小計	
戸籍住民課窓口	27,205	8,111	2,659	29,116	67,091	3,929	5,032	34,901	37,124	80,986	148,077
郵送	0	0	0	1,254	1,254	0	0	0	0	0	1,254
戸籍住民課小計	27,205	8,111	2,659	30,370	68,345	3,929	5,032	34,901	37,124	80,986	149,331
大森東	575	330	82	307	1,294	39	87	138	0	264	1,558
大森西	2,263	677	167	742	3,849	122	14	257	6	397	4,246
入新井	2,000	800	248	1,161	4,209	170	605	379	0	1,154	5,363
馬込	2,959	640	218	1,137	4,954	244	393	432	0	1,069	6,023
池上	1,024	499	119	414	2,056	73	70	190	0	333	2,389
新井宿	539	360	88	376	1,363	100	91	128	0	319	1,682
嶺町	879	450	123	525	1,977	108	232	177	3	520	2,497
田園調布	804	129	78	539	1,550	68	19	137	0	224	1,774
鵜の木	856	328	88	352	1,624	40	16	97	0	153	1,777
久が原	648	336	99	369	1,452	58	34	115	0	207	1,659
雪谷	1,394	451	136	673	2,654	144	262	329	0	735	3,389
千束	1,316	285	131	756	2,488	117	88	223	0	428	2,916
糝谷	1,224	713	87	543	2,567	89	73	172	0	334	2,901
羽田	1,312	546	103	657	2,618	93	87	227	0	407	3,025
六郷	1,411	794	204	857	3,266	119	22	311	0	452	3,718
矢口	752	341	84	336	1,513	53	117	83	0	253	1,766
蒲田西	628	252	80	251	1,211	26	170	243	0	439	1,650
蒲田東	996	550	85	497	2,128	40	367	157	0	564	2,692
特別出張所小計	21,580	8,481	2,220	10,492	42,773	1,703	2,747	3,795	9	8,252	51,025
計	48,785	16,592	4,879	40,862	111,118	5,632	7,779	38,696	37,133	89,238	200,356
令和6年度	50,502	17,235	4,724	40,356	112,817	5,357	7,634	29,218	36,269	78,478	191,295

表 8

令和7年度税証明取扱件数

戸籍住民課窓口			6年度
有料	無料	計	計
15,281	470	15,751	16,630

*有料：1件300円

*無料：生活保護受給者、障害者非課税の方及び年金の申請、児童育成手当申請、職業安定所への提出等の場合

*課税課、納税課、特別出張所、コンビニ交付分は課税課の頁を参照

表 9

令和 7 年度本庁舎戸籍住民課窓口 夜間休日取扱件数

種 類	7年度	6年度	5年度
住民票発行	9,834	12,938	15,527
印鑑証明発行	3,269	4,149	4,682
戸籍届出の受付＊	3,930	3,442	3,597
税証明書	2,244	2,650	2,401
現在戸籍証明	2,114	2,893	4,428
住民異動届（受領のみ）	4,832	5,725	5,461
印鑑登録（受領のみ）	1,304	1,368	1,386
計	27,527	33,165	37,482

＊宿直室で受けた届出含む。

トピックス

戸籍氏名の振り仮名法制化について

令和 5 年 6 月 2 日に戸籍法の一部が改正されたことに伴い、戸籍の氏名に振り仮名を登載、戸籍の記載事項として公証されることとなりました。

本改正の施行日以降、本籍地となる各自治体から対象者に振り仮名の確認通知書を送付し、戸籍及び住民基本台帳へ振り仮名を記載します。

- （１）実施時期（法施行日）： 令和 7 年 5 月 26 日
- （２）対象者： 大田区を本籍とする者 約 65 万人
- （３）実施内容： 戸籍に記載しようとする仮の振り仮名を用いた通知を行い、当該本籍人の確認を経て振り仮名を戸籍に記載する。
- （４）スケジュール
 - 令和 7 年 5 月 26 日 法施行日 届出受付・審査後に振り仮名記載を開始
 - 令和 7 年 8 月 7 日 通知発送
 - 令和 8 年 5 月 25 日 振り仮名届出期限
 - 令和 8 年 9 月～10 月（予定） 市区町村長による一括記録

表10

令和7年度戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明等件数

窓 口	戸 籍				住民基本台帳				印 鑑 登 録				計
	謄抄本	除籍謄抄本	受理証明等	小計	住民票等※1	広域交付	閲覧	小計	登録	廃止届出等	証明	小計	
戸籍住民課窓口	43,813	44,394	5,644	93,851	105,062	211	0	105,273	11,735	1,490	29,048	42,273	241,397
郵送請求	26,661	38,453	171	65,285	85,264	0	0	85,264	0	0	0	0	150,549
戸籍住民課小計	70,474	82,847	5,815	159,136	190,326	211	0	190,537	11,735	1,490	29,048	42,273	391,946
大森東	954	331	75	1,360	4,027	4	32	4,063	415	95	2,460	2,970	8,393
大森西	1,656	603	272	2,531	8,309	14	72	8,395	947	157	3,389	4,493	15,419
入新井	2,814	959	363	4,136	11,987	35	53	12,075	1,530	246	6,041	7,817	24,028
馬込	2,047	785	350	3,182	10,591	10	42	10,643	1,726	234	5,649	7,609	21,434
池上	1,643	665	137	2,445	6,355	4	55	6,414	681	130	3,406	4,217	13,076
新井宿	1,374	534	46	1,954	4,695	1	33	4,729	558	136	2,935	3,629	10,312
嶺町	1,847	707	116	2,670	6,692	4	19	6,715	798	167	4,273	5,238	14,623
田園調布	1,861	768	100	2,729	5,158	4	26	5,188	648	96	3,677	4,421	12,338
鵜の木	1,229	459	64	1,752	4,709	40	11	4,760	567	101	2,913	3,581	10,093
久が原	1,021	429	54	1,504	4,046	0	11	4,057	581	92	2,543	3,216	8,777
雪谷	1,925	487	105	2,517	7,910	10	74	7,994	1,086	216	5,133	6,435	16,946
千束	1,499	579	138	2,216	5,292	8	29	5,329	861	129	3,030	4,020	11,565
糇谷	1,655	623	150	2,428	7,188	1	37	7,226	721	137	3,476	4,334	13,988
羽田	1,420	591	154	2,165	6,012	12	55	6,079	657	124	2,765	3,546	11,790
六郷	2,552	854	200	3,606	10,307	13	64	10,384	1,017	252	5,370	6,639	20,629
矢口	1,204	315	85	1,604	4,673	3	46	4,722	579	128	2,850	3,557	9,883
蒲田西	1,150	609	68	1,827	5,641	1	95	5,737	498	108	2,515	3,121	10,685
蒲田東	1,796	971	65	2,832	6,581	7	59	6,647	610	119	1,731	2,460	11,939
特別出張所小計	29,647	11,269	2,542	43,458	120,173	171	813	121,157	14,480	2,667	64,156	81,303	245,918
計	100,121	94,116	8,357	202,594	310,499	382	813	311,694	26,215	4,157	93,204	123,576	637,864
コンビニ ※2	19,574	-	-	19,574	154,018	-	-	154,018	-	-	74,339	74,339	247,931
令和7年度計	119,695	94,116	8,357	222,168	464,517	382	813	465,712	26,215	4,157	167,543	197,915	885,795
令和6年度計	135,155	92,993	7,638	235,786	473,675	606	885	475,166	26,311	4,238	170,423	200,972	911,924
令和5年度計	148,014	88,134	7,004	243,152	486,854	501	833	488,188	25,612	4,578	172,175	202,365	933,705

*1 住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書等及び住居表示実施証明書等を含む。

*2 マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストアなどから証明書の取得をした件数（庁舎内の証明書交付機分は除く）。

表11

マイナンバーカード交付枚数

内 容	7年度	6年度	5年度	4年度	累計
本庁舎	42,619	37,099	45,068	64,213	410,729
マイナンバーカードセンター	16,402	7,967	10,474	17,468	94,891
特別出張所	53,289	21,887	30,486	49,414	237,815
合計	112,310	66,953	86,028	131,095	743,435

*交付枚数は、マイナンバーカードの再交付分（カードの更新や紛失など）を含む。

*特別出張所での交付は、蒲田西特別出張所を除いた17特別出張所で実施（令和8年3月31日現在）

*累計は、マイナンバーカード交付の開始（平成28年1月1日）からの交付枚数である。

*令和8年4月時点での保有枚数は601,807枚（令和8年4月30日現在）、保有率は80.4%（令和8年5月1日現在の人口に対する割合）である。

*保有枚数は、マイナンバーカードの再交付分（カードの更新や紛失など）を含まない。

表12

令和7年度郵送請求による戸籍謄抄本、住民票等発行件数

種 類	7 年度			6 年度	5 年度
	有料	無料	計	計	計
戸籍謄抄本	12,495	14,166	26,661	28,875	36,959
除・改籍謄抄本	18,782	19,671	38,453	41,058	51,180
受理証明等	136	35	171	154	137
住民票等*	49,915	35,349	85,264	84,542	87,625
転出証明書	-	1,254	1,254	1,545	1,570
計	81,328	70,475	151,803	156,174	177,471

* 住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書及び住居表示実施証明書等を含む。

表13

国籍、年齢別外国人住民人員

国 籍		令和8年4月1日	令和7年4月1日	令和6年4月1日
1	中国	11,752	11,333	10,476
2	ネパール	5,029	4,262	3,227
3	韓国	3,597	3,568	3,460
4	ベトナム	3,280	3,056	2,602
5	フィリピン	3,089	3,045	2,898
6	ミャンマー	1,552	1,163	815
7	インドネシア	1,056	826	626
8	米国	738	755	712
9	タイ	514	538	486
10	インド	450	464	456
11	バングラデシュ	334	294	250
12	モンゴル	302	263	222
13	スリランカ	260	221	168
14	英国	253	251	223
15	ブラジル	244	238	223
16	ドイツ	225	221	211
17	朝鮮	199	202	218
18	フランス	198	200	195
19	マレーシア	185	169	168
20	ロシア	157	141	141
21	その他の国及び無国籍（*1）	1,599	1,488	1,425
計	16歳未満（*2）	3,038	2,807	2,494
	16歳以上	31,975	29,891	26,708
	計	35,013	32,698	29,202

*1 無国籍とは、法的にいずれの国の国籍を持っていない者を言う。

*2 入管法等により16歳を境に、制度上の区分けがある。例として、在留カードの常時携帯義務がないことなど。

表14

おくやみコーナー利用実績

年度	利用件数
令和7年度	463件
令和6年度	330件
令和5年度	250件

(2) 課税課

◆令和8年度特別区税当初歳入予算額 91,612,247 千円 (区一般会計の24.9%)
(区一般会計歳入予算額 368,523,847 千円)

I 特別区民税・都民税(住民税)事務

特別区民税・都民税(住民税)とは

一般に市町村民税(東京23区においては特別区民税)と都道府県民税(東京都においては都民税)を合わせて「住民税」と呼ばれている。

特別区民税・都民税には、所得額に応じて課税する「所得割」と、すべての納税者に課税する「均等割」がある。なお、大田区内に住所がなくても、大田区内に事務所や事業所(店や工場)または家屋敷がある方には、均等割のみが課税される。

特別区民税・都民税は、区民税・都民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書などの各種資料に基づいて課税される賦課方式により決定する。納税義務者に対し、その納めなければならない税額を決定し通知する。

◆令和8年度特別区民税歳入予算 85,992,047 千円

◆徴収方法

徴収方法は以下のとおり。なお、人数・件数については令和8年度当初数を記載している。

〔特別徴収〕 給与等の支払者が従業員等の給与等から差し引いて納入するもの(会社員の方)
・納税義務者数 336,884 人 ・特別徴収義務者数 72,177 件

5月12日税額通知書発送

(令和7年度当初330,185人、71,547件)

〔普通徴収〕 納税者本人が納付するもの(自営業の方など)
・納税義務者数 115,664 人

6月10日納税通知書発送

(令和7年度当初117,281人)

〔年金特徴〕 年金保険者が公的年金から差し引いて納入するもの
・納税義務者数 51,063 人 ・特別徴収義務者数 7 件

6月10日納税通知書発送

(令和7年度当初49,087人、7件)

◆課税事務の一年間の流れ

〔特別徴収〕	1月下旬～4月中旬	給与支払報告書に基づく賦課事務(特徴合算事務を含む)
	5月中旬	税額通知書発送
〔普通徴収〕	1月下旬～5月下旬	申告書(確定申告を含む)に基づく当初課税
	6月上旬	納税通知書発送
	6月～3月	各種調査、未申告対応等で各納期に合わせて行う賦課事務
		各月初旬に納税通知書発送(納期は6、8、10、1及び3月)
〔年金特徴〕	1月下旬～5月中旬	公的年金等支払報告書に基づく賦課事務
	6月上旬	納税通知書発送
	7月中旬	年金保険者へ税額通知書発送

＜令和 7 年度特別区民税調定実績＞

(単位：千円)

区分		均等割	所得割	計	うち退職分離分
現年度	普通徴収	318,671	21,221,929	21,540,600	
	特別徴収				
	現年度課税分	803,438	51,591,837	52,395,275	908,390
	前年度課税分	155,902	9,575,306	9,731,208	
	特別徴収				
	合 計	959,340	61,167,143	62,126,483	908,390
	年金特徴				
	現年度課税分	103,897	1,550,631	1,654,528	
現年度合計		1,063,237	62,717,774	63,781,011	908,390
過年度		3,767	504,660	508,427	
合 計		1,385,675	84,444,363	85,830,038	908,390

令和 8 年 5 月末現在

(譲渡所得、事業・雑所得に係る分離課税現年度所得割内訳)

(単位：千円)

区分	普通徴収	特別徴収	計
長期譲渡所得	2,650,366	135,200	2,785,566
短期譲渡所得	91,331	12,096	103,427
株式等に係る譲渡所得等	3,307,119	355,534	3,662,653
商品先物取引に係る雑所得等	41,678	9,660	51,338
上場株式等に係る配当所得	177,198	45,575	222,773
合 計	6,267,692	558,065	6,825,757

令和 8 年 5 月末現在

Ⅱ 軽自動車税（環境性能割）事務

軽自動車税（環境性能割）とは

三輪以上の軽自動車（特殊自動車を除く。）を取得したときに課税される特別区税である。

令和元年 10 月 1 日より、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化した新たな軽自動車税のひとつとして、軽自動車税環境性能割（以下、環境性能割）が創設された。

環境性能割は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止された。

◆令和 8 年度軽自動車税（環境性能割）予算額 32,853 千円

◆賦課事務 東京都が賦課徴収を行う。

納税義務者 : 三輪以上（特殊自動車を除く。）の軽自動車を取得した方（個人・法人）

賦課日 : 軽自動車を取得したとき

納税方法 : 軽自動車の新規検査或使用、移転等の届出の際に、軽自動車検査協会の構内にある全国軽自動車協会で納める。

＜令和 7 年度環境性能割調定実績＞

調定額 : 38,091,800 円 件数 : 1,469 件

Ⅲ 軽自動車税（種別割）事務

軽自動車税（種別割）とは

毎年4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）を所有する方にかかる税。税率は軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力等の区分により、1台当たりの年税額で決められている。

軽自動車税（環境性能割）が、令和8年3月31日をもって廃止されたことに伴い、従来の軽自動車税（種別割）は軽自動車税とされた。

※自動車税（種別割）と異なり、税額の月割はしていない。

◆令和8年度軽自動車税（種別割）予算額 367,975 千円

- ◆業務 ○軽自動車税（種別割）の賦課に関する事務を行う。
(125cc 超のオートバイ、三輪及び四輪の軽自動車の台帳作成を含む)
- 排気量 125cc 以下の原動機付自転車、小型特殊自動車の登録・廃車等に関する事務を行う。
- 東京運輸支局、軽自動車検査協会へ登録・廃車等の調査確認を行う。

◆登録・廃車事務

- ・排気量 125cc 以下の原動機付自転車、小型特殊自動車の登録・廃車・変更事務を行う。
- ・排気量 125cc を超えるオートバイは、東京運輸支局へ登録・廃車等の調査確認を行う。
- ・排気量 660cc 以下の軽四輪は、軽自動車検査情報区市町村提供システムを使用して登録・廃車等の調査確認を行う。

[申請受付窓口]

- ・登録 課税課
- ・廃車 課税課、特別出張所

[郵送]

- ・廃車のみ 課税課

◆賦課事務

納税義務者 : 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者
賦課期日 : 4月1日
当初納税通知書発送 : 5月中旬
当初納付期限 : 6月1日

<令和8年度当初 課税台数>

賦課期日 4月1日現在	課税台数
原動機付自転車	24,188 件
小型特殊自動車	3,520 件
軽自動車	44,815 件
計	72,523 件

＜令和 7 年度原動機付自転車、小型特殊自動車受付実績＞

登録	4,267 件	
変更	422 件	
廃車	3,565 件	(うち特別出張所 566 件)
合計	8,254 件	

＜令和 7 年度車種別調定実績＞ 令和 8 年 5 月末現在

種類	調定額：円	件数
原動機付自転車	53,752,600	24,066
小型特殊自動車	20,404,700	3,478
軽自動車	289,899,600	43,621
合 計	364,056,900	71,165

◆ご当地ナンバープレート

大田区では平成 28 年度から原動機付自転車のご当地ナンバープレートの交付をスタートさせている。現在従来型のナンバープレートを交付されている方も、希望する場合はご当地ナンバープレートへの交換ができる。

[対象車種]

[対象車種]

- ①原動機付自転車第一種
○排気量 50cc 以下
○排気量 125 cc 以下かつ
最高出力 4.0kW 以下
(白色ナンバー)

- ②原動機付自転車第二種乙
○排気量 90cc 以下

(薄黄色ナンバー)

- ③原動機付自転車第二種甲
○排気量 125cc 以下

(薄桃色ナンバー)



[手数料] 無料

ただし、ご当地ナンバープレートへの交換を希望する方で、現在交付を受けている従来型プレートの返却が出来ない場合は、弁償金として 200 円がかかる。

IV 特別区たばこ税事務

たばこ税とは

たばこには、特別区たばこ税、都たばこ税、国たばこ税等がかけられている。これらの税金は、すべてたばこの定価に含まれているので、たばこの購入者は、同時に税金も払っていることになる。特別区たばこ税は、区内のたばこ小売店の売り上げ本数によって税収が決まる。

◆令和8年度特別区たばこ税予算額 5,159,046 千円（現年売渡見込 787,400 千本）

- ◆業務
- 特別区たばこ税に関する申告の受付及び徴収事務を行う。
 - 特別区たばこ税に関する統計、たばこ組合との連携・調整を行う。
 - たばこ販売促進事業との一環として、販売促進物品の作成を行う。

◆税率等

課税標準	売渡本数	
税率	従量割	
税額	1,000 本につき	6,552 円（令和3年10月分から）

＜令和7年度実績＞

課税標準（売渡本数）	令和8年5月末現在
本数：本	調定額：円
778,603,290	5,101,408,721

※課税標準は本法課税分の本数であり手持品課税は含まない。

※令和元年10月分から旧3級品と旧3級品以外の税率が同税率になった。

V 入湯税事務

入湯税とは

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に活用される。

◆令和8年度入湯税予算額 60,323 千円

- ◆業務
- 入湯税に関する申告の受付及び徴収事務を行う。

◆納税義務者

鉱泉浴場を利用する入湯客。

入湯税の納付方法は、区が指定する特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）が入湯客から税金を徴収し、毎月、大田区に申告した上で納めている。

◆税率等

課税標準 : 入湯客数
税率 : 1日1人あたり 150 円
税額 : 入湯客数×税率

◆課税免除

次に該当する場合は、入湯税が免除されます。

- ・年齢 12 歳未満の者
- ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- ・専ら日帰り客の利用に供される施設に規則で定める利用料金以下で入湯する者
(規則で定める利用料金 1,200 円)

＜令和 7 年度調定実績＞ 令和 8 年 5 月末現在

調定金額 (円)	入湯客 (人)
59,499,900	396,666

＜大田区の入湯税該当施設＞ (令和 8 年 4 月 1 日現在)
4 施設

VI 税証明発行事務

◆令和 8 年度予算額 19,074 千円

◆業務 ○窓口での証明書の発行に関すること
○郵送による証明書発行に関すること

◆証明可能年度

請求する日の属する年度の前 5 年度分まで

＜例 令和 8 年 7 月に発行 ⇒ 令和 8 年度～令和 3 年度まで証明可能＞

※コンビニ交付機等については、直近 3 年度分

◆新年度証明発行開始時期

- ・特別徴収 5 月 12 日頃 ＜税額通知書発送日＞
- ・普通徴収 6 月 10 日頃 ＜納税通知書発送日＞
- ・軽自動車税 5 月 11 日頃 ＜納税通知書発送日＞

※コンビニ交付機等については、納税証明書及び被扶養者の課税（非課税）証明は、普通徴収の開始時期と同日となる。

◆発行窓口

大田区役所 1 階 戸籍住民窓口
〃 4 階 課税課
〃 4 階 納税課（納税証明のみ）
特別出張所 区内 18 か所（令和 8 年 9 月からは蒲田東を除く 17 か所）

[区内在住でマイナンバーカードをお持ちの方のみ]

コンビニ交付機、本庁舎 1 階交付機、特別出張所交付機（蒲田西特別出張所を除く）、
※いずれも、軽自動車税の納税証明書は発行不可

◆証明手数料

発行場所	手数料
・窓口発行	1 件につき 300 円
・コンビニ交付機 ・本庁舎 1 階交付機 ・特別出張所交付機（蒲田西特別出張所を除く）	1 件につき 250 円

◆手数料の減免（コンビニ交付機等を除く）

- ・国、地方公共団体からの申請
- ・生活保護法により保護を受けるもの
- ・事務手数料納付の資力がないと認められるもの
- ・軽自動車税の継続検査用納税証明書
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、官公署等の貸付等の各種申請等の手続に使用するもの

◆郵送請求

郵便請求による課税（非課税）証明書等の交付を行う

請求先 〒144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14 大田区役所課税課

<令和 7 年度実績> 有料件数

窓口交付分	課税課分	23,465 件 (7,039,500 円)
	納税課分	991 件 (297,300 円)
	戸籍住民課・出張所分	50,676 件 (15,202,800 円)
コンビニ交付機等		43,669 件 (10,917,250 円)

Ⅶ 減免に関する事務（特別区民税・都民税・森林環境税ならびに軽自動車税（種別割））

天災その他特別の事情がある場合において、減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別な事情がある者に限り、納期限前の税額について減免されることがある。

◆特別区民税・都民税・森林環境税の減免

<令和 7 年度実績>	件数	322 件
	減免金額	29,057,300 円

◆軽自動車税（種別割）の減免

<令和 7 年度実績>	件数	384 件
	減免金額	3,194,400 円

VIII その他の事務

■税制及び統計に関する事務（条例改正、課税状況等の調等）

■歳入（区税収入）、歳出予算および決算に関する事務

■臨時運行許可事務（仮ナンバー）

臨時運行許可制度とは

自動車を道路で運行するためには、自動車の登録・検査を受けていることが必要である。しかし、車検切れの車両や登録されていない車両を継続検査、新規登録するために運輸支局へ運行するなど、道路運送車両法第35条に定められた目的に限って自動車の一時的な運行許可を与えるのが臨時運行許可制度である。

◆業務 許可証の交付と番号標（仮ナンバー）の貸与

◆令和8年度予算額 1,755 千円（手数料 750 円/件）

＜令和7年度実績＞

2,320 件（1,740,000 円）

■標識弁償に係る事務

弁償金とは

交付済の標識をき損、亡失等した場合は、弁償金を徴収する。

◆令和8年度予算額 32 千円（原動機付自転車標識弁償金 200 円/件）

（臨時運行標識弁償金（四輪車） 1,600 円/件）

（臨時運行標識弁償金（二輪車） 1,500 円/件）

◆金額

・原動機付自転車標識弁償金 200 円

・臨時運行標識弁償金（四輪車） 1,600 円 ※2枚1組

（二輪車） 1,500 円

＜令和7年度実績＞

158 件（原動機付自転車 31,600 円）

1 件（臨時運行標識弁償金 1,600 円）

■「税に関する絵はがきコンクール」「税の標語」優秀者への区長賞授与

大田区内の税務関係団体（大森・雪谷・蒲田の各法人会並びに各間税会）は、租税教育を推進する事業として、例年、小学生を対象に、法人会では「税に関する絵はがき」、間税会では「税の標語」の募集を実施している。これらの団体より、多くの子どもたちから意欲的に応募いただけるよう、区長賞創設の要望があり、受賞者には各団体を通して、区長名での表彰状を渡している。

IX 参 考

特別区民税・都民税（住民税）の主な改正点

令和 8 年度の主な改正点

給与所得控除の見直し	給与所得控除について、最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。ただし、給与収入 190 万円超の方の給与所得控除額には変更はありません。								
特定親族特別控除の創設	納税義務者と生計を一にする特定親族（年齢 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下）を有する場合、新たに特定親族特別控除が受けられます。特定親族特別控除は、特定親族の合計所得金額に応じて控除額が逡減します。 （注）配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。								
各種控除に関する所得要件額の引き上げ	各種控除の適用を受けるための所得要件額が 10 万円引き上げられました。 改正された主な所得要件 <table border="0"> <tr> <td>①同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額</td><td>58 万円 (改正前 48 万円)</td></tr> <tr> <td>②ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等</td><td>58 万円 (改正前 48 万円)</td></tr> <tr> <td>③勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額</td><td>58 万円 (改正前 48 万円)</td></tr> <tr> <td>④寡婦控除の対象となる扶養親族の合計所得金額</td><td>58 万円 (改正前 48 万円)</td></tr> </table>	①同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	58 万円 (改正前 48 万円)	②ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等	58 万円 (改正前 48 万円)	③勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額	58 万円 (改正前 48 万円)	④寡婦控除の対象となる扶養親族の合計所得金額	58 万円 (改正前 48 万円)
①同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	58 万円 (改正前 48 万円)								
②ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等	58 万円 (改正前 48 万円)								
③勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額	58 万円 (改正前 48 万円)								
④寡婦控除の対象となる扶養親族の合計所得金額	58 万円 (改正前 48 万円)								
住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について	令和 7 年度住民税に適用された住宅ローン控除制度の改正内容が、1 年延長されました。								

特別区民税（現年度分） 予算・調定・収入歩合・納税義務者数推移

（平成 21 年度～令和 6 年度）

		21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)
予算額 (千円)	普通徴収	21,433,108	19,353,856	17,199,278	16,226,089	15,903,411	17,850,760	17,380,177	17,226,486
	特別徴収	43,290,169	40,285,356	41,221,254	42,162,951	42,927,927	44,388,466	45,489,039	46,984,183
	計	64,723,277	59,639,212	58,420,532	58,389,040	58,831,338	62,239,226	62,869,216	64,210,669
	(増減率)	△ 0.36%	△ 7.86%	△ 2.04%	△ 0.05%	0.76%	5.79%	1.01%	2.13%
調定額 (千円)	普通徴収	23,162,149	20,020,250	18,707,509	17,647,897	17,863,027	19,600,626	18,714,796	18,844,928
	特別徴収	44,676,938	41,805,657	41,339,769	43,180,889	43,624,829	44,607,274	46,491,252	47,998,455
	計	67,839,087	61,825,907	60,047,278	60,828,786	61,487,856	64,207,900	65,206,048	66,843,383
	(増減率)	△ 0.36%	△ 8.86%	△ 2.88%	1.30%	1.08%	4.42%	1.55%	2.51%
収入額 (千円)	普通徴収	21,301,174	18,438,690	17,283,227	16,461,728	16,866,384	18,738,278	18,020,773	18,275,954
	特別徴収	44,492,283	41,639,976	41,219,837	43,090,804	43,398,589	44,549,128	46,446,787	47,960,928
	計	65,793,457	60,078,666	58,503,064	59,552,532	60,264,973	63,287,406	64,467,560	66,236,882
	(増減率)	△ 0.28%	△ 8.69%	△ 2.62%	1.79%	1.20%	5.02%	1.86%	2.74%
収入歩合 (%)	普通徴収	91.97%	92.10%	92.39%	93.28%	94.42%	95.60%	96.29%	96.98%
	特別徴収	99.59%	99.60%	99.71%	99.79%	99.48%	99.87%	99.90%	99.92%
	計	96.98%	97.17%	97.43%	97.90%	98.01%	98.57%	98.87%	99.09%
	(増減率)	0.08%	0.19%	0.25%	0.47%	0.11%	0.56%	0.30%	0.23%
納税義務者 (人)	普通徴収	152,866	149,161	108,375	108,090	108,241	107,476	102,325	96,658
	特別徴収	224,482	223,814	260,875	262,202	266,293	273,370	285,103	298,879
	計	377,348	372,975	369,250	370,292	374,534	380,846	387,428	395,537
	(増減率)	1.16%	△ 1.16%	△ 1.00%	0.28%	1.15%	1.69%	1.73%	2.09%
納税義務者一人当たり負担額		174	161	158	161	161	166	166	167
		29年度 (2017)	30年度 (2018)	元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)
予算額 (千円)	普通徴収	16,728,859	16,847,580	17,573,699	16,926,493	17,463,756	17,752,116	17,937,359	18,192,666
	特別徴収	50,034,433	51,716,859	53,636,706	55,167,088	54,419,262	54,830,950	56,572,278	56,238,379
	計	66,763,292	68,564,439	71,210,405	72,093,581	71,883,018	72,583,066	74,509,637	74,431,045
	(増減率)	3.98%	2.70%	3.86%	1.24%	△ 0.29%	0.97%	2.65%	△ 0.11%
調定額 (千円)	普通徴収	17,781,955	17,678,965	18,533,064	17,906,216	18,125,239	18,545,663	18,634,127	18,926,054
	特別徴収	50,231,484	52,011,286	53,617,884	55,402,023	54,705,373	55,220,583	57,078,681	56,835,068
	計	68,013,439	69,690,251	72,150,948	73,308,239	72,830,612	73,766,246	75,712,808	75,761,122
	(増減率)	1.75%	2.47%	3.53%	1.60%	△ 0.65%	1.28%	2.64%	0.06%
収入額 (千円)	普通徴収	17,308,573	17,160,708	17,975,114	17,411,207	17,727,321	18,116,938	18,187,910	18,479,678
	特別徴収	50,192,012	51,973,405	53,562,110	55,341,839	54,665,806	55,174,788	57,028,609	56,776,168
	計	67,500,585	69,134,113	71,537,224	72,753,046	72,393,127	73,291,726	75,216,519	75,255,846
	(増減率)	1.91%	2.42%	3.48%	1.70%	△ 0.49%	1.24%	2.63%	0.05%
収入歩合 (%)	普通徴収	97.34%	97.07%	96.99%	97.24%	97.80%	97.69%	97.61%	97.64%
	特別徴収	99.92%	99.93%	99.90%	99.89%	99.93%	99.92%	99.91%	99.90%
	計	99.25%	99.20%	99.15%	99.24%	99.40%	99.36%	99.34%	99.33%
	(増減率)	0.15%	△ 0.05%	△ 0.05%	0.09%	0.16%	△ 0.04%	△ 0.02%	△ 0.01%
納税義務者 (人)	普通徴収	85,061	85,314	84,617	83,780	80,692	80,544	81,610	82,150
	特別徴収	318,531	327,810	337,296	345,550	349,659	349,589	352,749	363,401
	計	403,592	413,124	421,913	429,330	430,351	430,133	434,359	445,551
	(増減率)	2.04%	2.36%	2.13%	1.76%	0.24%	△ 0.05%	0.98%	2.58%
納税義務者一人当たり負担額		167	167	170	169	168	170	173	169

※納税義務者数は毎年総務省が行っている「課税状況等の調」に拠る7月1日現在の人数です。

調定額、収入額は決算額です。

※普通徴収の納税義務者は、便宜的に、全体から特別徴収の納税義務者数を差し引いたものとしています。

※平成23年度以降の特別徴収には、年金特徴分も含まれます。

(3) 納税課

I 収納事務

◆納付機会の拡充・利便性向上

(1) キャッシュレス納付の促進

スマートフォンから QR コードを読み取り決済及び地方税お支払サイトからクレジットカード、ネットバンキング、口座振替（ダイレクト方式）、ページーによる納付が可能である。

共通納税（地方税お支払サイト）		
種別 ・ 納付方法	スマートフォン決済	○au PAY（請求書支払い）、d 払い 請求書払い ほか全 30 種対応 ○各アプリケーションから決済 ・決済手数料：なし（※1） ・領収書：なし
	ネットバンキング クレジットカード ページー 口座振替（ダイレクト方式）	○地方税お支払サイトへアクセスし、納付書に記載の eL-QR コードを読み取りまたは eL 番号を入力して決済 ・決済手数料：クレジットカード…あり ネットバンキング…なし ページー…なし 口座振替（ダイレクト方式）…なし ・領収書：全てなし

※1…支払方法でクレジットカード決済利用など、一部手数料がかかる場合があります。

(2) 口座振替制度の促進

- ・納付交渉時や納付案内センターによる納付勧奨におけるご案内、納税通知に口座振替依頼書を同封するなど、機会を捉えて口座振替納付を勧奨する。
- ・モバイルレジ口座振替受付サービスについて引続き PR に努めるとともに拡大を検討する。
- ・税週間や納付期限に合わせた懸垂幕・横断幕の掲出（本庁舎等）、区設掲示板へのポスター掲出など、計画的かつ積極的な広報活動を推進する。

口座振替登録状況（普通徴収）

	利用率（7年度）	登録者数（8年3月末）	登録者数（7年3月末）
特別区民税	37.94%	44,497 人	45,928 人
軽自動車税	3.14%	1,504 人	1,833 人

◆納付相談

- ・納期限までに納税できない方に対して、徴収猶予や分割納付などの納税方法や生活支援機関についてご案内するなど、納税者の生活状況を丁寧に聴取し、細やかな納付相談を行う。
- ・納付案内センターによる納付勧奨を実施する。
- ・夜間の時間帯及び休日に窓口を開設し、納付相談体制の充実を図る。

<夜間、休日の納付相談窓口>

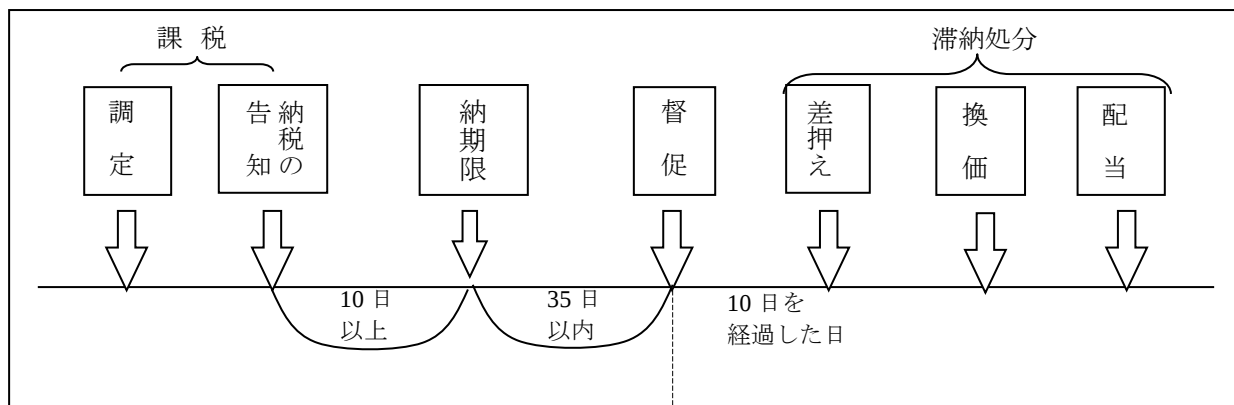
夜間納付相談窓口：原則、毎月第2・第4木曜日（6月期は第3木曜日も実施）／25回（年）

休日納付相談窓口：10月期～3月期の第3日曜日／6回（年）

◆滞納対策

- ・滞納している方の納付資力の判定や滞納処分執行のため、財産調査を実施する。調査等により生活状況や納付資力を判断し、納付困難者については執行停止を行う。財産が判明した場合で、完納見込みの無い案件、納付の意思が確認できない案件については、差押等の滞納処分を実施する。

<滞納処分概略図>



II 納税意識の啓発

(1) 税務団体との連携

- ・「税を考える週間」（11月11日～17日）に合わせて、大森・雪谷・蒲田納税貯蓄組合連合会が作成した懸垂幕及び横断幕を本庁舎、地域庁舎、特別出張所へ掲示
- ・大森・雪谷・蒲田納税貯蓄組合連合会、都税事務所と連携し、キャッシュレス納付、口座振替推進の街頭活動（チラシ等配布）を実施
- ・大森・雪谷・蒲田納税貯蓄組合連合会が各税務署、都税事務所、区と協力して作成した税の広報ポスターを区設掲示板等へ掲示

※納税貯蓄組合とは、納税貯蓄組合法に基づき税の円滑な納付を目的として組織された団体。全国規模で連合会が組織され、区内では税務署（大森・雪谷・蒲田）管内に各納税貯蓄組合連合会がある。税の期限内納付に向けた取組み・啓発活動の他、租税教育の推進を行っている。

(2) 税のパネル展の開催

「税を考える週間」に合わせて、税のパネル展を開催する。中学生の「税についての作文」優秀作品や税を分かりやすく説明するパネルの掲示、税情報コーナーの設置等を実施する。令和6年度はグランデュオ蒲田の東西連絡通路で開催した。

※「税についての作文」とは、納税貯蓄組合連合会及び税務署が、中学生の租税教育の一環として、区内中学校を対象に「税についての作文」を募集し、優秀作品を表彰する事業。大田区においては、区長賞を選定・表彰している。令和7年度は合計3,267編が集まり、そのうち3作品が区長賞に選ばれた。

(3) 小学生・中学生向け税のガイド「わかる!くらしとつながる税」の作成

租税教育の一環として、発行する。「税とは何か」「なぜ税を納めるのか」など、子どもの目線に立って、住民税・軽自動車税の仕組みや概要を説明する。「大田区での税の使いみち」について最新のデータを掲載し、区税に焦点を当てた冊子として、大田区ホームページ等で広く周知する。

Ⅲ 特別区民税の収納状況

◆令和 8 年度 特別区民税予算

区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率%
現年課税分	86,423,299	85,451,492	98.88
滞納繰越分	1,032,380	540,555	52.36
合計	87,455,679	85,992,047	98.33

◆特別区民税調定・収納の推移（収納実績）

年度	区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率%
3	現年課税分	73,083,136	72,598,260	99.34
	滞納繰越分	854,228	523,457	61.28
	合計	73,937,365	73,121,717	98.90
4	現年課税分	74,134,990	73,609,953	99.29
	滞納繰越分	749,915	453,674	60.50
	合計	74,884,905	74,063,628	98.90
5	現年課税分	76,082,733	75,530,393	99.27
	滞納繰越分	766,631	438,681	57.22
	合計	76,849,364	75,969,074	98.85
6	現年課税分	76,136,097	75,580,962	99.27
	滞納繰越分	820,358	466,101	56.82
	合計	76,956,456	76,047,063	98.82
7	現年課税分	85,830,038	85,198,350	99.26
	滞納繰越分	841,453	441,749	52.50
	合計	86,671,491	85,640,099	98.81

※令和 8 年 5 月末現在

(4) 国保年金課

I 管理事務

◆国民健康保険運営協議会

令和8年度予算額：807千円 令和7年度支出額：399千円

国民健康保険の運営に関する重要事項に関して、区市町村長の諮問に対して審議する付属機関である。

<内容>

- 委員の構成 被保険者代表 7 (7) 人
 保険医・保険薬剤師代表 7 (7) 人
 公益代表 7 (7) 人
 被用者保険等保険者代表 3 (3) 人 計24 (24) 人、() 内は定数
- 委員の任期 3 年
- 委員の報酬 1 回出席につき 15,000円

<令和7年度実績>

1 回開催 (令和8年2月14日)

◆趣旨普及活動

令和8年度予算額：5,227千円 令和7年度支出額：5,211千円

国民健康保険制度の仕組み・内容・届出等の周知を図り、被保険者の認識を高める。

<内容>

- おおたの国保 (制度全般の解説) 納入通知発送時及び加入時に同封
- みんなの国保 (各種手続きに関する説明等) 一斉更新時に同封
- 外国人向ガイドブック (英語)

<令和7年度実績>

- おおたの国保 (制度全般の解説) 131,000部
- みんなの国保 97,000部
- 外国人向ガイドブック (英語) 2,500部

◆国民健康保険事業費納付金

令和8年度予算額：20,697,562千円 令和7年度支出額：20,316,449千円

国保制度改革により東京都が国保財政運営の責任主体となったことに伴い、保険給付に必要な費用は全額東京都が負担することとなった。東京都は、このために必要な費用に充てるため、区市町村の医療費水準や所得水準に応じた国民健康保険事業費納付金を算定し、区はこれを納付する。

<内容>

- 医療分納付金額 13,722,154,000円
- 後期高齢者支援金等分納付金額 4,730,016,000円
- 介護納付金分納付金額 1,836,808,000円
- 子ども・子育て支援納付金分納付金額 408,584,000円

II 国保保健事業担当事務

◆保健推進事業

令和8年度予算額：21,085千円 令和7年度支出額：14,810千円

国民健康保険の医療費適正化及び被保険者の健康保持増進に資する取組を行う。

※令和7年度の組織改正により、保健推進事業のうち、データヘルス計画の保健事業の所管は、健康政策部健康づくり課に移管。

＜対象＞大田区国民健康保険の被保険者

＜令和 7 年度実績＞

- 医療費通知関連委託 93,430通
- はり、きゅう、マッサージ割引券 720件
- 柔整適正化被保険者アンケート発送数 939件、回収数 379件

◆特定健康診査等事業 ※令和7年度の組織改正により、健康政策部健康づくり課に移管

III 国保資格事務

◆被保険者の資格管理並びに資格確認書及び資格情報のお知らせ交付事務

国民健康保険被保険者の疾病・負傷・出産及び死亡等における国保事業の適正円滑な運営のために、資格取得・喪失、資格確認書、資格情報のお知らせの交付等各種届出を受け付け、処理し、国民健康保険被保険者の資格の管理を行う。併せて国民健康保険事業の基礎資料のため各種統計を作成している。

＜対象＞区内に住所を有する者は、国保法第6条の適用除外（社保加入等）に該当しない限り本人の意思に関わりなく被保険者となる。（強制適用）

<内容>

- 資格確認書と資格情報のお知らせ、高齢受給者証を交付する。
- ＜資格取得＞ 転入・出生・社保離脱・生活保護廃止・その他（職権回復等）
- ＜資格喪失＞ 転出・死亡・社保加入・生活保護開始・その他（職権消除等）

＜令和 7 年度実績＞

- 資格取得 31,430人 資格喪失 34,255人
- 世帯数・被保険者数等（令和7年度平均）
世帯数 83,493世帯
被保険者数109,121人
- 保険料の均等割軽減者数（令和7年5月23日現在）
7割軽減・・・ 24,148人
5割軽減・・・ 10,598人
2割軽減・・・ 9,375人
未就学児5割軽減・・・ 1,761人

◆国民健康保険料の賦課

平成30年度の制度改革により、東京都が、都内すべての医療費等を賄い、それに充てるための納付金を区市町村ごとに請求するとともに、区市町村がこの納付金を納めるために必要な水準である標準保険料率を示すことになった。区では、標準保険料率を参考に保険料率を決定する。

<内容>

令和8年度国民健康保険料＝

医療分＋子ども・子育て支援金分＋後期高齢者支援金分

＋ 介護分

(すべての世帯)

(40歳～64歳の加入者がいる世帯)

区分毎の額	=	所得割額	+	均等割額
医療分 (限度額67万円)	=	世帯の国保加入者全員分 (加入者の7年中所得額－43万円) ×7.51%	+	世帯の国保加入者数 ×47,600円
後期高齢者 支援金分 (限度額26万円)	=	世帯の国保加入者全員分 (加入者の7年中所得額－43万円) ×2.80%	+	世帯の国保加入者数 ×17,600円
子ども・子育て 支援金分 (限度額3万円)	=	世帯の国保加入者全員分 (加入者の7年中所得額－43万円) ×0.27%	+	世帯の国保加入者数 ×1,873円
介護分 (限度額17万円)	=	世帯の40～64歳の国保加入者分 (加入者の7年中所得額－43万円) ×2.43%	+	世帯の国保加入者数 ×17,800円

※令和8年度から、従来の保険料に加えて子ども・子育て支援金分の保険料が加算された。

これに伴い、子育て世帯の負担軽減のため、こども（18歳の誕生日以後、最初の3月31日までの者）の子ども・子育て支援金分の均等割額を全額軽減し保険料を計算する。

IV 国保給付事務

◆療養の給付等

令和8年度予算額：35,059,290千円 令和7年度支出額：35,134,316千円

被保険者に係る疾病及び負傷に対し、国民健康保険法に基づく療養の給付を行う。

<負担割合>都10/10（保険給付費等交付金）

<対象>大田区国民健康保険の被保険者

<内容>

- 療養給付費 被保険者が疾病・負傷で治療したとき、医療機関で一部負担金を支払い、残りは現物給付を行う。
- 療養費 急病など、緊急そのほかやむを得ない理由で療養給付費の現物給付が受けられなかったときや、コルセット・接骨等に係る費用などについて、請求に基づき現金給付を行う。
- 審査支払手数料 診療報酬明細書の審査及び医療機関への支払等に係る処理について、東京都国民健康保険団体連合会に委託し行う。

<令和7年度実績>

- 療養給付費 1,991,362件 34,471,481,967円
- 療養費 58,709件 506,712,727円
- 審査支払手数料 2,055,285件 156,121,580円

◆高額療養費

令和8年度予算額：5,333,646千円	令和7年度支出額：5,525,215千円
----------------------	----------------------

被保険者が医療機関等にかかり、1か月の自己負担金の額が1人につき一定額を超えるときなどは、その超えた分を高額療養費として支給する。

＜負担割合＞都10/10（保険給付費等交付金）

＜対象＞大田区国民健康保険の被保険者

＜内容＞同じ人が同じ医療機関で、1か月に支払った自己負担金が限度額を超えた場合、その超過分を支給する。

[多数該当] 同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合は、限度額が変わる。

[特定疾病] 血友病、HIV感染症、人工透析で治療を受けた場合、1か月の自己負担額は1万円又は2万円になる。

[合算対象基準額] 同じ世帯で、同じ月内に1医療機関で自己負担額が21,000円を超える場合が複数あるときは、これらを合算し、世帯の限度額を超えたとき支給する。

＜令和7年度実績＞

○ 支給件数 92,028件 5,525,215,881円

◆高額介護合算療養費

令和8年度予算額：6,395千円	令和7年度支出額：6,723千円
------------------	------------------

国民健康保険加入世帯で、自己負担が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の両方の自己負担を合算し、その年額の限度額を超えた場合に超えた分について「高額介護合算療養費」を支給する。

＜負担割合＞都10/10（保険給付費等交付金）

＜対象＞大田区国民健康保険加入世帯で、自己負担が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合

＜内容＞国民健康保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、その年額の限度額を超えた場合、超過分を支給する。

＜令和7年度実績＞

○ 支給件数 228件 6,723,078円

◆その他の保険給付

令和8年度予算額：254,249千円	令和7年度支出額：248,320千円
--------------------	--------------------

☐ 移送費

＜負担割合＞都10/10（保険給付費等交付金）

＜対象＞大田区国民健康保険の被保険者

☐ 結核・精神医療給付費付加給付

＜負担割合＞都10/10（保険給付費等交付金）

＜対象＞大田区国民健康保険の被保険者で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の適用を受ける者のうち非課税者又は非課税世帯

結核・精神医療該当者 2,656人（令和8年3月末現在）

□ 出産育児一時金

＜負担割合＞保険料、区

＜対象＞大田区国民健康保険の被保険者が出産した場合、世帯主に支給（妊娠85日以上）
一件あたりの支給額 500,000円

□ 葬祭費

＜負担割合＞保険料

＜対象＞被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に支給 70,000円

＜令和7年度実績＞

○ 移送費	0件	0円
○ 結核・精神医療給付費付加給付	49,269件	58,524,063円
○ 出産育児一時金	283件	142,546,688円
○ 葬祭費	675件	47,250,000円

V 国保料収納事務

◆令和8年度国民健康保険料予算

区分	調定額：千円	収入見込額：千円	収納率%
現年分	16,810,645	15,147,319	90.11
滞納繰越分	3,041,930	871,249	28.64
合計	19,852,575	16,018,568	80.69

◆国民健康保険料調定・収納の推移

年度	区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率%
3	現年分	16,669,706	14,814,383	88.87
	滞納繰越分	3,450,832	1,152,881	33.41
	合計	20,120,538	15,967,265	79.36
4	現年分	16,573,994	14,888,189	89.83
	滞納繰越分	3,093,204	911,158	29.46
	合計	19,667,199	15,799,348	80.33
5	現年分	15,888,188	14,343,949	90.28
	滞納繰越分	3,066,476	903,866	29.48
	合計	18,954,665	15,247,815	80.44
6	現年分	17,540,223	15,768,289	89.90
	滞納繰越分	2,935,524	816,539	27.82
	合計	20,475,747	16,584,828	81.00
7	現年分	16,537,186	15,008,935	90.76
	滞納繰越分	3,041,210	1,005,948	33.08
	合計	19,578,397	16,014,884	81.80

◆収納対策

収納率向上のため、被保険者に対して多様な納付機会を提供し、期限内納付の強化を図る。また、1回の納め忘れを連続滞納とさせないために早期納付勧奨を積極的に進めるとともに、納付率の高い口座振替の促進を図る。

滞納者に対しては丁寧な納付相談を行い、滞納整理を進める。支払い能力がありながら支払いのない滞納者に対しては、財産調査を徹底し、適正に差押えを実施する等、組織的に対応していく。

(1) 期限内納付の促進

- ①マルチペイメントネットワークシステムを利用した口座振替登録の広報を強化する。また、委託事業者を活用し、口座振替勧奨を実施し納期内納付の強化を図る。口座振替全期前納払いを向上させる。
- ②口座振替推進キャンペーンを実施して、原則口座振替制を推進する。
- ③区役所、特別出張所、金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店等の納付窓口や口座振替、年金特別徴収またはスマートフォンを利用したモバイルレジ（インターネットバンキング、クレジット収納）、キャッシュレス決済等、多様な納付機会を提供する。

(2) 滞納整理の強化

- ①月次計画を策定し、財産調査や差押処分の進捗を把握し結果を分析しながら、滞納整理の進捗管理を徹底する。
- ②納付案内センターによる納付勧奨・調査等においては平日の他に夜間勧奨・休日勧奨（月4回）を実施し、現年度分の早期納付勧奨を強化する。
- ③納付相談の機会を増やすため、夜間（月2回）・休日窓口（年2回）を開設する。
- ④保険料滞納世帯に対して、財産調査を速やかに実施する。
- ⑤外国人区民に対しても、通訳タブレットの利用等により納付相談の向上を図る。

(3) 納付案内センターを活用して居住確認を実施し、資格の適正化を図る。

- (4) 遠隔地等状況調査業務委託を令和5年度から実施し、職員が訪問できない遠隔地の滞納者宅を訪問し、納付勧奨及び居住確認を行う。

VI 後期高齢者医療資格事務

◆後期高齢者医療制度

令和8年度予算額：147,683千円	令和7年度支出額：149,108千円
--------------------	--------------------

○ 後期高齢者医療被保険者数（大田区 92,868人 令和8年3月31日現在）

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 75歳以上被保険者数 | 92,688人 |
| (2) 障害認定被保険者数 | 180人 |
| (再掲) 1割負担被保険者数 | 55,560人 |
| 2割負担被保険者数 | 21,864人 |
| 3割負担被保険者数 | 15,442人 |

負担区分が未判定の被保険者については、負担区分割合別の人数に集計されない。

後期高齢者医療保険料は、広域連合で決定する。

徴収方法は区が決定し、被保険者へ通知する。

○ 保険料の均等割軽減者数（令和7年7月1日現在）

- | | |
|---------|---------|
| 7割軽減・・・ | 33,173人 |
| 5割軽減・・・ | 9,756人 |
| 2割軽減・・・ | 10,061人 |

徴収方法は区が決定し、被保険者へ通知する。

- 普通徴収被保険者数 23,832人 (令和7年7月1日現在)
- 特別徴収被保険者数 69,077人 (令和7年7月1日現在)

被保険者の希望により、保険料の納め方を、年金から保険料が差し引かれる特別徴収から、普通徴収（口座振替）に変更している。

- 4月からの特別徴収から口座振替への切替者数 8人
- 6月からの特別徴収から口座振替への切替者数 10人
- 8月からの特別徴収から口座振替への切替者数 6人
- 10月からの特別徴収から口座振替への切替者数 45人
- 12月からの特別徴収から口座振替への切替者数 3人
- 2月からの特別徴収から口座振替への切替者数 12人

◆後期高齢者制度の広報

令和8年度予算額：1,232千円	令和7年度支出額：1,232千円
------------------	------------------

<内容>後期高齢者医療制度の仕組み・内容等の周知を図り、被保険者の認識を高める。

<令和7年度実績>

- 後期高齢者医療制度かんたんガイド（制度全般の解説） 8,000部

VII 後期高齢者医療給付事務

□ 療養の給付

<内容>

- 療養費 医師の指示によるコルセット等の作製費用、はり・きゅう、あんま、接骨に係る費用、資格確認書等の不携帯等での実費返還などについて、申請に基づき支給する。

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

□ 高額療養費の支給

<内容> 1か月に支払った医療費の自己負担金が限度額を越えた場合、その超過分を高額療養費として支給する。

[多数回該当] 同じ世帯で、12か月の間に入院を含む高額療養費が3回該当した場合は、4回目以降の限度額が軽減される。

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

□ 医療費の窓口負担が軽減される制度

<内容>

- マイナ保険証または限度区分を記載した資格確認書を提示することで、窓口での自己負担額が限度額までとなる。

区分Ⅰ、区分Ⅱの被保険者 自己負担額及び入院した場合の食事代に適用

現役Ⅰ、現役Ⅱの被保険者 自己負担額に適用

- 特定疾病療養受療証 発行件数 165件

厚生労働大臣が指定する特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全・先天性血液凝固因子障害の一部・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）で治療を受けた場合、保険医療機関等ごとに1か月の自己負担額が10,000円までとなる。

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う

□ 高額介護合算療養費の支給

＜内容＞医療保険（後期高齢者医療制度）と介護保険の両方の自己負担額の合計額が1年間（8月1日～翌年7月31日）に著しく高額になった場合、医療保険上の世帯単位において医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が基準額を超えた場合、その超えた額を支給する。

[合算する場合の基準額]

○ 3割負担者

現役Ⅲ 2,120,000円

現役Ⅱ 1,410,000円

現役Ⅰ 670,000円

○ 一般（1割・2割） 560,000円

○ 区分Ⅱ 310,000円

○ 区分Ⅰ 190,000円

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

◆葬祭費の支給

令和8年度予算額：370,907千円	令和7年度支出額：359,409千円
--------------------	--------------------

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に70,000円の葬祭費を支給する。

＜令和7年度実績＞

葬祭費 5,118件

◆健康保持推進事業

令和8年度予算額：8,532千円	令和7年度支出額：7,008千円
------------------	------------------

被保険者の健康保持・増進のため、はり・きゅう・マッサージ等の割引券の支給等を行う。

＜令和7年度実績＞

○ はり・きゅう・マッサージ割引券 1,418件

VIII 後期高齢者医療収納事務

◆令和8年度後期高齢者医療保険料予算

区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率%
現年度分	11,965,583	11,846,264	99.00
滞納繰越分	183,872	76,312	41.50
合計	12,149,455	11,922,576	98.13

◆後期高齢者医療保険料調定・収納状況

年度	区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率%
3	現年分	8,693,717	8,639,940	99.38
	滞納繰越分	140,530	61,057	43.45
	合計	8,834,247	8,700,997	98.49
4	現年分	9,759,097	9,677,576	99.16
	滞納繰越分	119,503	59,341	49.66
	合計	9,878,601	9,736,918	98.57
5	現年分	9,917,562	9,847,904	99.30
	滞納繰越分	135,494	72,163	53.26
	合計	10,053,057	9,920,067	98.68
6	現年分	10,789,502	10,705,791	99.22
	滞納繰越分	133,800	66,916	50.01
	合計	10,923,302	10,772,707	98.62
7	現年分	11,587,559	11,500,556	99.25
	滞納繰越分	154,979	67,371	43.47
	合計	11,742,538	11,567,928	98.51

※表示金額は区分ごとに単位未満切捨てのため、合計が合わない場合がある。

◆収納対策

- ・後期高齢者医療保険料の収納計画を策定し、効率的な収納対策を実施する。また、計画の進捗状況により、必要に応じて適切な対応策を講じていく。
- ・現年度分の収納管理を重点的に取り組み、特に年度到達等による新規加入者に対し、丁寧な制度の案内に努め、制度移行を契機とした滞納を防止する。また、保険料改定及び子ども・子育て支援金の導入を踏まえ、被保険者に対し理解を深めていただく周知、説明を強化する。
- ・普通徴収対象者へは、口座振替の勧奨を行っていく。
- ・金融機関、郵便局、区役所本庁舎、特別出張所窓口、コンビニ収納に加え、モバイルレジアプリを活用したネットバンキング・クレジット決済などの納付機会を提供している。また、令和6年4月からバーコード決済を開始し、周知を進めている。
- ・納付案内センターを活用しながら、現年を中心とした未納者を対象に、年間を通じて、電話による納付勧奨を実施する。
- ・督促や催告によっても滞納状態が改善しない被保険者に対して、財産調査を行う。
- ・滞納状況により、悪質なケースと判断した者については、滞納処分（差押等）を行う。

IX 国民年金事務

◆国民年金事務

令和8年度予算額：23,318千円	令和7年度支出額：9,123千円
-------------------	------------------

国民年金は、全ての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な保険給付を行い、国民の共同連帯によって被保険者またはその遺族の生活の安定を図り、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としている。

＜基礎年金の財源＞ 保険料、国庫負担金及び厚生年金保険

＜令和8年度国民年金保険料＞ 月額 17,920円 付加年金保険料 月額 400円

＜令和8年度老齢基礎年金額（満額の場合）＞ 年額 847,300円

＜内容＞

（1）法定受託事務（区市町村事務）

- ① 1号被保険者の資格に係る各種届出等の受理、高齢任意加入、特例高齢任意加入の受理
- ② 保険料免除、学生納付特例、産前産後期間免除、付加保険料等の保険料に関する申し出の受理
- ③ 老齢基礎年金（第1号被保険者期間のみの受給権者）、障害基礎年金、遺族基礎年金その他の給付に関する裁定請求等の受理
- ④ 老齢福祉年金・特別障害給付金に係る各種届出等の受理

注）第1号被保険者：日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の者で、第2号被保険者（厚生年金の被保険者）、第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）を除く人

（2）協力・連携事務（自治事務）

- ① 国からの依頼に基づく被保険者情報の提供
- ② 資格取得時の納付督促
- ③ 広報等

＜令和7年度実績＞

- 歳入（国民年金事務費交付金） 収入額 157,887,123円 収入率 102.10%
- 歳出（国民年金事務費等） 執行額 9,123,253円 執行率 87.10%
- 加入被保険者数（令和7年度末）
第1号被保険者数 80,561人 任意加入者数 1,803人 計 82,364人
- 第1号被保険者異動状況（令和7年度末）
取得等 33,115件 転入 7,230件 転出 5,210件 喪失 35,133件
- 保険料免除等（令和7年度末）
法定免除 6,421件 申請免除等 25,648件 計 32,069件（免除率39.80%）
- 老齢福祉年金受給権者数（令和7年度末）
9人（支給停止者を含む）

トピックス

国民年金手続きの電子申請（LoGoフォーム）を拡大 ～ 区民の利便性向上：スマートフォンなどで24時間、365日簡単に申請 ～

令和5年12月から国民年金に関する手続きについて、LoGoフォームによる申請をスタート

対象手続き及び令和7年度実績

（令和7年4月1日～令和8年3月31日受付分）

（1）国民年金（第1号被保険者）加入の届出	72 件
（2）国民年金付加保険料納付申出・辞退手続き	8 件
（3）基礎年金番号通知書再交付申請	17 件
（4）国民年金保険料 産前産後期間の免除手続き	14 件
（5）国民年金保険料 免除・納付猶予申請	150 件
（6）国民年金保険料 学生納付特例申請	57 件
（7）国民年金保険料 法定免除の手続き	3 件
（8）国民年金 在外任意加入手続き	15 件
（9）加入＋免除・学生納付特例（外国人向け）	19 件
合 計	355 件

7 区民部におけるマイナンバー法等への対応

平成25年度までの取り組み

平成24年度

内閣官房が「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（中間取りまとめ）」発表
⇒部内で内閣官房・総務省のHP及びベンダーから情報収集開始

平成25年度

- 1 特別区住民基本台帳実務研究会代表者会にて「番号制度研究部会」の発足検討
- 2 ベンダーによる情報交換会実施（戸籍住民課、課税課、後期高齢）
- 3 特別区戸籍・住民基本台帳主管課長会による「番号制度説明会」開催（戸籍住民課2名出席）
- 4 内閣官房が「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」発表
- 5 住基システム、税務システム改修にかかる要件定義・影響度調査（戸籍住民課、課税課）
- 6 P I A（特定個人情報保護評価）体制・役割の検討、準備（戸籍住民課、課税課）
- 7 住登外者データへの対応検討（戸籍住民課、課税課）
- 8 他所属の住基ネット端末利用の可否検討（戸籍住民課）

【戸籍住民課】平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 P I A作業（全項目評価書の作成、パブリックコメントの実施、評価、報告、公表）
- 2 住基システム基本設計（ベンダーへの委託）
- 3 番号制度に関する関係法令改正への対応
- 4 庁内における住基ネットデータの利用体制の検討・方針決定
- 5 住基カードの更新のあり方検討・方針決定
- 6 カード交付検討部会立ち上げ、個人番号カードの交付のあり方検討（交付場所等）・方針決定
- 7 窓口検討部会立ち上げ、戸籍住民窓口における業務内容の確認、対応検討
- 8 住基システム改修完了

平成27年度

- 1 住基システム改修（番号利用対応、H27.4～H27.9）
- 2 個人番号付番、番号利用準備開始（H27.10～）
- 3 通知カード交付対応（H27.10～）
- 4 証明書コンビニ交付サービスに係るシステム構築、住基システム改修（H27.9～H28.3）
- 5 住基システム改修（情報連携対応、H27.11～H28.3）
- 6 個人番号データ庁内連携開始（H28.1～）
- 7 個人番号カード交付開始（H28.1～）

平成28年度

- 1 証明書コンビニ交付サービス開始（住民票、印鑑登録証明書 H28.5～）

平成29年度

- 1 本庁舎でマイナンバーカード対応証明書交付機サービス開始（住民票、印鑑登録証明書 H29.5～）
- 2 証明書コンビニ交付サービス開始（戸籍証明書、税証明書 H30.2～）

平成30年度

- 1 本庁舎でマイナンバーカード申請補助事業開始（H30.5～）
- 2 大田区マイナンバーカードセンター開設（H30.7～）

令和元年度

- 1 マイナンバーカードセンターでマイナンバーカード対応証明書交付機サービス開始（R1.7～）

令和2年度

- 1 通知カード廃止（R2.5）
- 2 特別定額給付金オンライン申請の受付
- 3 マイナポイント設定支援ブース設置（R2.7～）、マイナポイント開始への対応（R2.9～）

令和3年度

- 1 戸籍附票連携準備開始（R3.9～）
- 2 住民票の除票、戸籍の附票の除票の保存年限を150年間に延長（住民票R3.6～、戸籍の附票R4.1～）
- 3 証明書コンビニ交付サービス拡大（住所が大田区以外の者の戸籍証明書 R3.10～）

令和4年度

- 1 マイナポータルを利用した住民異動の受付開始（R5.2～）

令和6年度

- 1 国外転出者向けマイナンバーカード開始（R6.5.27～）
- 2 マイナンバーカード特急発行開始（R6.12.2～）

令和7年度

- 1 大田区マイナンバーカードセンター移転（R7.10.1～）

【課税課】 平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 要件定義（運用検討）
- 2 P I A作業（全項目評価書の作成、パブリックコメントの実施、評価、報告、公表）
- 3 税務システム基本設計（ベンダーへの委託）
- 4 番号制度に関する関係法令改正対応
- 5 税務システムで保有する情報の整理
（住基ネットを利用した情報の収集及び検索の検討など）
- 6 税務事務窓口における業務内容の確認、対応検討
（新規作業発生の有無、様式変更対応等）

平成27年度

- 1 税務システム改修完了（～H27.10）、運用テスト（H27.10～H27.12）
- 2 番号利用開始（H28.1～）

平成28年度

- 1 国等との情報連携開始（H29.1～）

平成29年度

- 1 自治体間での情報連携開始（H29.11～）
- 2 税証明書コンビニ交付サービス開始（H30.2～）

平成30年度

- 1 特定個人情報所得情報一括照会開始（H30.10～）

令和3年度

- 1 当初特別徴収税額通知書データの正本対応（R3.5～）

令和6年度

- 1 月例特別徴収税額通知書データの正本対応（R6.5～）

令和7年度

- 1 マイナポータルを経由した住民税申告（R8.1～）

【国保年金課】 平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 業務別詳細影響影響調査の実施
- 2 関係法令改正に関する調査
- 3 業務フローの検討、データベース項目定義書
- 4 マイナンバー法導入に伴う全庁調査の実施

平成27年度

- 1 P I A作業（国保・年金業務評価書の作成、評価、報告、公表）
- 2 特定個人情報利用条例策定対応（H27.4～12）
- 3 個人番号の利用開始（H28.1～）

平成28年度

- 1 自治体間総合運用テスト開始（H29.1～）
- 2 国保制度改革に伴うP I A作業（国保業務評価書の修正、再評価、報告、公表）

平成29年度

- 1 国保年金システム改修（三次※）（H29.4～）
※三次：特定個人情報連携照会機能のシステム改修（28年度未完了分）
- 2 情報提供ネットワークを活用した情報の照会・提供開始（H29.7～）

平成30年度

- 1 特定個人情報所得情報照会連携テスト（H30.5～6）
- 2 特定個人情報所得情報照会連携開始（H30.7～）
- 3 年金機構への個人番号提供に伴うP I A作業（年金業務評価書の修正、再評価、報告、公表）

令和2年度

- 1 オンライン資格確認等の運用開始に伴うP I A作業（国保業務評価書の修正、再評価、報告、公表）

令和3年度

- 1 マイナンバーカードの健康保険証利用開始（R3.10～）

令和5年度

- 1 特定個人情報保護評価書運用適正性確認事業対応
- 2 公表後一定期間の経過に伴うP I A作業（年金業務評価書の修正、再評価、報告、公表）

【後期高齢医療担当】平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 業務別詳細影響影響調査の実施
- 2 関係法令改正に関する調査
- 3 業務フローの検討、データベース項目定義書
- 4 マイナンバー法導入に伴う全庁調査の実施
- 5 東京都後期高齢者医療広域連合との連絡調整
- 6 東京都後期高齢者医療広域連合におけるシステム改修説明会への出席

平成27年度

- 1 P I A作業(重点項目評価書の作成、評価、報告、公表)
- 2 後期高齢者医療システム改修対応
・住記システムとの連携に伴うシステム改修 (H27. 9～)
- 3 広域連合標準システム改修(一次※) (H27. 7～)
- 4 特定個人情報利用条例策定対応 (H27. 4～12)
- 5 個人番号の利用開始 (H28. 1～)

平成28年度

- 1 広域連合標準システム改修対応(二次※) (H28. 4～)
※システム改修概要
一次：個人番号をシステム画面上に表示する機能等、比較的簡便なシステム改修
個人番号をシステム内に保持するためのシステム改修
二次：特定個人情報データ連携、バッチ処理等、重要な機能・処理に関わるシステム改修
市区町村システム(国保システム等)との連携に関わるシステム改修

平成29年度

- 1 自治体間での情報連携開始 (H29. 7～)

令和元年度

- 1 窓口等業務委託拡大に伴う P I A作業(重点項目評価書の修正、再評価、報告、公表)

令和3年度

- 1 マイナンバーカードの健康保険証利用開始(R3. 10～)

令和4年度

- 1 公金受取口座の情報連携開始に伴う P I A作業(重点項目評価書の修正、再評価、報告、公表)
- 2 特定個人情報保護評価書運用適正性確認事業対応



©大田区

2026（令和 8 年度）区民部事業概要

発行：令和 8 年 7 月

大田区 区民部 戸籍住民課

〒144-8621

所在地：大田区蒲田 5-13-14

電話　：03-5744-1182

1. おおたの窓口2.0の推進について

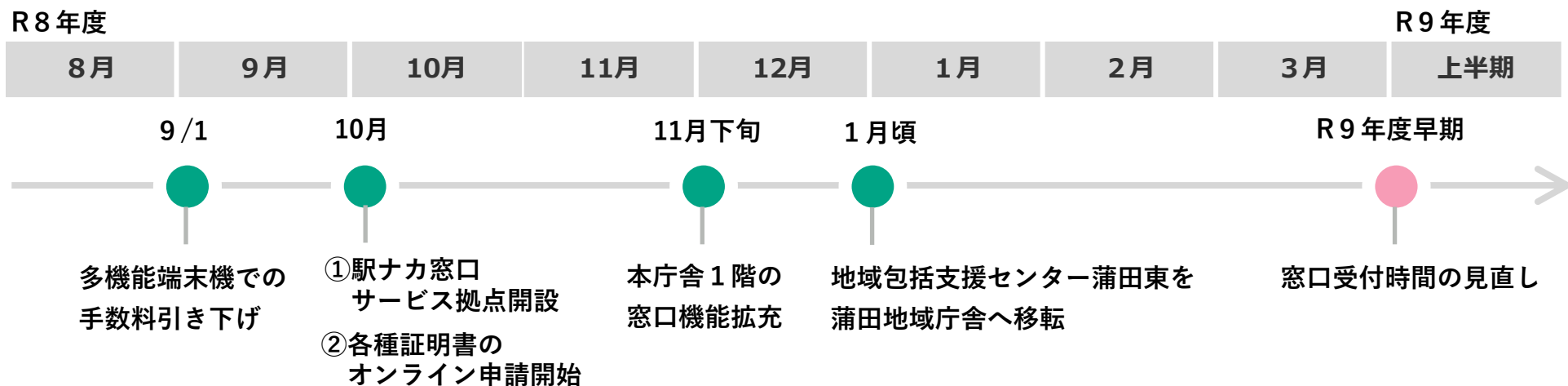
1 背景と目的

- ✓ 大田区DX推進計画及び大田区持続可能な自治体経営実践戦略において「窓口DXの推進」や「窓口サービスの向上」を重点的な施策に位置付けており、「窓口サービス」に関する施策を着実に推進する必要がある。
- ✓ おおたの窓口2.0は「行かない」「書かない」「待たない」「回らない」窓口の実現をめざすものであり、オンライン化にあわせて行政手続き環境を刷新することで、誰もがストレスなく利用できるスマートな窓口サービスを提供していく。

おおたの窓口2.0

新たな窓口拠点の設置、本庁舎窓口の機能拡充、特別出張所の機能更新など、窓口サービスをアップデートし、ストレスフリーな行政手続き環境を提供

2 R8年度のスケジュール



3 今後の展開

R8年度における取組の検証を行った上で、**本庁舎窓口機能の再構築**を進めるとともに、特別出張所を中心とした地域行政のあり方検討と連携し、**特別出張所の窓口機能の更新**を図る。

2. 「（仮称）おおたスマート行政ステーション京浜蒲田」の開設について

1 背景と目的

- ✓ 大田区観光情報センター跡地に新たな窓口サービス拠点を開設
- ✓ 就労や育児等により時間の確保が難しい方、最も転入の多い20代前半の方、行政手続きをなるべくスマホやPCで済ませたい方向けに、利便性の高いサービスを提供
- ✓ 窓口サービス向上に向けた様々な取組の実証フィールドとして活用

2 業務概要

施設名称	おおたスマート行政ステーション京浜蒲田 (略称 スマかま)
立地	京急蒲田駅構内（2階）
開設日 (予定)	令和8年10月
受付時間 (予定)	平日＝11:00～19:00 土日＝9:00～17:00 ※第三土曜日とその翌日の日曜日、祝日、年末年始、機器メンテナンス日を除く
対応業務	転入、転出、転居、世帯変更の届出
業務体制	職員及び業務スタッフによる対応
その他	住民票等各種証明書の発行については、駅構内をはじめ近隣のコンビニエンスストアをご案内する ※令和8年9月より交付機の証明書発行手数料を 250円→150円に引き下げ

3 サービスの特色

「駅ナカ×デジタル」で手続きのために仕事を休まなくていい、待たなくていい、書かなくていい、新しい窓口を実現！

駅ナカ立地により、
通勤・通学の「ついで」に



平日夜間+土日の開業で
仕事帰りにも立ち寄れる



事前の予約～申請で

「待たない」スムーズな手続き



ご予約のない方も、

身分証明書を使った「書かない」
システムで便利に！

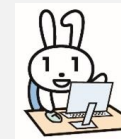


AIによる問合せ対応も！

(実証予定)



今後、ご自宅でのお手続きを
ご希望の方にはオンライン申
請もご案内！

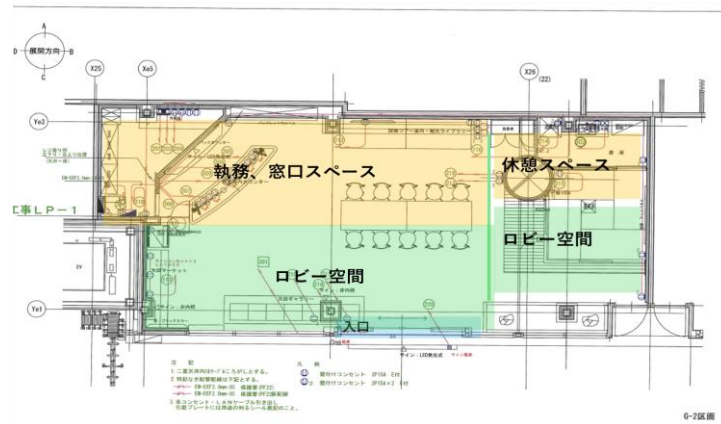


LoGoフォーム

ぴったりサービス

2. 「（仮称）おおたスマート行政ステーション京浜蒲田」の開設について

■ 参考 施設レイアウト案



※イメージ

3. 証明書D Xの取組について

コンビニ交付、オンライン申請による交付の拡充により「役所に来なくても、証明書が取れる」時代へ



1 多機能端末機の手数料引き下げ

- ✓ 令和8年9月からコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機（証明書交付機）による証明書交付手数料を引き下げる
- ✓ 引き下げ対象：住民票の写し、印鑑登録証明書、住民税（課（非課）税・納税）証明書
※戸籍証明書（謄本、抄本）は引き下げ対象外
- ✓ 金額：250円⇒150円（参考：窓口300円）



2 オンライン申請による証明書交付

- ✓ オンライン化対象：住民票の写し、住民税（課（非課）税・納税）証明書、戸籍証明書（謄本、抄本）
- ✓ スマートフォンやPCからいつでも・どこでも申請可能に
- ✓ 申請から手数料の支払いまでオンラインで完結（決済方法：クレジットカード、PayPay 等）
- ✓ 金額：窓口と同額（郵送料が別途必要）

おおたの窓口2.0の進捗（駅ナカ窓口サービス拠点の開設等）について

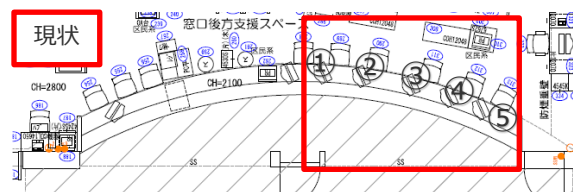
4. 本庁舎1階の窓口機能拡充及びバックオフィスの開設について

1 本庁舎1階の窓口拡充

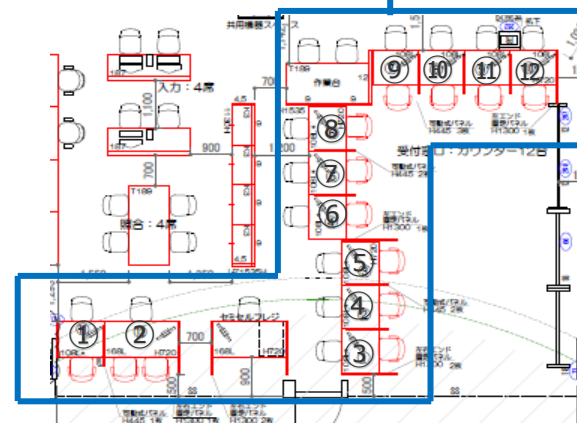
【予定】令和8年11月24日以降



- ✓ 本庁舎1階南側フロアの窓口を現状の5窓口から12窓口を増設。
- ✓ 「受付待機」を最小限に抑え、**混雑緩和を徹底的に進める。**



改善案 カウンターを撤去し、12窓口を設置



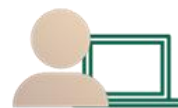
2 バックオフィスの開設

【予定】令和8年11月頃～



- ✓ 産業プラザPiOの現執務スペースに入力、照合処理の専門オフィスを開設。
- ✓ 本庁舎1階や駅ナカ拠点との**データ連携を行い、リアルタイムで進捗を共有。**円滑な事務処理を進める。

受付



受付対応者



入力

バックオフィス



入力作業員



入力



令和8年9月1日付け 組織改正 地域未来創造部

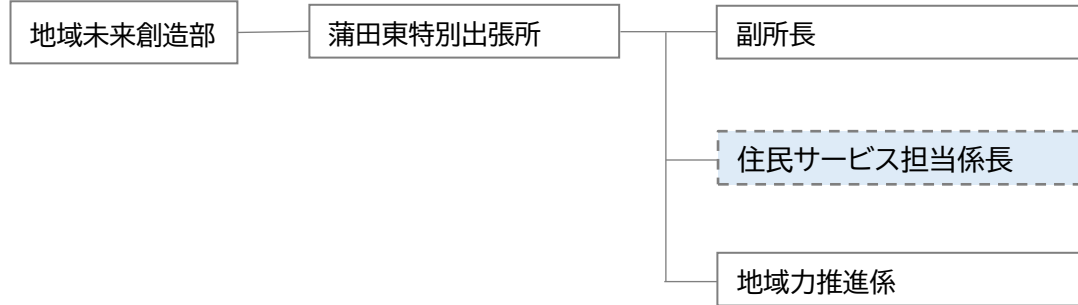
▶ 組織改正の見方

 = 廃止

※ 記載のない組織については改正を行わない。
※ 組織改正の概要を下部で説明し、
該当組織及び指揮命令系統は上部の図で示す。

総務財政委員会	
令和8年7月15日	
企画経営部	資料3番
所管	企画課

▶ 現行



▶ 改正後



●「蒲田東特別出張所 住民サービス担当係長」の廃止

- ◆ (仮称)おたスマート行政ステーション京浜蒲田(スマかま)の開設や本庁舎1階の窓口機能拡充といった「おたの窓口2.0」の推進及び、地域包括ケアの推進に向けた地域包括支援センターと出張所の同一建物への設置を踏まえ、令和8年8月末をもって蒲田東特別出張所の窓口業務を休止するため、住民サービス担当係長を廃止する。

総務財政委員会
令和8年7月15日
総務部 資料2番
所管 総務課

令和8年度 第1回大田区総合教育会議の開催について

1 総合教育会議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、区長と教育委員会が、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や児童・生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行うことにより、相互の連携をさらに強化し、よりいっそう民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としています。

2 日 時

令和8年9月8日（火） 午後4時 開会

3 場 所

大田区役所本庁舎5階 庁議室

4 内 容

（1）「大田区立学校における働き方改革推進プラン（第2次）」

令和7年度取組報告

（2）おおた教育ビジョン実現のために求められる教員の資質能力

土地の取得について（平和島五丁目）

1 用地取得の概要

所 在	大田区平和島五丁目1番5（住居表示1番）
地 積	1,013.91 m ² （公簿・実測）
契約締結日	令和8年6月10日
取得予算	大田区一般会計
取得金額	40,500,000 円（1平方メートル当たり約39,994 円）
取得目的	公園整備事業用地

2 案 内 図



工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	1
工 事 件 名	道路舗装改良工事（美原通り）その4
契 約 金 額	¥ 1 4 8 , 5 0 0 , 0 0 0 -
契 約 の 相 手 方	大田区大森北三丁目 13 番 5 号 株式会社興陽開発 代表取締役 井上 繁昭
契 約 年 月 日	令和 8 年 6 月 2 9 日
工 期	令和 9 年 3 月 3 0 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区大森本町二丁目 2 番から 4 番先 (2) 工事内容 舗装工 一式、排水施設工 一式、街築工 一式、交通安全施設工 一式、 構造物設置工 一式 (3) 案内図	

入 札 経 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	道路舗装改良工事（美原通り）その4		
令和8年6月29日					
入 札 参 加 者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）		
1	株式会社興陽開発	〒135,000,000 総合点55.8点 価格点19.8点 技術点36点			
2	佐々木総業株式会社	辞退			
3	株式会社トモエコーポレーション 東京支店	不参			
4	松下土建株式会社	〒145,000,000 総合点18.7点 価格点7.7点 技術点11点			
5					
6					
7					
8					

契約の相手方 名 称 株式会社興陽開発
所在地 大田区大森北三丁目13番5号

契約金額（税 込） ￥ 1 4 8 , 5 0 0 , 0 0 0 （落札率91.59%）
（税 抜） ￥ 1 3 5 , 0 0 0 , 0 0 0

予定価格（税 込） ￥ 1 6 2 , 1 3 1 , 2 0 0
（税 抜） ￥ 1 4 7 , 3 9 2 , 0 0 0

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	2
工 事 件 名	稲荷橋塩害対策工事（その2）
契 約 金 額	¥105,820,000－
契 約 の 相 手 方	大田区昭和島二丁目4番3号 リック株式会社 エンジニアリング事業本部 執行役員本部長 青木 睦
契 約 年 月 日	令和 8 年 7 月 6 日
工 期	令和 9 年 2 月 26 日

工 事 概 要

- (1) 工事場所
大田区羽田五丁目6番から羽田空港一丁目1番先
- (2) 工事内容
塗装塗替工 一式、ひびわれ補修工 一式、断面修復工 一式
表面保護工 一式、足場工 一式
- (3) 案内図



入 札 經 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	稲荷橋塩害対策工事（その２）	
令和８年７月６日				
入 札 参 加 者		第 1 回入札（税抜）	第 2 回入札（税抜）	
1	株式会社伊藤組	辞退		
2	株式会社佐々木組	辞退		
3	リック株式会社 エンジニアリング事業本部	レ〒96,200,000 総合点29.3点 価格点4.8点 技術点24.5点		
4				
5				
6				
7				
8				

契約の相手方	名 称	リック株式会社 エンジニアリング事業本部
	所在地	大田区昭和島二丁目4番3号

契約金額 (税 込) ¥ 1 0 5 , 8 2 0 , 0 0 0 (落札率99.14%)
(税 抜) ¥ 9 6 , 2 0 0 , 0 0 0

予定価格（税込） ￥106,736,300
 (税抜) ￥97,033,000

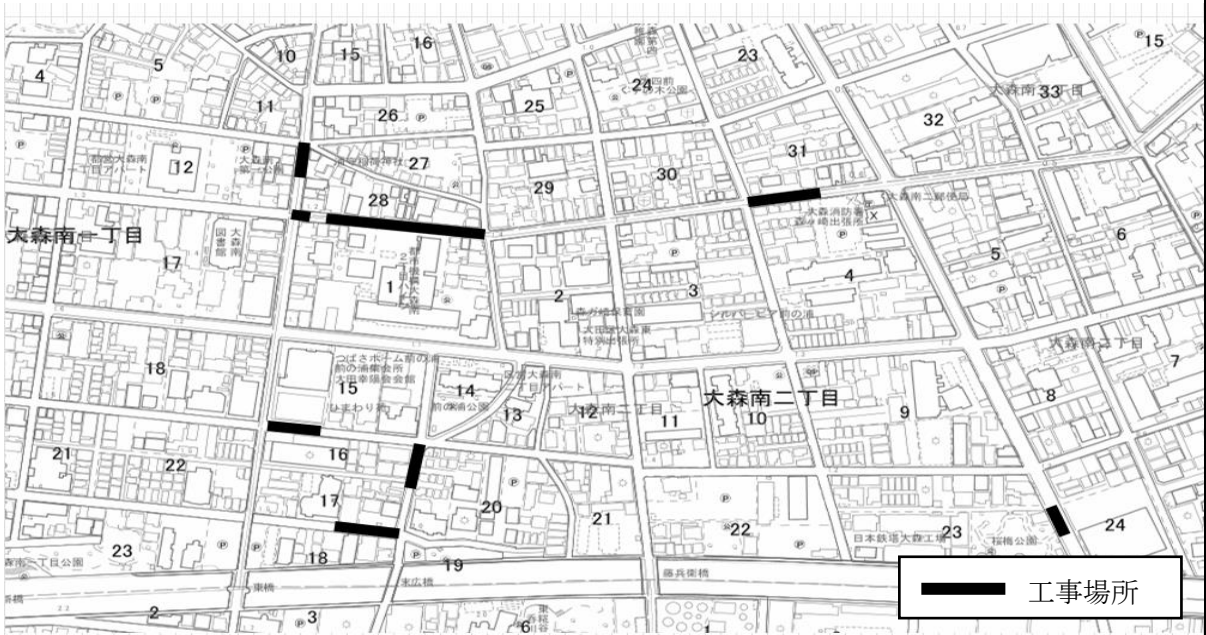
工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	3
工 事 件 名	大田区大森南二、三丁目付近管渠改良工事（下水道）
契 約 金 額	¥ 1 3 9 , 7 0 0 , 0 0 0 -
契 約 の 相 手 方	大田区蒲田五丁目 26 番 8 号 株式会社吉田組 代表取締役 佐野 優雅
契 約 年 月 日	令和 8 年 6 月 2 9 日
工 期	令和 9 年 2 月 2 6 日

工 事 概 要

- (1) 工事場所
大田区大森南二、三丁目
- (2) 工事内容
既設管改造（管渠内面被覆工（反転・形成工法）） 一式、本管布設（開削工法）一式、人孔設置 一式、既設人孔改造 一式、汚水ます 一式、汚水ます取付管 一式、既設本管撤去 一式、既設人孔撤去 一式、既設汚水ます撤去 一式、既設汚水ます取付管撤去 一式
- (3) 案内図



入 札 経 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	大田区大森南二、三丁目付近管渠改良工事（下水道）		
令和8年6月29日					
入 札 参 加 者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）		
1	株式会社伊藤組	辞退			
2	株式会社イハラ	¥119,720,000 総合点14.5点 価格点0点 技術点14.5点			
3	株式会社佐々木組	¥135,340,000 予定価格超過			
4	株式会社トモエコーポレーション 東京支店	不参加			
5	株式会社吉田組	レ ¥127,000,000 総合点34.4点 価格点15.4点 技術点19点			
6					
7					
8					

契約の相手方

名 称

株式会社吉田組

所在地

大田区蒲田五丁目26番 8 号

契約金額（税 込）

¥ 1 3 9 , 7 0 0 , 0 0 0 （落札率95.37%）

（税 抜）

¥ 1 2 7 , 0 0 0 , 0 0 0

予定価格（税 込）

¥ 1 4 6 , 4 8 7 , 0 0 0

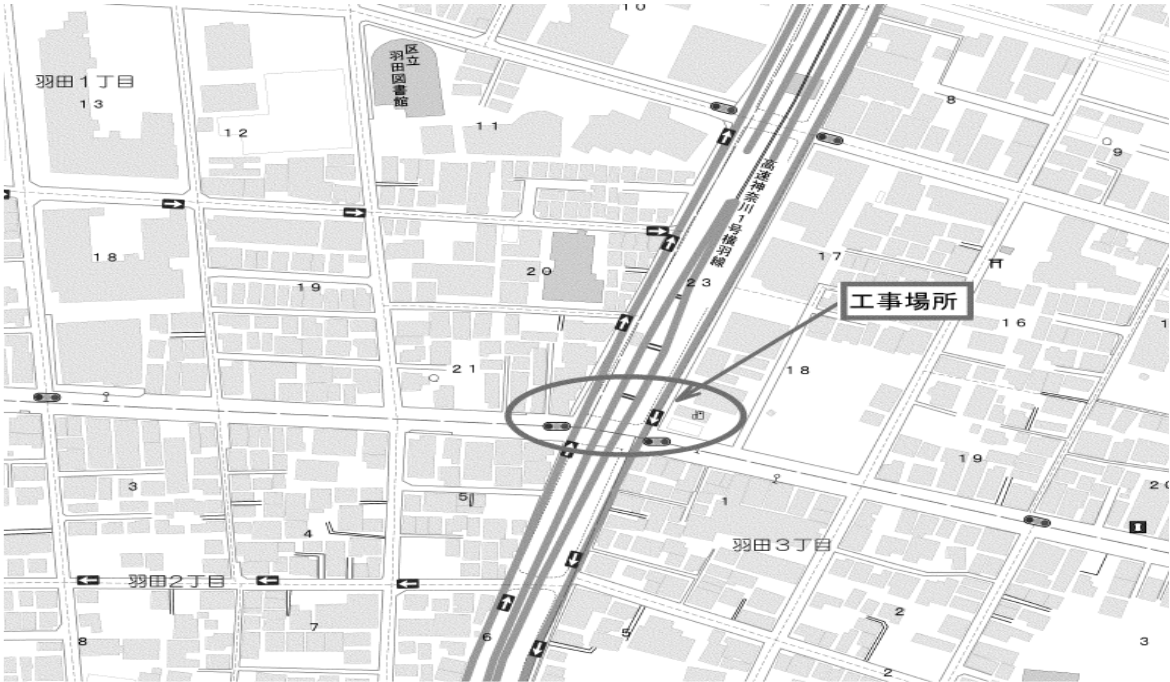
（税 抜）

¥ 1 3 3 , 1 7 0 , 0 0 0

総務財政委員会
令和 8 年 7 月 15 日
総務部 資料 4 番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	4
工 事 件 名	主要 94 号線整備工事その 6（電線共同溝）
契 約 金 額	¥ 1 6 9 , 0 7 0 , 0 0 0
契約の相手方	大田区西糀谷三丁目 22 番 13 号 村石建工株式会社 代表取締役 村石 玲王奈
契 約 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 5 日
工 期	令和 9 年 3 月 8 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区羽田一丁目 21 番から羽田三丁目 1 番先 (2) 工事内容 電線共同溝整備延長約 161m（両側） ア 管路工 一式 イ プレキャストボックス設置工 一式 (3) 案内図 	

入 札 経 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	主要94号線整備工事その6（電線共同溝）	
令和8年6月15日				
入 札 参 加 者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）	
1	株式会社北林組	辞退		
2	京浜港湾工事株式会社	¥163,500,000 予定価格超過		
3	村石建工株式会社	レ¥153,700,000 総合点33.5点 価格点16.0点 技術点17.5点		
4				
5				
6				
7				
8				

契約の相手方

名 称

村石建工株式会社

所在地

大田区西糀谷三丁目22番13号

契約金額（税 込）

¥ 1 6 9 , 0 7 0 , 0 0 0 （落札率95.00%）

（税 抜）

¥ 1 5 3 , 7 0 0 , 0 0 0

予定価格（税 込）

¥ 1 7 7 , 9 5 9 , 1 0 0

（税 抜）

¥ 1 6 1 , 7 8 1 , 0 0 0

総務財政委員会 令和 8 年 7 月 15 日
総務部 資料 4 番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	5
工 事 件 名	大森第六中学校便所（棟番号①－3）全面改修その他工事
契 約 金 額	¥ 8 0 , 3 0 0 , 0 0 0 －
契約の相手方	大田区池上七丁目 21 番 18 号 本間建設株式会社 代表取締役 本間 靖敏
契 約 年 月 日	令和 8 年 6 月 2 2 日
工 期	令和 9 年 3 月 1 2 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区南千束一丁目 33 番 1 号 (2) 工事内容 ア 便所改修工事（棟番号①－3） 一式 イ 便所前廊下の水飲み場改修工事 一式 ウ 外構改修工事 一式 (3) 案内図	

入 札 經 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	大森第六中学校便所（棟番号①－３）全面改修その他工事		
令和８年６月２２日					
入 札 参 加 者		第 １ 回 入 札 （ 税 抜 ）	第 ２ 回 入 札 （ 税 抜 ）		
1	広創建設株式会社	¥87,860,000	辞退		
2	本間建設株式会社	¥78,500,000	¥75,000,000		
3					
4					
5					
6					
7					
8					

契約の相手方	名 称	本間建設株式会社
	所在地	大田区池上七丁目21番18号

契約金額 (税 込) ￥80,300,000 (不落随契)
(税 抜) ￥73,000,000

予定価格 (税 込) ￥80,394,600
 (税 抜) ￥73,086,000

総務財政委員会
令和8年7月15日
総務部 資料4番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	6
工 事 件 名	羽田中学校照明改修工事
契 約 金 額	¥ 7 0 , 4 0 0 , 0 0 0 -
契 約 の 相 手 方	大田区東矢口一丁目 12 番 22 号 株式会社城南サービス 代表取締役 磯 收二
契 約 年 月 日	令 和 8 年 7 月 6 日
工 期	令 和 9 年 3 月 1 5 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区東糀谷六丁目 10 番 12 号	
(2) 工事内容 照明改修工事 一式	
(3) 案内図	
	

入 札 経 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	羽田中学校照明改修工事		
令和8年7月6日					
入 札 参 加 者		第 1 回 入 札 （ 税 抜 ）	第 2 回 入 札 （ 税 抜 ）		
1	アイユー電気株式会社	辞退			
2	株式会社城南サービス	レ ¥64,000,000 総合点47.9点 価格点19.9点 技術点28点			
3	新栄電気株式会社	辞退			
4	新星電工株式会社	¥85,000,000 予定価格超過			
5	株式会社大電工	¥72,288,800 予定価格超過			
6	太陽電業株式会社	¥79,200,000 予定価格超過			
7	株式会社NAGAOKA	¥69,000,000 総合点37.8点 価格点4.8点 技術点33点			
8	仲村電業株式会社	¥87,000,000 予定価格超過			
9	増田電気株式会社	辞退			
10	株式会社三ッ芳電気	辞退			
11	ミツル電気株式会社	辞退			
12	株式会社矢沢電気商会	辞退			
契約の相手方		名 称	株式会社城南サービス		
		所在地	大田区東矢口一丁目12番22号		
契約金額（税 込）		¥ 7 0 , 4 0 0 , 0 0 0 （落札率92.15%）			
（税 抜）		¥ 6 4 , 0 0 0 , 0 0 0			
予定価格（税 込）		¥ 7 6 , 3 9 7 , 2 0 0			
（税 抜）		¥ 6 9 , 4 5 2 , 0 0 0			

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	7
工 事 件 名	千鳥さくら保育園空調設備改修工事
契 約 金 額	¥ 6 7 , 3 2 0 , 0 0 0 -
契 約 の 相 手 方	大田区西蒲田六丁目 20 番 1 号 株式会社勝工業所 代表取締役 伊澤 正人
契 約 年 月 日	令 和 8 年 6 月 2 9 日
工 期	令 和 9 年 1 月 2 9 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区千鳥二丁目 28 番 11 号 (2) 工事内容 ア 空調設備改修工事 一式 イ 空調設備改修工事に伴う電気設備工事 一式 (3) 案内図 	

入 札 經 過 調 書

入札年月日		件名	千鳥さくら保育園空調設備改修工事		
令和8年6月29日					
入札参加者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）		
1	株式会社エバジツ	¥68,938,000			
2	株式会社勝工業所	¥61,200,000			
3	株式会社城南サービス	¥64,170,000			
4	昭和設備株式会社	¥69,000,000			
5	株式会社新星工業	最低制限未満			
6	株式会社清香園	¥63,000,000			
7	富田工業株式会社	¥61,950,000			
8	日産温調株式会社	¥61,892,000			
契約の相手方 名称 所在地 株式会社勝工業所 大田区西蒲田六丁目20番1号					
契約金額（税込） （税抜） ¥67,320,000（落札率92.06%） ¥61,200,000					
予定価格（税込） （税抜） ¥73,125,800 ¥66,478,000					

総務財政委員会
令和8年7月15日
総務部 資料4番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	8
工 事 件 名	本庁舎中央監視装置更新工事
契 約 金 額	¥100,100,000－ 随意契約
契 約 の 相 手 方	港区東新橋一丁目5番1号 パナソニックEWエンジニアリング株式会社 東京本部 取締役本部長 中牟田 研也
契 約 年 月 日	令和 8 年 6 月 26 日
工 期	令和 9 年 3 月 12 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区蒲田五丁目13番14号 (2) 工事内容 中央監視装置更新工事 一式 (3) 案内図	

令和7年度 収納状況報告

特別区民税 (単位:千円、%)

	令和7年度					令和6年度				
	予算額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	予算 収納率 (C/A)	調定 収納率 (C/B)	予算額 (D)	調定額 (E)	収入済額 (F)	予算 収納率 (F/D)	調定 収納率 (F/E)
現年分	83,812,084	85,830,038	85,198,350	101.65	99.26	74,703,843	76,136,097	75,580,962	101.17	99.27
滞納繰越分	482,749	841,453	441,749	91.51	52.50	485,585	820,358	466,101	95.99	56.82
合計	84,294,833	86,671,491	85,640,099	101.60	98.81	75,189,428	76,956,456	76,047,063	101.14	98.82

国民健康保険料 (単位:千円、%)

	令和7年度					令和6年度				
	予算額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	予算 収納率 (C/A)	調定 収納率 (C/B)	予算額 (D)	調定額 (E)	収入済額 (F)	予算 収納率 (F/D)	調定 収納率 (F/E)
現年分	14,843,341	16,537,186	15,008,935	101.12	90.76	14,964,495	17,540,223	15,768,289	105.37	89.90
滞納繰越分	863,386	3,041,210	1,005,948	116.51	33.08	867,537	2,935,524	816,539	94.12	27.82
合計	15,706,727	19,578,397	16,014,884	101.96	81.80	15,832,032	20,475,747	16,584,828	104.75	81.00

後期高齢者医療保険料 (単位:千円、%)

	令和7年度					令和6年度				
	予算額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	予算 収納率 (C/A)	調定 収納率 (C/B)	予算額 (D)	調定額 (E)	収入済額 (F)	予算 収納率 (F/D)	調定 収納率 (F/E)
現年分	11,513,971	11,587,559	11,500,556	99.88	99.25	10,647,048	10,789,502	10,705,791	100.55	99.22
滞納繰越分	64,290	154,979	67,371	104.79	43.47	58,716	133,800	66,916	113.97	50.01
合計	11,578,261	11,742,538	11,567,928	99.91	98.51	10,705,764	10,923,302	10,772,707	100.63	98.62